

独立行政法人日本学術振興会 科学研究費助成事業（JSPS 科研費）
平成 25 年度～平成 28 年度採択課題（基盤研究（B） 課題番号 25283018）

全国自治体における 性自認・性的指向に関連する施策調査 (2016（平成 28）年 4 月～7 月実施)

報告書

谷口洋幸・石田仁・釜野さおり・河口和也・堀江有里

科学研究費助成事業

「日本におけるクィア・スタディーズの構築」研究グループ編

研究代表 河口 和也（広島修道大学）
調査統括責任者 谷口 洋幸（高岡法科大学）

2017 年 8 月

調査メンバー

谷口 洋幸	(高岡法科大学教授) ※統括責任者
石田 仁	(明治学院大学社会学部附属研究所研究員)
釜野 さおり	(国立社会保障・人口問題研究所室長)
河口 和也	(広島修道大学教授)
堀江 有里	(法政大学大原社会問題研究所客員研究員)

本報告書は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(JSPS 科研費)平成 25 年度～28 年度採択課題(基盤研究(B)課題番号 25283018「日本におけるクィア・スタディーズの構築」)の成果の一部である。

※引用のさいには、以下の情報を含めていただきますようお願いいたします。

谷口洋幸・石田 仁・釜野さおり・河口和也・堀江有里 2017 『全国自治体における性自認・性的指向に関連する施策調査(2016(平成 28)年 4 月～7 月実施)報告書』科学研究費助成事業「日本におけるクィア・スタディーズの構築」研究グループ編

2017 年 8 月 15 日発行

2017 年 9 月 9 日修正版

目次

はじめに	1
第一部 調査概要	
1 調査の概要	7
2 調査票の概説	9
3 結果の概要	12
第二部 条例・計画・指針の分析	
1 条例・計画・指針地図	17
2 条例の文言分析	20
3 計画・指針の文言分析	23
第三部 要望の分析	
1 事業化の実践例	47
2 自治体が抱える困難	50
3 男女二元制への対応	56
4 同性パートナー証明の要請	60
5 パートナーシップ認定手続の比較	64
おわりに	83
資料集	
① 調査票	87
② 計画・指針等の用語一覧	89
③ 自治体のパートナーシップ認定手続	122

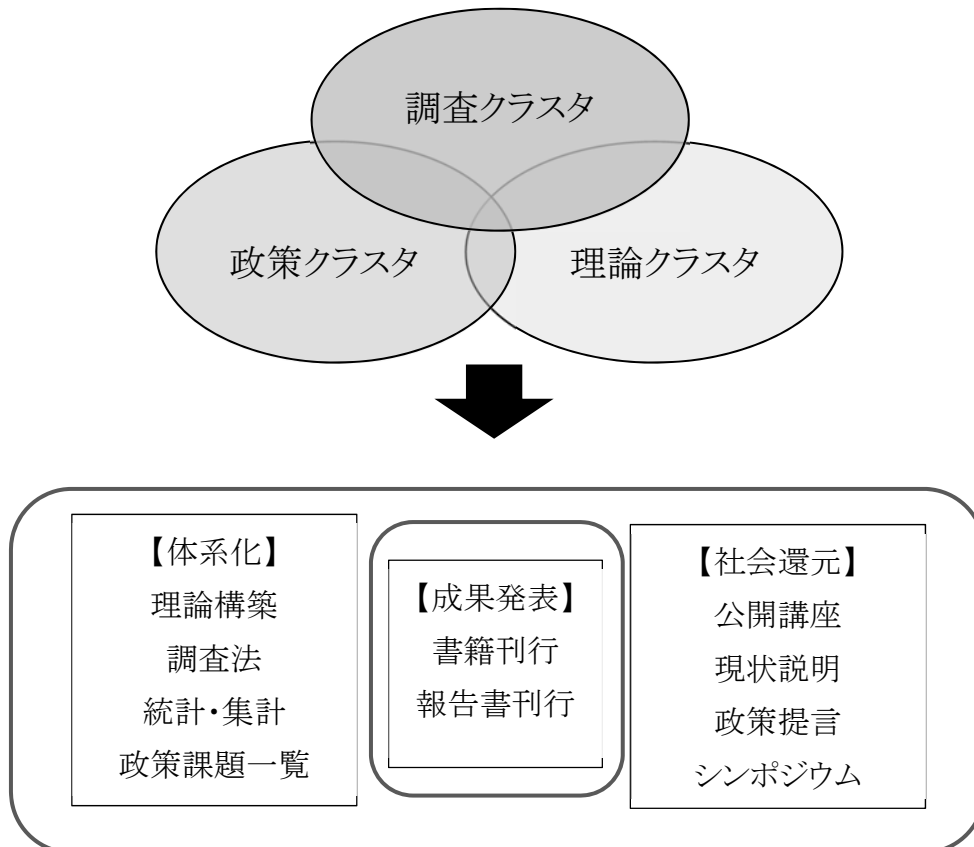
はじめに

河口和也・谷口洋幸

1. 調査主体の研究体制

本調査は、「性自認・性的指向に関連する施策についてのアンケート」という名称で、科学研究費「日本におけるクィア・スタディーズの構築」という研究課題の一環として行われたものである。本研究プロジェクトは2013～2016年度にかけて行われているものであるが、それ以前にも私たち研究グループは2期にわたり【第1期 2007～2009年度「日本におけるクィア・スタディーズの可能性」】と【第2期 2010～2012年度「日本におけるクィア・スタディーズの展開」】で共同研究を行ってきた。したがって、この調査は、長期的にみれば、3つの時期にわたって行われた科学研究費による研究課題の成果とも言えるものである。本報告書は第3期の共同研究にあたる。

図 「日本におけるクィア・スタディーズの構築」の研究体制（第3期 2013-2016）



第3期の研究では、第2期の研究体制を見直し、3つの研究クラスタを設置した。その研究クラスタとは、理論クラスタ、調査クラスタ、政策クラスタである。各クラスタの目的については以下のように設定した。理論クラスタは、クィア理論の学術的蓄積の整理と紹介、日本や東アジアに関する日英両言語における学術研究の蓄積を踏まえた、英語圏を中心とする学術的議論への理論的介入を行うこと。調査クラスタは、社会調査をもちいて、日本における性的マイノリティ・性の多様性に関する意識およびその規定要因を明らかにすること。政策クラスタは、性的マイノリティに関連する政策課題の整理と類型化、さまざまな社会問題への実践的な政策提言を試みることである。研究の過程において、各クラスタは独立して研究を行いつつも、それぞれの研究上の問題点や成果を共有して、可能な限り相互に関連性をもたせるように努めてきた。

第3期 「クィア・スタディーズの構築」研究の研究代表者・分担者一覧

氏名	所属	クラスタ	分担
河口和也	広島修道大学	調査＋政策	研究代表者＋クラスタ調整
石田 仁	明治学院大学	調査＋政策	調査立案・実施・解析＋政策
風間孝	中京大学	調査	調査立案・実施・解析
釜野さおり	国立社会保障・人口問題研究所	調査＋政策	調査クラスタ統括＋調査立案・実施・解析＋政策
菅野優香	同志社大学	理論	理論・表象研究
清水晶子	東京大学	理論	理論クラスタ統括
谷口洋幸	高岡法科大学	政策	政策クラスタ統括
堀江有里	立命館大学	理論＋政策	理論研究＋政策
吉仲崇	横浜市立大学	調査	調査立案・実施・解析

なお、上の表で挙げられている研究者一覧は、本調査結果報告時におけるものである。これまで3期にわたり行われた研究には、この一覧以外にも、下記の研究者も従事していただいた。海外の大学への異動等により現行メンバーとしては記載されていないが、本研究成果には下記の研究者の貢献も不可欠であった。

マリィ クレア (メルボルン大学)
 菅沼 勝彦 (タスマニア大学)
 川坂 和義 (東京大学(サセックス大学留学中))

2. 調査までのプロセス

第3期の政策クラスタの研究課題として、性的マイノリティに関連する政策課題の整理と類型化を設定した。第一弾の予備的調査として、2014年3月、全国47都道府県および20政令指定都市の人権施策担当部局と男女共同参画担当部局に向けて、条例や計画・方針・指針等の行政文書ならびに実施事業についてのアンケートを行った。結果、合計134件のアンケートの送付に対して、117件の回答を得た(回収率87.3%)。回答の内容については、調査クラスタと合同で実施した報告集会(2015年11月28日、於国立社会保障・人口問題研究所会議室)において、集計結果を公表した。なお、本研究グループの集計結果に、一部の市町村の情報を加えたデータは、LGBT法連合会編2016『「LGBT」差別禁止の法制度って何だろう?』(かもがわ出版)の巻末資料として転載され、LGBT法連合会のウェブサイト(<http://lgbtetc.jp>)には補訂版が公開されている。

本調査は、この予備的調査をもとに質問項目を整理した上で、都道府県と政令指定都市だけでなく、全国約2,000の自治体への悉皆調査を実施したものである。

3. 調査の意義

法務省が毎年実施している人権週間の年間強調目標には、2002年から「性的指向にもとづく差別をなくそう」、2004年から「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」(2016年から「性自認を理由とする差別をなくそう」)が掲げられている。また、内閣府が策定している男女共同参画基本計画では、第3次計画(2010)において「性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要である」と明記された。この記述は現在実施中の第4次計画(2015)にも引き継がれている。ところが、これらにもとづいて実施される都道府県および市区町村の人権施策や男女共同参画施策では、性的指向や性自認が正面から取り上げられた例は少ない。2014年に実施した都道府県および政令指定都市へのアンケートにおいても、人権施策の標語には含まれているものの、具体的な事業化はほとんどなされていないとの結果が得られた。男女共同参画施策では性的指向や性自認の課題が浸透していないことも明らかとなった。事実、第3期の調査クラスタが実施した全国意識調査においても、人々が自治体から性的マイノリティに関する情報を受け取っている割合は、他のメディアに比べて圧倒的に低かった。

一方、2015年に渋谷区において、区内在住の同性カップルにパートナーシップ証

明書を発行する手続きが条例化されたことを契機に、自治体における認識に変化の兆しがみえてきた。同性カップルないし性的指向だけでなく、性自認も含めた人権施策や男女共同参画施策のあり方が議論されはじめ、各自治体における積極的な情報収集や職員向け研修なども試みられている。本調査は、このように性的マイノリティへの世間的な関心が高まり、自治体の取り組みが期待されている最中に実施されたものであり、自治体の今後の施策を考えるための資料となれば幸いである。

なお、本調査が2016年4月から7月にかけて実施されたものであるため、自治体の回答日以降のデータが反映されていないことにご留意いただきたい。本報告書では定点的な調査としての価値を優先するため、メディア等を介して得られる新たな施策等は原則として追加掲載していない。今後、これらの情報に関するウェブサイトの構築などを通じて、より精度の高い、網羅的かつ最新のデータが提供できるよう、調査手法や研究成果の公表方法も含めて検討を進めていきたい。

第一部

調査の概要

1 調査の概要

石田 仁

本調査は、全国すべての自治体を対象とし、性自認・性的指向に関連する施策の取り組み実態を知るために行った(自治体悉皆調査)。ウェブ回答を主たる調査モードとして採用している。調査の概要は以下のとおりである。

なお、本調査は、別の自治体悉皆調査(調査名:性・性別に関する「複合的に困難な状況におかれた人々」に関する取り組み実態アンケート(調査主体:(一社)部落解放・人権研究所)の調査手法を応用させたものである。詳しくは石田仁 2017「自治体悉皆調査の設計ならびに回答モード等の検討」『部落解放研究』(206):7-26 を参照いただきたい。

(1) 調査名

「性自認・性的指向に関連する施策についてのアンケート」

(2) 調査主体

「日本におけるクィア・スタディーズの構築」研究チーム・政策クラスタ
(独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(JSPS 科研費)平成25年度～28年度採択課題(基盤研究(B)課題番号 25283018、研究代表者・河口和也(広島修道大学教授)、政策クラスタ統括責任者・谷口洋幸(高岡法科大学教授))

(3) 調査モード

郵送依頼-ウェブ回答(メール・FAX・郵送回答併用 Mixed Mode)
オーダーメイド型ウェブ画面構築 (ウェブ画面構築請負事業者 (株)マーシュ)

(4) 調査時期

2016年(平成28年)4月22日～6月17日(9週間)
当初ウェブ回答の期限を5月31日としていたものを2週間半延長した。
メール・FAX・郵送回答分は7月8日到着分までのものを有効とした。

(5) 依頼状送付先

全国自治体の男女共同参画担当部署または担当者宛に依頼状を郵送した。

当初、全国すべての都道府県・市町村ならびに特別区を対象としたが、実査直前の4月中旬に熊本地震が発生したため、熊本県の全自治体(46自治体)ならびに宮崎県の4自治体(椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町)への協力依頼を見送った。結果、本調査では上記50自治体を除く1,738自治体を対象となった。

(6) 依頼時封入物

依頼状のほか、調査主旨文(用語解説付)、返送用調査票、ウェブ回答の手引き、ノベルティ(付箋)を同封した。

(7) 情報保全への対処

ウェブ回答にあたっては、重複回答等の防止のため、自治体ごとにユニークなIDとパスワードを振り当てた。また、入力内容の送信はSSL機能で暗号化している。

2 調査票の概説

谷口洋幸

(1) 調査の目的

本調査は、第一部1にまとめられているとおり、自治体の男女共同参画担当部署または担当者宛に依頼状を郵送し、インターネットの専用ウェブ画面に回答を記入していただく方式を採用した。郵送した依頼状に、本調査の目的を次のように記載した。

「性同一性障害を抱える人々の性別変更を可能とする法律が施行されて10年以上が経過しました。社会の理解は少しずつ進んでいますが、個人の性自認(gender identity)が尊重されない場面はいまだ多く存在しています。また、性的指向(sexual orientation)が同性である人々は、同性のパートナーと生活を共にしていても、法律上は赤の他人としてしか扱われません。こうした状況に対応するため、一部の自治体では、同性カップルを結婚相当の関係性と認めるパートナーシップ証明書の発行が始められています。

このアンケートは、文部科学省の科学研究費の助成を受け、性別変更の取扱いや同性間のパートナーシップ証明に関連する内容を含めた、**性自認・性的指向に関連する施策**について、全国すべての各自治体の現状を把握するとともに、実施されている取り組みの内容や今後の課題などをうかがうものです。」

この記述は、性的指向や性自認という専門用語の浸透度が未知数であることに鑑み、具体例として性同一性障害者特例法や同性パートナーシップ証明を示すことで、回答者に的確な内容を想起していただくことを意図したものである。同時に、「性的指向」と「性自認」について、次のような用語解説も併記した。もっとも、性的指向や性自認について公的文書による定義は存在しないため、調査メンバーにおいて定義を執筆し、回答者に次のように提示した。

「性自認(gender identity)一個人の身体についての感覚(自由意思にもとづいて医学的・外科的手段によって身体的な外観・機能が変更される場合もある)。また、服装・言動・振る舞いなどの自分の性別の認識。生まれたときの性別と一致する場合もあれば、一致しない場合もある。一致しない場合、トランスジェンダーという概念で説明される(性同一性障害は医学上の診断名)。」

「性的指向(sexual orientation)一個人の感情的・情緒的・性的な関心や特定の人たちとの関係を表す言葉。同性に惹かれる人びとを同性愛者(レズビアン＝女性同性愛者、ゲイ＝男性同性愛者)、両性に惹かれる人びとを両性愛者(バイセクシュアル)、異性に惹かれる人びとを異性愛者(ヘテロセクシュアル)と呼ぶ。」

概念の定義は困難であったが、煩雑になりすぎない説明を心がけ、かつ、混同しやすい内容にも注意を向けた。加えて、アンケートに対する的確な回答を導き出すため、質問項目に記載した「性自認や性的指向に直接関連する言葉」に該当しうる表現も次のように幅広く列挙しておいた。

「性自認や性的指向に直接関連する言葉—性的少数者/性的マイノリティ/セクシュアル・マイノリティ、性自認(性同一性、ジェンダー・アイデンティティなど)、性的指向(性指向、セクシュアル・オリエンテーションなど)、性別違和、同性愛(者)、両性愛(者)、性同一性障害/障がい(者)、同性(の)カップル、同性間パートナーシップ、性分化疾患、身体の性が不明確な人々、LGBT、LGBTI など。」

性自認や性的指向に関するこれらの事前説明は、回答の内容ではなく、回答していただく施策の文書や領域へと回答者を誘導する目的で記載したものである。

(2) 質問項目の構成

質問項目は問1から問5の全5項目で実施した。問1と問2が文書内容を問うものであり、問3は具体的な取り組みを問うている。問4は市民団体の把握状況を、問5は担当者について伺った。以下、問1から問4について解説する。なお、具体的な質問項目の文言などについては、巻末の資料①を参照いただきたい。

・文書レベルでの言及（問1・問2 自治体の文書における記述について）

問1および問2では、性自認や性的指向に直接関連する文言が自治体の文書に含まれているかを問うた設問である。問1において条例、問2において計画・プラン・指針・宣言などを対象とし、それぞれの文書について施行年月と該当する文言の言及部分について質問した。問1の条例は、議会における多数決で採択されるものであり、形式的にせよ、大多数の人の合意を必要とする。性自認や性的指向にもとづく差別や人権侵害を受けている側は、確率的に考えて大多数側を形成することはできない。対して、問2は原則として行政事務担当者が原案など主要な役割を果たす。もちろん、有識者懇談会等の手続きを要するもの多いが、条例に比べると、担当部署や担当者の実質的な裁量は広い。また、文言が記載された社会背景や他の自治体からの影響などを検討するために、施行年月も問うている。ただし、過去の条例や計画等における言及の有無を問うていないため、記載された記述の歴史的経緯はたどれていない。

・実際の対応（問3 具体的な取り組み（対応、実践例）について）

問3は、性自認や性的指向に関連する事案への対応や住民から寄せられる相談や

意見、要望について質問した。把握している件数を問うた後に、事例ごとに3つの点を質問した。具体的な内容、取り組みの状況、そして自己評価である。具体的内容は差し支えない範囲での自由記述とした。取り組みの状況は、相談対応、連携、意識啓発、事業化などの類型を選択してもらった回答手法を用いた。相談対応については方法や場所、連携については連携先の部署や団体、意識啓発については媒体や形式、事業化については具体的な施策などを回答してもらったため、選択した後にも自由記述欄を設けている。

・市民団体との連携（問4 性自認・性的指向関連の市民団体の登録数）

問4は近年の自治体における性的マイノリティ関連事業において、いわゆる当事者団体との連携がはかれる場面が多いことに鑑み、自治体がどれだけ意識的に性的マイノリティの市民団体を把握しているか問うたものである。ただし、市民団体の登録手続きが自治体によって異なるため、回答が困難であったとの感想もいただいた。

3 結果の概要

石田 仁

本調査の回収結果に関する数値は以下のとおりである。分析と検討は第2部および第3部をご覧ください。

(1) 回収票の回答モード比

(全体)	ウェブ	メール	FAX	郵送
(811件)	677件	30件	83件	21件
(100.0%)	83.5%	3.7%	10.2%	2.6%

(2) 回収率

46.7% (1,738自治体中811自治体が回答)。

なお、複数の部課から回答が寄せられた自治体についてはまとめて1つとしてカウントした。

(3) 設問への回答

問1 条例に、性自認や性的指向に直接関連する言葉が

ない	786自治体	(96.7%)
ある	27自治体	(3.3%)

問2 計画・プラン・指針・宣言などの文書に、性自認や性的指向に直接関連する言葉が

ない	623自治体	(76.8%)
ある	188自治体	(23.2%)

※ 「ある」の回答のうち、実際の文言や資料を確認したところ、言及されていないと判断したものは「ない」としてカウントした。

問3 性自認や性的指向に関して、対応した事案や住民から寄せられる相談や意見、要望はありますか

把握していない	691自治体	(84.8%)
1件	74自治体	(9.1%)
2件	9自治体	(1.1%)
3件	10自治体	(1.2%)
4～9件	18自治体	(2.2%)
10件以上	13自治体	(1.6%)

問 4 自治体において登録されている性自認や性的指向に直接関連する市民団体の数

把握していない	787 自治体	(96.7%)
把握している (内訳)	71 自治体	(3.3%)
0 団体	44 自治体*	
1 団体	24 自治体	
2 団体	1 自治体	
3 団体	0 自治体	
4 団体	1 自治体	
5 団体	0 自治体	
6 団体	1 自治体	
7 団体以上	0 自治体	

※ 「把握している」を選択しているが登録団体数を記入していない回答が 44 自治体あったため、「把握していない」に組み入れた。

(4) 情報保全への対処

問 3 への回答として記入された事案については、情報保全の見地から報告書刊行前のチェックを要望するかどうかについての確認欄を設け、要望のあった自治体には報告書の刊行に先立ち、該当部分の記述を確認してもらい、修正・削除等の対応を行った。また、要望が特段なかった自治体についても、個人の特定につながりかねない情報については一部を加工している。

第二部

条例・計画・指針の分析

1 条例・計画・指針地図

問1に対する自治体の回答をもとに、都道府県地図(図1)および市町村地図(図2)を作成した。原則として自治体の回答にしたがって色塗りしているが、一部、調査メンバーが原文等を確認して修正した部分もある。なお、ウェブ上には GoogleEarth を用いて表示する地図を掲載している。合わせてご活用いただきたい。

ここに掲載した地図および GoogleEarth を用いた地図の作成にあたり、国立社会保障・人口問題研究所の鎌田健司氏(国際関係部・室長)に多大なるご協力をいただいた。記して御礼を申し上げます。

図1 都道府県

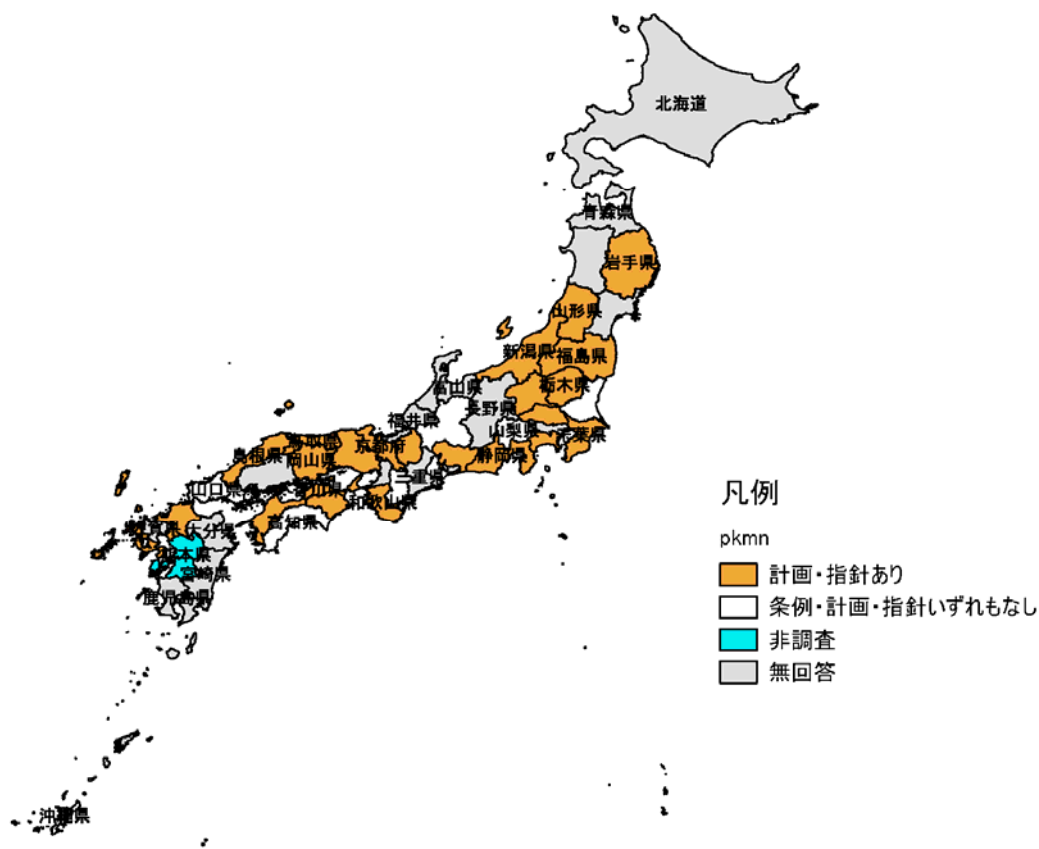
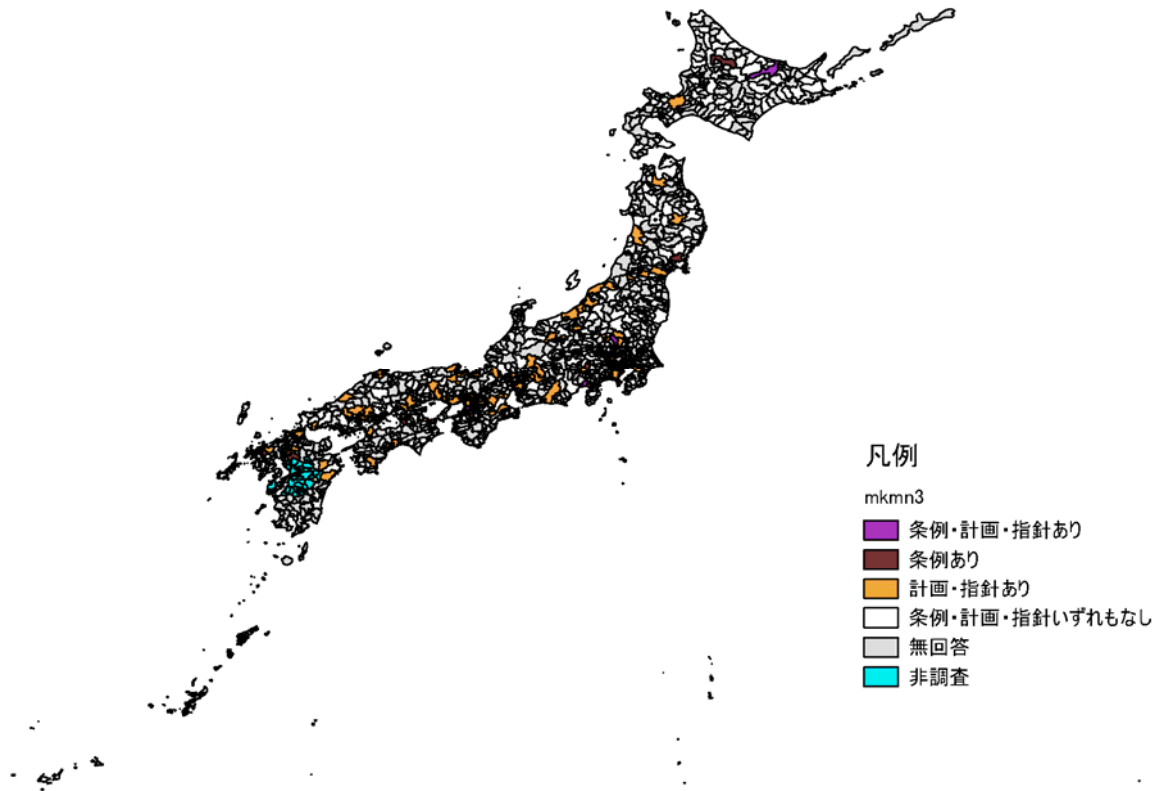
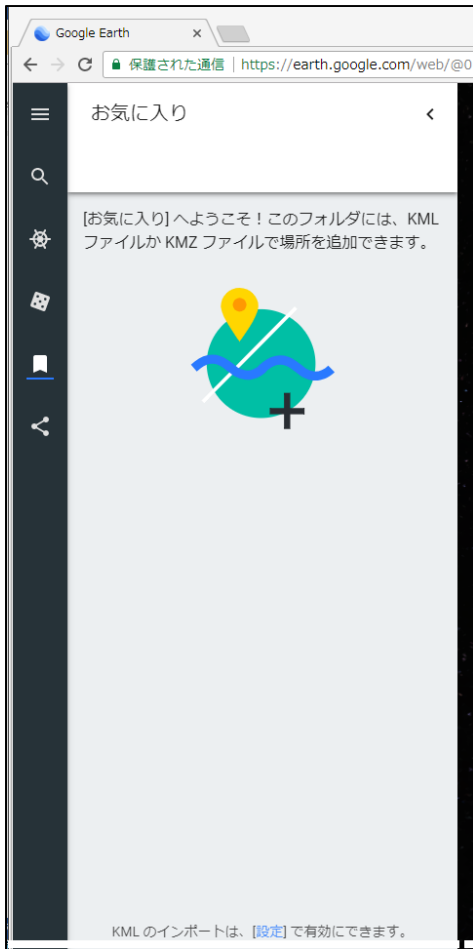


図2 市区町村



[地図の見方]

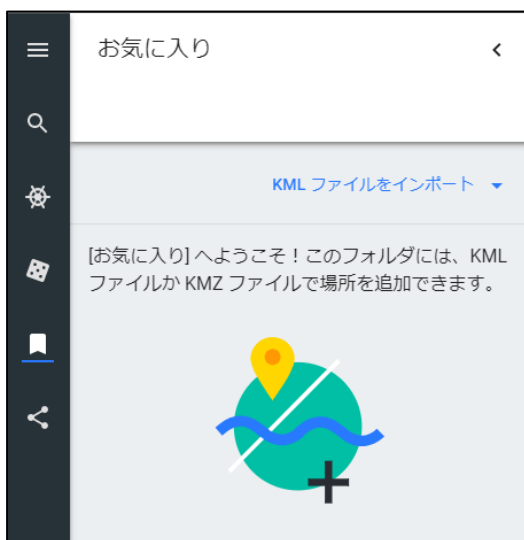
1. [河口研究室](#)のリンクから都道府県別データ(pkmn4.kmz)と地方自治体データ(mkmn4.kmz)をダウンロードしておく。
2. ブラウザで「[Google Earth](#)」の画面に行く。
3. ブラウザ上で Google Earth を起動し、ログインする(※利用にあたっては google アカウントが必要)。
4. 「お気に入り」タブから「設定」に飛ぶ[図 3]。
5. 「KML ファイルのインポートを有効にする」を ON [図 4]。
6. 「KMZ ファイルをインポート」[図 5]→「ファイルを開く」→「pkmn4.kmz」あるいは「mkmn4.kmz」のファイルを指定する。
7. 完了。詳細に塗り分けられた地図を見ることができる。



[図 3] 「お気に入り」から「設定」
(図の最下段にリンクがある)



[図 4] 「KML ファイルのインポートを有効にする」
(図の最下段にスイッチがある)



[図 5] 「お気に入り」からインポート

※使用ブラウザによっては表示が異なることがある。

2 条例の文言分析

河口和也

(1) はじめに

本調査では、各自治体の条例のなかに、「性自認」「性的指向」に直接関連する言葉が入っているかどうかを尋ねた。そうした言葉が入っていると回答のあった自治体は、27件であった。ないと回答した自治体は786件であった。

表 2-1 性自認や性的指向に関する文言の入った条例を有している自治体（回答した自治体のみ）

市町村	条例名称	施行年月
北海道北見市	北見市男女共同参画を推進するための条例	2006/7
北海道士別市	士別市男女共同参画推進条例	2012/4
宮城県登米市	だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例	2011/4
茨城県小美玉市	小美玉市男女共同参画条例	2009/4
栃木県佐野市	佐野市男女共同参画推進条例	2006/6
栃木県下野市	下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例	2016/4
東京都文京区	文京区男女平等参画推進条例	2013/11
石川県羽咋郡宝達志水町	宝達志水町男女共同参画推進条例	2010/11
山梨県甲州市	甲州市男女共同参画推進条例	2016/3
岐阜県可児市	可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例	2007/7
静岡県富士市	富士市男女共同参画条例	2004/4
三重県鳥羽市	鳥羽市男女共同参画推進条例	2012/3
大阪府堺市	堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例	2002/4
大阪府守口市	守口市男女共同参画推進条例	2010/6
大阪府枚方市	枚方市男女共同参画推進条例	2010/3
大阪府松原市	松原市男女輝きまちづくり条例	2015/4
大阪府大東市	大東市男女共同参画推進条例	2007/4
大阪府和泉市	和泉市男女共同参画推進条例	2007/7
大阪府羽曳野市	羽曳野市男女共同参画推進条例	2014/4
大阪府藤井寺市	藤井寺市男女共同参画推進条例	2011/4
大阪府泉南市	泉南市男女平等参画推進条例	2012/4
和歌山県橋本市	橋本市男女共同参画推進条例	2015/10
鳥取県倉吉市	倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例	2010/4
徳島県鳴門市	鳴門市男女共同参画推進条例	2016/1
香川県三豊市	三豊市男女共同参画推進条例	2016/4
福岡県八女市	八女市男女共同参画のまちづくり条例	2004/4
佐賀県伊万里市	伊万里市男女協働参画を推進する条例	2016/4

(2) 「男女共同参画」か「人権」か

この 27 件のうち、男女共同参画関連の条例のなかに「性自認」「性的指向」という言葉が入っていたのは 26 件であり、人権関連の条例に入っていたのは 1 件であった。人権関連の条例は、「部落差別撤廃とあらゆる差別をなくす条例」である。

(3) 文言の特徴

以下に、条例のなかでどのような表現が使用されているかを見てみる。

表 2-2 性自認や性的指向に関する条例における表現

表現	自治体
「性同一性障害を有する(持つ)人やその他多様な性」	北海道北見市、北海道士別市、茨城県小美玉市、岐阜県可児市、大阪府藤井寺市、香川県三豊市
「性同一性障害者等」	宮城県登米市、栃木県佐野市、静岡県富士市、大阪府和泉市、福岡県八女市
「性同一性障害又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等」	栃木県下野市、三重県鳥羽市、大阪府堺市、大阪府守口市、大阪府松原市、大阪府大東市、佐賀県伊万里市
「性的指向又は性自認に起因する差別」	東京都文京区、大阪府松原市、大阪府羽曳野市、大阪府泉南市、和歌山県橋本市
「ジェンダー男女別に期待される役割、イメージ等の社会的又は文化的に形成された差別」	石川県羽咋郡宝達志水町
「LGBT」	山梨県甲州市
「多様な性」	大阪府枚方市
「セクシュアル・マイノリティ(同性愛者、両性愛者、性同一性障がい者、インターセックス等の性的少数者)」	徳島県鳴門市
「その他マイノリティ」	鳥取県倉吉市

(4) まとめ

この調査において回答を寄せていただいた自治体に関していえば、「性自認」および「性的指向」に関する取り組みについては、男女共同参画に関する条例のなかに記載されていることがわかる。人権施策として条例化されている自治体もないわけではないが、その記載は「その他マイノリティ」という記載方法になっており、性自認や性的指

向に起因する差別という特徴については言及されていない。

また傾向としては、「性同一性障害を有する(持つ)人やその他多様な性」、「性同一性障害者等」、「性同一性障害又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等」、「性的指向又は性自認に起因する差別」などように、同じ(ような)表現形式を使用している自治体が多くみられる。

3 計画・指針等の文言分析

釜野さおり・堀江有里

(1) はじめに

ここでは、各自治体の計画・指針等の文書で用いられている、性的指向や性自認に関する用語について調べた結果を報告する。

アンケートでは「あなたの自治体にある計画・プラン・指針・宣言などの文書に、性的指向や性自認に直接関連する言葉が入っているものはありますか」、とたずね、「ある」と回答した場合には、「文書の名称と言及されている部分を抜粋して入力してください」とたずねた。後者への回答は、自治体によってどの程度詳しく記載されているかに大きな幅があった。文書中の見出しと思われる部分のみが書かれている場合もあれば、関連箇所の周辺全てを入力されていた場合もあったが、基本的には、回答されたものを基に分析することとした。ただし、文書のページ番号や文書名のみと言及があった場合、あるいは文章が抜粋されていても性的指向・性自認との関連の有無が判断できない場合(例「人権の問題」)には、研究チームで該当自治体のHPを閲覧し、情報を補完した上で分析した¹。

(2) 計画・指針等の文書で性的指向・性自認に言及している自治体数

回答のあった811の自治体のうち、計画・指針等において性的指向・性自認に関しての何らかの言及がなされている自治体数は188である。そのうち言及している計画・指針等を2つ挙げた自治体は33、3つ挙げた自治体は5つ(高槻市、伊丹市、岡山県、福岡県)、5つ挙げた自治体は1つ(群馬県)である。

性的指向・性自認に関しての何らかの言及がなされている計画・指針等を3つ以上挙げた自治体における内訳は、図表1の通りである。

¹ これは、性的指向・性自認に関する言及が可能な回答がなされていた場合は、仮にそれが不完全なものであっても、その情報に基づいて分析がなされていることを意味する。各自治体の計画・指針等の詳細を新たに調べ、自治体間の情報量を一定にした上での分析は、今後の研究に委ねたい。

図表1 性的指向・性自認への言及のある計画・指針等を3つ以上もつ自治体における文書の名称と策定年

自治体	名称	策定年
群馬県	第15次群馬県総合計画 はばたけ群馬プランⅡ	2016
	群馬県生活安心いきいきプラン	2016
	人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画	2005
	群馬県男女共同参画基本計画（第4次）	2016
	群馬県人権教育充実指針	2016
大阪府高槻市	高槻市男女共同参画計画	2013
	高槻市人権施策基本方針	2004
	高槻市人権施策推進計画	2015
兵庫県伊丹市	伊丹市人権教育・啓発に関する基本方針	2010
	伊丹市男女共同参画計画<中間見直し>	2012
	伊丹市DV防止・被害者支援計画 ～第2期 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～	2015
岡山県	第4次岡山県人権政策推進指針	2016
	第4次おかやまウィズプラン	2016
	第2次岡山県人権教育推進プラン	2012
福岡県	福岡県人権教育・啓発基本指針	2003
	福岡県人権教育・基本指針に基づく実施計画	2015
	第4次福岡県男女共同参画計画	2016

(3) 計画・指針等の施策における位置付け

188自治体の235文書についての施策的な位置付けを見ると、「男女共同参画」が108、「人権擁護」が110、「その他」が19である。「その他」には、盛岡市子ども・若者育成支援計画、ふくしまユニバーサルデザイン推進計画、群馬県生活安心いきいきプランユニバーサルデザイン推進計画、とちぎ青少年プラン2016～2020、第15次群馬県総合計画 はばたけ群馬プランⅡ、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた千葉市行動計画【改訂版】、朝霞市地域防災計画、第2次唐津市総合計画などが挙げられる。

言及されているものとして一つの文書が挙げられた149の自治体のうち、その文書が男女共同参画施策として位置付けられているのは80、人権擁護施策に位置付けられているのは65、その他の施策であるのが7である。「その他」に分類されたものの中に

は、人権擁護施策や男女共同参画施策と重複しているものもある。たとえば「第3次三芳町男女共同参画基本計画・三芳町DV防止基本企画」、「太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針」などである。

言及されている文書が2つ以上あると回答された自治体で、男女共同参画施策と人権擁護施策に基づく計画・指針等の双方があるのは、群馬県、越谷市、横浜市、新潟市、静岡県、名古屋市、滋賀県、京都府、福知山市、京田辺市、堺市、高槻市、八尾市、兵庫県、伊丹市、加古川市、宝塚市、倉敷市、東かがわ市、愛媛県、高知市、福岡県、春日市、朝倉市、長崎県である。

文書の種類を見ると、「計画・プラン」は179件、「指針・方針」は55件、「その他」は1件(伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱)である。

(4) 計画・指針等で用いられている性的指向・性自認に関わる用語

性的指向・性自認に関わる用語のうち、計画・指針等の文書でもっとも多く用いられているのは「性同一性障害(障がい)」で、117の自治体(135文書)で使われている。次いで多く言及されているのは「性的指向」(80自治体、88文書)である。

「性的マイノリティ」は52の自治体(58文書)、「性的少数者」は48の自治体(55文書)、「同性愛(者)」は46の自治体(51文書)、「両性愛(者)」は言28自治体(30文書)である。「性の多様性、多様な性」に言及している自治体は40(44文書)、「LGBT」に言及している自治体は32(33文書)である。

言及の少ない用語は「性自認」で9自治体(10文書)や、インターセックス・性分化疾患で6自治体(8文書)である。

言及されている用語の組み合わせに注目すると、「性的指向」に言及している88文書のうち、「性同一性障害(障がい)」にも言及しているのは70である。「性同一性障害(障がい)」が用いられている134の文書のうち「性的指向」も用いられているのは70である。また、「性自認」に言及している10の文書のうち、「性同一性障害(障がい)」にも言及しているのは2件である。

「セクシュアル・マイノリティ」への言及は比較的少ないが、それが用いられている20の文書のうち約半数の11で、「性的少数者」への言及もなされている。「性的少数者」と「セクシュアル・マイノリティ」の説明箇所、相互に用いられていることもある。一方、「セクシュアル・マイノリティ」と「性的マイノリティ」の場合は、同じ文書で使われている例は1件のみである。

予想できることではあるが、「両性愛(者)」は、「同性愛(者)」が使われているところで使われており、単独では使われていない。

図表2 計画・指針等における性的指向・性自認への言及で用いられている用語別、自治体数および文書数

	用いられている用語	自治体数	文書数	備考*
a	性的少数者	48	55	表 a
b	性的マイノリティ	52	58	表 b
c	セクシュアル・マイノリティ(**)	17	20	表 c
	<i>a, b, c のいずれかに言及</i>	<i>92</i>	<i>114</i>	
d	性的指向	80	88	表 d
e	同性愛(者)	46	51	表 e
f	両性愛(者)	28	30	表 f
	<i>d, e, f のいずれかに言及</i>	<i>97</i>	<i>110</i>	
g	性自認	9	10	表 g
h	性同一性障がい・障害	117	135	表 h
i	トランスジェンダー	10	11	表 i
	<i>g, h, i のいずれかに言及</i>	<i>127</i>	<i>146</i>	
j	性の多様性、多様な性	40	44	表 j
k	インターセックス、性分化疾患	6	8	表 k
l	LGBT	32	33	表 l
	全体	188	235	

*: 自治体名と文書の名称を参照するには、表番号をクリック。

** : 「セクシャル」や「マイノリティー」と表記されている場合や「・」がない場合もここに含めている。

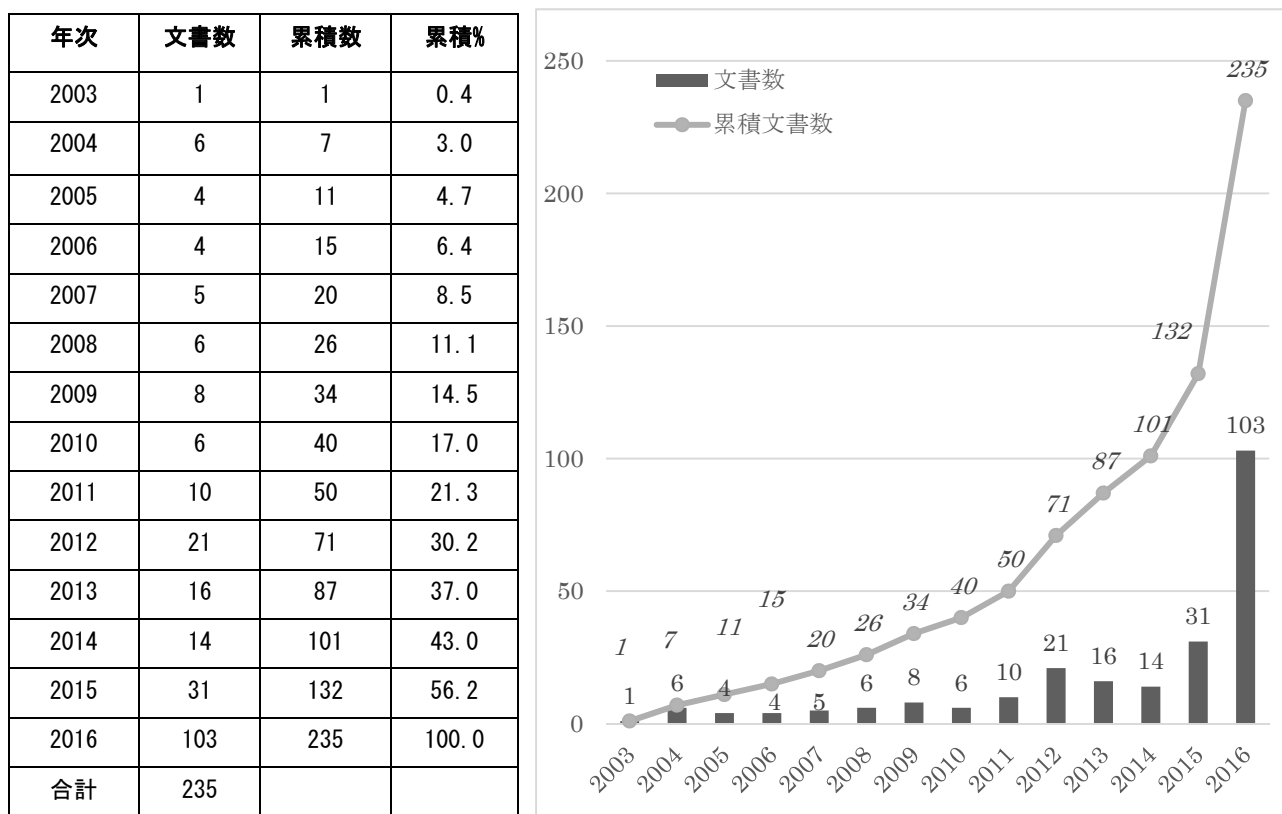
(5) 計画・指針等の策定(改訂)年

今回のアンケートに回答のあった自治体における計画・指針等の策定年(2016年春時点でもっとも新しい文書、ただし改訂の場合は改訂年)の内訳は、図表3の通りである。

2000年代に策定された文書数は各年10未満だが、2011年になると10件、2012年には21件と倍増している。2013年には16件、2014年には14件とやや減少するが、

2015年には再び31件、2016年では103件となっている。2016年に策定された文書が235のうち100を超えている。2010年以降になって、性的指向・性自認への言及のある計画・指針等が増え、2015年から2016年にかけては急増したことがわかる。

図表3 性的指向・性自認への言及がある計画・指針等の策定年別、文書数・累積文書数



今回調べた計画・指針等のうち、もっとも古い文書は2003年の「福岡県人権教育・啓発基本指針」で、そこでは、「同性愛者等いわゆる性的マイノリティに対する周囲の無理解が社会生活を制限している問題」という形で言及されている。

翌年2004年に制定された文書は以下の6件である。詳細は図表4に示す。

笠岡市人権施策基本方針(3月)、新潟県人権教育・啓発推進基本指針(4月)、高槻市人権施策基本方針(4月)、(福岡県)田川市人権教育・啓発基本計画(8月)、徳島県人権教育・啓発に関する基本計画(12月)、愛媛県人権施策推進基本方針(12月)。

図表 4 性的指向・性自認への言及がある計画・指針等のうち、策定年が早いもの

自治体	名称	策定年	言及内容
福岡県	福岡県人権教育・啓発基本指針	2003	同性愛者等いわゆる性的マイノリティに対する周囲の無理解が社会生活を制限している問題
岡山県笠岡市	笠岡市人権施策基本方針	2004	性同一性障がい、性的指向
新潟県	新潟県人権教育・啓発推進基本指針	2004	性同一性障害の人
大阪府高槻市	高槻市人権施策基本方針	2004	(4)その他の人権問題 その他にも性的マイノリティ(※注:17)とされる人々、…。
福岡県田川市	田川市人権教育・啓発基本計画	2004	「性的マイノリティなどさまざまな人たちの人権に係る問題などがあります。」
徳島県	徳島県人権教育・啓発に関する基本計画	2004	人権教育・啓発を推進していく人権課題のうち「様々な人権課題」の中で性同一性障がい者の人々を明記
愛媛県	愛媛県人権施策推進基本方針	2004	「第4章 重要課題への対応」の中で、性的マイノリティの人権について取り上げている。(「10 性的マイノリティ」)

(6) 計画・指針等の策定年別にみた特徴

計画・指針等の策定年と、使われている用語との関連を見ると、いくつかの傾向が見られる。まず、「LGBT」に言及した文書(合計 33 文書)の策定年は、2015 年と 2016 年に策定されている。例外は 2011 年に策定された、京都府田辺市の「第2次京田辺市男女共同参画計画」で、今回の回答のあった中で LGBT を用いた第一号の文書である。

「性自認」に言及しているのは 10 文書のみで、2009 年の京都府京丹後市の「京丹後市人権教育・啓発推進計画」がもっとも古く、次いで 2011 年策定の横浜市の「横浜市人権施策基本指針」、2012 年策定が2件、残りの 6 件は 2016 年策定である。

「トランスジェンダー」が用いられた 11 の文書でもっとも古いものは大阪市の「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」で 2009 年策定、他の 10 件はすべて 2016 年策定のものである。

「性的少数者」「性的マイノリティ」「セクシュアル・マイノリティ」への言及を見ると、一番早く使われたのは「性的マイノリティ」で 2003 年の「福岡県人権教育・啓発基本指針」である。その後の 2004 年には「高槻市人権施策基本方針」「愛媛県人権施策推進基

本方針」福岡県の「田川市人権教育・啓発基本計画」の3件が策定されている。「性的少数者」は2007年の「世田谷区男女共同参画プラン」と文「第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」で初めて使われている。「セクシュアル・マイノリティ」が使われたのはもっとも遅く、2010年である（「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画」）。

(7) まとめ

以上、811の自治体からの回答を基にし、計画・指針等における性的指向と性自認に関する言及状況を見てきた。今後の研究課題としては、各自治体の計画・指針等において、性的指向と性自認へ言及がどのような変遷を遂げてきかを過去の文書に戻って分析することや、これらの策定・改訂の過程を調べることなどが挙げられる。さらに、こうした計画・指針等がそこに住む人々の生活にどのような影響があるのかなど捉えることも必要であろう。

表 a 「性的少数者」(クリックで図表2にもどる)

自治体	名称	策定年
東京都世田谷区	世田谷区男女共同参画プラン	2007
兵庫県宝塚市	第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針	2007
埼玉県鳩山町	鳩山町人権政策推進計画	2008
大阪府大阪市	大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～	2009
兵庫県伊丹市	伊丹市人権教育・啓発に関する基本方針	2010
兵庫県加古川市	加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画	2010
宮崎県延岡市	延岡市人権教育・啓発推進方針	2010
東京都文京区	文京区男女平等参画推進計画	2011
東京都豊島区	としま男女共同参画推進プラン 第3次豊島区男女共同参画推進行動計画	2011
神奈川県横浜市	横浜市人権施策基本指針	2011
大阪府忠岡町	忠岡町男女共同参画計画	2011
奈良県奈良市	奈良市第4次総合計画	2011
千葉県浦安市	第2次うらやす男女共同参画プラン	2012
岡山県	第2次岡山県人権教育推進プラン	2012
福岡県朝倉市	第2次朝倉市男女共同参画推進計画	2012
北海道札幌市	第3次男女共同参画さっぽろプラン	2013
兵庫県姫路市	姫路市男女共同参画プラン2022	2013
神奈川県横浜市	横浜市中期4か年計画2014-2017	2014
愛知県名古屋市	新たなごや人権施策推進プラン(改訂版)	2014
岩手県盛岡市	第2次盛岡市男女共同参画推進計画	2015
岩手県盛岡市	盛岡市子ども・若者育成支援計画	2015
東京都武蔵村山市	武蔵村山市第三次男女共同参画計画	2015
新潟県新潟市	新潟市人権教育・啓発推進計画	2015
岐阜県岐阜市	第2次岐阜市(後期)人権教育・啓発行動計画	2015
兵庫県伊丹市	伊丹市DV防止・被害者支援計画～第2期伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～	2015
福岡県	福岡県人権教育・基本指針に基づく実施計画	2015
福岡県東峰村	第2次東峰村男女共同参画のむらづくり計画	2015
宮城県仙台市	男女共同参画せんだいプラン2016	2016
秋田県由利本荘市	第3次由利本荘市男女共同参画計画	2016
群馬県	第15次群馬県総合計画 はばたけ群馬プランII	2016
群馬県	群馬県生活安心いきいきプラン	2016
群馬県	群馬県男女共同参画基本計画(第4次)	2016
群馬県桐生市	桐生市男女共同参画計画(平成28年度～平成32年度版)	2016
埼玉県川越市	第五次川越市男女共同参画基本計画	2016
千葉県千葉市	ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン	2016
千葉県白井市	白井市男女平等推進行動計画	2016
東京都杉並区	杉並区男女共同参画行動計画	2016
東京都日野市	第3次日野市男女平等行動計画	2016
神奈川県横浜市	第4次横浜市男女共同参画行動計画	2016
岐阜県恵那市	第2次恵那市男女共同参画プラン	2016
静岡県	静岡県人権施策推進計画(第2次改定版)	2016

静岡県富士市	第3次富士市男女共同参画プラン後期実施計画	2016
愛知県	あいち男女共同参画プラン2020	2016
愛知県東浦町	第2次東浦町男女共同参画プラン中間見直し版	2016
京都府福知山市	第3次福知山市人権施策推進計画 いのち輝きゆめプラン	2016
大阪府八尾市	第2次八尾市人権教育・啓発プラン	2016
大阪府四條畷市	人権行政基本方針	2016
和歌山県御坊市	御坊市人権施策基本方針	2016
香川県東かがわ市	第2次東かがわ市人権教育・啓発に関する基本計画	2016
高知県高知市	高知市男女共同参画推進プラン2016	2016
福岡県	第4次福岡県男女共同参画計画	2016
福岡県久留米市	第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画	2016
福岡県春日市	第3次春日市男女共同参画プラン	2016
大分県豊後大野市	第2次豊後大野市男女共同参画基本計画	2016
沖縄県糸満市	第2次糸満市男女共同参画計画～いちまんV I V Oプラン～中間見直しに向けた答申	2016

表b「性的マイノリティ」(クリックで図表2にもどる)

自治体	名称	策定年
福岡県	福岡県人権教育・啓発基本指針	2003
大阪府高槻市	高槻市人権施策基本方針	2004
愛媛県	愛媛県人権施策推進基本方針	2004
福岡県田川市	田川市人権教育・啓発基本計画	2004
大阪府豊能町	人権行政基本方針	2006
大阪府豊能町	人権行政推進計画	2007
神奈川県横須賀市	横須賀市人権施策推進指針	2009
鳥取県	鳥取県人権施策基本方針第二次改訂	2010
新潟県長岡市	長岡市人権教育・啓発推進計画	2012
新潟県上越市	人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画 (第三次人権総合計画)	2012
三重県伊賀市	第2次伊賀市人権施策総合計画	2012
大阪府松原市	松原市人権施策行動計画[改訂版]	2012
兵庫県尼崎市	第2次尼崎市男女共同参画計画	2012
兵庫県西宮市	西宮市男女共同参画プラン(中間改定)	2012
神奈川県	かながわ人権施策推進指針(改定版)	2013
大阪府高槻市	高槻市男女共同参画計画	2013
大阪府岬町	第2次岬町男女共同参画プラン	2013
兵庫県姫路市	姫路市男女共同参画プラン2022	2013
鳥取県米子市	米子市人権施策基本方針・米子市人権施策推進プラン	2013
福岡県古賀市	古賀市人権施策基本指針	2013
東京都世田谷区	世田谷区基本計画	2014
大阪府大東市	第3次大東市男女共同参画社会行動計画(改訂版)～カラフルプラン～	2014
兵庫県太子町	第3次太子町男女共同参画プラン	2014
東京都狛江市	狛江市男女共同参画推進計画	2015
新潟県新潟市	新潟市人権教育・啓発推進計画	2015

岐阜県岐阜市	第2次岐阜市（後期）人権教育・啓発行動計画	2015
三重県亀山市	亀山市人権施策基本方針	2015
大阪府堺市	堺市人権施策推進計画	2015
大阪府高槻市	高槻市人権施策推進計画	2015
大阪府和泉市	第3期和泉市男女共同参画行動計画	2015
大阪府田尻町	第2次田尻町男女共同参画プラン 田尻町DV防止基本計画	2015
青森県青森市	青森市男女共同参画プラン2020	2016
秋田県潟上市	第3次潟上市男女共同参画推進計画	2016
山形県	山形県男女共同参画計画	2016
山形県山形市	第3次「いきいき山形男女共同参画プラン」	2016
埼玉県朝霞市	朝霞市地域防災計画	2016
埼玉県新座市	第4次新座市基本構想総合振興計画後期基本計画	2016
埼玉県新座市	第3次にいざ男女共同参画プラン	2016
神奈川県大和市	大和市人権指針（改訂版）	2016
新潟県新潟市	第3次新潟市男女共同行動計画	2016
福井県高浜町	高浜町人権教育・啓発に関する基本計画【第2次】	2016
山梨県笛吹市	第3次笛吹市男女共同参画プラン	2016
長野県山ノ内町	第4次やまのうち男女共同参画プラン21	2016
岐阜県瑞浪市	瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）	2016
岐阜県恵那市	第2次恵那市男女共同参画プラン	2016
静岡県	静岡県人権施策推進計画（第2次改定版）	2016
京都府福知山市	第3次福知山市人権施策推進計画 いのち輝きゆめプラン	2016
大阪府守口市	第3次守口市男女共同参画推進計画	2016
大阪府枚方市	第3次枚方市男女共同参画計画	2016
大阪府八尾市	八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～	2016
大阪府八尾市	第2次八尾市人権教育・啓発プラン	2016
大阪府河内長野市	河内長野市人権施策推進プラン（改訂版）	2016
兵庫県神戸市	第3次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画	2016
兵庫県加古川市	第4次加古川市男女共同参画行動計画	2016
兵庫県宝塚市	第2次宝塚市男女共同参画プラン	2016
兵庫県宍粟市	宍粟市人権施策推進計画（改訂版）	2016
兵庫県福崎町	福崎町男女共同参画基本計画	2016
岡山県	第4次岡山県人権政策推進指針	2016
香川県東かがわ市	第2次東かがわ市男女共同参画基本計画	2016

表c「セクシュアル・マイノリティ」(クリックで図表2にもどる)

自治体	名称	策定年
兵庫県加古川市	加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画	2010
東京都豊島区	としま男女共同参画推進プラン 第3次豊島区男女共同参画推進行動計画	2011
神奈川県横浜市	横浜市人権施策基本指針	2011
大阪府忠岡町	忠岡町男女共同参画計画	2011
大阪府堺市	第4期さかい男女共同参画プラン	2012
福岡県朝倉市	第2次朝倉市男女共同参画推進計画	2012
沖縄県沖縄市	第2次沖縄市男女共同参画計画「ひと・きらめきプラン」	2013
東京都武蔵野市	武蔵野市第三次男女共同参画計画	2014
神奈川県横浜市	横浜市中期4か年計画2014-2017	2014
大阪府茨木市	第2次茨木市人権施策推進基本方針	2015
兵庫県伊丹市	伊丹市DV防止・被害者支援計画～第2期伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～	2015
神奈川県横浜市	第4次横浜市男女共同参画行動計画	2016
愛知県名古屋市長	名古屋市長男女平等参画基本計画2020	2016
大阪府茨木市	(仮称)第2次茨木市人権施策推進計画	2016
大阪府八尾市	八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～	2016
兵庫県小野市	第三次小野市男女共同参画推進計画	2016
奈良県香芝市	第4次香芝市総合計画 後期基本計画	2016
和歌山県御坊市	御坊市人権施策基本方針	2016
福岡県久留米市	第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画	2016
福岡県春日市	第3次春日市男女共同参画プラン	2016

表d「性的指向」(クリックで図表2にもどる)

自治体	名称	策定年
岡山県笠岡市	笠岡市人権施策基本方針	2004
大阪府大阪市	大阪市人権行政基本方針(2005.4改訂)	2005
神奈川県秦野市	秦野市人権施策推進指針	2006
茨城県結城市	結城市人権施策推進基本計画	2008
長野県大町市	大町市人権教育及び人権啓発に関する基本方針	2008
島根県	島根県人権施策推進基本方針(第一次改定)	2008
広島県廿日市市	廿日市市人権教育・人権啓発指針	2008
滋賀県湖南市	湖南市人権擁護総合計画	2009
京都府京丹後市	京丹後市人権教育・啓発推進計画	2009
大阪府大阪市	大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～	2009
大阪府富田林市	富田林市人権行政推進基本計画	2009
福岡県朝倉市	朝倉市人権教育・啓発基本指針	2009
岐阜県中津川市	中津川市人権施策推進指針	2010
兵庫県伊丹市	伊丹市人権教育・啓発に関する基本方針	2010
広島県東広島市	東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画	2010
神奈川県横浜市	横浜市人権施策基本指針	2011
岐阜県瑞浪市	瑞浪市人権施策推進指針	2011
滋賀県長浜市	長浜市人権施策推進基本計画	2011

京都府京田辺市	第2次京田辺市男女共同参画計画	2011
大阪府箕面市	箕面市男女協働参画推進プラン	2011
大阪府忠岡町	忠岡町男女共同参画計画	2011
埼玉県	埼玉県人権施策推進指針	2012
大阪府泉佐野市	いずみさの男女共同参画行動計画	2012
大阪府羽曳野市	羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画	2012
大阪府泉南市	第3次せんなん男女平等参画プラン	2012
兵庫県西宮市	西宮市男女共同参画プラン（中間改定）	2012
愛媛県松山市	松山市人権啓発施策に関する基本方針	2012
兵庫県姫路市	姫路市男女共同参画プラン2022	2013
鳥取県米子市	米子市人権施策基本方針・米子市人権施策推進プラン	2013
島根県松江市	松江市人権施策推進基本方針（第1次改定版）	2013
岡山県倉敷市	倉敷市人権施策推進計画	2013
佐賀県小城市	小城市人権教育・啓発に関する基本方針	2013
栃木県栃木市	人権施策推進プラン	2014
埼玉県東松山市	東松山市人権施策推進指針	2014
新潟県新発田市	新発田市人権教育・啓発推進計画	2014
静岡県	第2次静岡県男女共同参画基本計画・第2期実践計画	2014
静岡県熱海市	熱海市男女共同参画推進計画	2014
福岡県春日市	人権教育及び人権啓発推進第3次春日市実施計画	2014
群馬県大泉町	大泉町人権教育・啓発に関する基本計画	2015
千葉県	千葉県人権施策基本指針（改定）	2015
千葉県松戸市	松戸市人権施策に関する基本方針	2015
千葉県松戸市	人権施策推進に係る指針	2015
新潟県新潟市	新潟市人権教育・啓発推進計画	2015
長野県千曲市	第2次人権とくらしに関する総合計画	2015
岐阜県岐阜市	第2次岐阜市（後期）人権教育・啓発行動計画	2015
岐阜県多治見市	人権施策推進指針改定版	2015
岐阜県下呂市	下呂市人権施策推進指針	2015
静岡県浜松市	浜松市人権施策推進計画	2015
三重県亀山市	亀山市人権施策基本方針	2015
京都府精華町	精華町第2次男女共同参画計画	2015
高知県四万十市	第二次四万十市人権施策行動計画	2015
岩手県	いわて男女共同参画プラン	2016
宮城県仙台市	男女共同参画せんだいプラン2016	2016
秋田県潟上市	第3次潟上市男女共同参画推進計画	2016
栃木県	栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）	2016
埼玉県草加市	草加市人権施策推進基本方針	2016
埼玉県越谷市	第2次越谷市人権施策推進指針後期実施計画	2016
埼玉県和光市	第3次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン【改訂版】	2016
千葉県柏市	第三次柏市男女共同参画推進計画	2016
千葉県大網白里市	大網白里市男女共同参画計画	2016
東京都大田区	男女共同参画推進プラン	2016
神奈川県横浜市	第4次横浜市男女共同参画行動計画	2016

神奈川県逗子市	ずし男女共同参画プラン 2022	2016
神奈川県寒川町	第4次さむかわ男女共同参画プラン	2016
長野県下諏訪町	第5次下諏訪町男女共同参画計画	2016
岐阜県瑞浪市	瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）	2016
静岡県	静岡県人権施策推進計画（第2次改定版）	2016
静岡県袋井市	第三次袋井市男女共同参画推進プラン	2016
愛知県日進市	第2次日進市男女平等推進プラン（中間見直し版）	2016
愛知県東浦町	第2次東浦町男女共同参画プラン中間見直し版	2016
滋賀県	滋賀県人権施策推進計画	2016
滋賀県栗東市	まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン（第5版）	2016
京都府	京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）	2016
京都府	KYŌのあけぼのプラン(第3次) 後期施策 -京都府男女共同参画計画-	2016
京都府福知山市	第3次福知山市人権施策推進計画 いのち輝きゆめプラン	2016
京都府京田辺市	第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画	2016
大阪府藤井寺市	第3期男女共同参画のための藤井寺市行動計画	2016
兵庫県宍粟市	宍粟市人権施策推進計画（改訂版）	2016
兵庫県市川町	市川町男女共同参画プラン	2016
和歌山県御坊市	御坊市人権施策基本方針	2016
岡山県	第4次おかやまウィズプラン	2016
岡山県倉敷市	第三次倉敷市男女共同参画基本計画	2016
広島県広島市	第2次広島市男女共同参画基本計画	2016
香川県坂出市	坂出市人権教育・啓発に関する基本指針	2016
愛媛県	第2次愛媛県男女共同参画計画（中間改定）	2016
福岡県	第4次福岡県男女共同参画計画	2016
福岡県久留米市	第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画	2016
長崎県	第3次長崎県男女共同参画基本計画	2016

表 e 「同性愛（者）」 [\(クリックで図表2にもどる\)](#)

自治体	名称	策定年
福岡県	福岡県人権教育・啓発基本指針	2003
群馬県	人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画	2005
香川県丸亀市	丸亀市人権教育・啓発に関する基本指針	2006
兵庫県宝塚市	第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針	2007
福岡県小郡市	小郡市人権教育・啓発基本計画	2007
埼玉県鳩山町	鳩山町人権政策推進計画	2008
長野県大町市	大町市人権教育及び人権啓発に関する基本方針	2008
島根県	島根県人権施策推進基本方針（第一次改定）	2008
京都府京丹後市	京丹後市人権教育・啓発推進計画	2009
大阪府大阪市	大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～	2009
福岡県朝倉市	朝倉市人権教育・啓発基本指針	2009
兵庫県伊丹市	伊丹市人権教育・啓発に関する基本方針	2010
広島県東広島市	東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画	2010
神奈川県横浜市	横浜市人権施策基本指針	2011

新潟県上越市	人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画（第三次人権総合計画）	2012
大阪府羽曳野市	羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画	2012
岡山県	第2次岡山県人権教育推進プラン	2012
神奈川県	かながわ人権施策推進指針（改定版）	2013
兵庫県姫路市	姫路市男女共同参画プラン2022	2013
島根県松江市	松江市人権施策推進基本方針（第1次改定版）	2013
香川県	香川県人権教育・啓発に関する基本計画	2013
千葉県	千葉県人権施策基本指針（改定）	2015
千葉県松戸市	人権施策推進に係る指針	2015
新潟県新潟市	新潟市人権教育・啓発推進計画	2015
長野県千曲市	第2次人権とくらしに関する総合計画	2015
岐阜県下呂市	下呂市人権施策推進指針	2015
三重県亀山市	亀山市人権施策基本方針	2015
大阪府堺市	堺市人権施策推進計画	2015
高知県四万十市	第二次四万十市人権施策行動計画	2015
秋田県由利本荘市	第3次由利本荘市男女共同参画計画	2016
埼玉県越谷市	第2次越谷市人権施策推進指針後期実施計画	2016
埼玉県和光市	第3次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン【改訂版】	2016
千葉県白井市	白井市男女平等推進行動計画	2016
神奈川県横浜市	第4次横浜市男女共同参画行動計画	2016
長野県山ノ内町	第4次やまのうち男女共同参画プラン21	2016
岐阜県恵那市	第2次恵那市男女共同参画プラン	2016
静岡県	静岡県人権施策推進計画（第2次改定版）	2016
愛知県東浦町	第2次東浦町男女共同参画プラン中間見直し版	2016
滋賀県	パートナーしがプラン 2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～	2016
滋賀県	滋賀県人権施策推進計画	2016
滋賀県草津市	第3次草津市男女共同参画推進計画（後期計画）	2016
京都府	京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）	2016
京都府京田辺市	第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画	2016
大阪府八尾市	八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～	2016
大阪府八尾市	第2次八尾市人権教育・啓発プラン	2016
大阪府四條畷市	人権行政基本方針	2016
兵庫県宝塚市	第2次宝塚市男女共同参画プラン	2016
和歌山県御坊市	御坊市人権施策基本方針	2016
岡山県	第4次おかやまウィズプラン	2016
福岡県久留米市	第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画	2016
沖縄県糸満市	第2次糸満市男女共同参画計画～ いちまんV I V Oプラン ～中間見直しに向けた答申	2016

表 f 「両性愛（者）」 [\(クリックで図表2にもどる\)](#)

自治体	名称	策定年
兵庫県宝塚市	第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針	2007
長野県大町市	大町市人権教育及び人権啓発に関する基本方針	2008
大阪府大阪市	大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～	2009
兵庫県伊丹市	伊丹市人権教育・啓発に関する基本方針	2010
大阪府羽曳野市	羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画	2012
岡山県	第2次岡山県人権教育推進プラン	2012
香川県	香川県人権教育・啓発に関する基本計画	2013
千葉県	千葉県人権施策基本指針（改定）	2015
千葉県松戸市	人権施策推進に係る指針	2015
新潟県新潟市	新潟市人権教育・啓発推進計画	2015
岐阜県下呂市	下呂市人権施策推進指針	2015
高知県四万十市	第二次四万十市人権施策行動計画	2015
秋田県由利本荘市	第3次由利本荘市男女共同参画計画	2016
埼玉県越谷市	第2次越谷市人権施策推進指針後期実施計画	2016
埼玉県和光市	第3次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン【改訂版】	2016
千葉県白井市	白井市男女平等推進行動計画	2016
岐阜県恵那市	第2次恵那市男女共同参画プラン	2016
静岡県	静岡県人権施策推進計画（第2次改定版）	2016
愛知県東浦町	第2次東浦町男女共同参画プラン中間見直し版	2016
滋賀県	滋賀県人権施策推進計画	2016
滋賀県草津市	第3次草津市男女共同参画推進計画（後期計画）	2016
京都府	京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）	2016
京都府京田辺市	第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画	2016
大阪府八尾市	八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～	2016
大阪府八尾市	第2次八尾市人権教育・啓発プラン	2016
大阪府四條畷市	人権行政基本方針	2016
兵庫県宝塚市	第2次宝塚市男女共同参画プラン	2016
岡山県	第4次おかやまウィズプラン	2016
福岡県久留米市	第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画	2016
沖縄県糸満市	第2次糸満市男女共同参画計画～ いちまんV I V Oプラン ～中間見直しに向けた答申	2016

表 g 「性自認」 [\(クリックで図表2にもどる\)](#)

自治体	名称	策定年
京都府京丹後市	京丹後市人権教育・啓発推進計画	2009
神奈川県横浜市	横浜市人権施策基本指針	2011
千葉県浦安市	第2次うらやす男女共同参画プラン	2012
大阪府島本町	しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会をめざす計画～	2012
千葉県大網白里市	大網白里市男女共同参画計画	2016
神奈川県横浜市	第4次横浜市男女共同参画行動計画	2016
神奈川県逗子市	ずし男女共同参画プラン 2022	2016
滋賀県草津市	第3次草津市男女共同参画推進計画（後期計画）	2016

愛知県東浦町	第2次東浦町男女共同参画プラン中間見直し版	2016
大阪府藤井寺市	第3期男女共同参画のための藤井寺市行動計画	2016

表h「性同一性障害・障がい」[\(クリックで図表2にもどる\)](#)

自治体	名称	策定年
新潟県	新潟県人権教育・啓発推進基本指針	2004
岡山県笠岡市	笠岡市人権施策基本方針	2004
徳島県	徳島県人権教育・啓発に関する基本計画	2004
群馬県	人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画	2005
大阪府大阪市	大阪市人権行政基本方針(2005.4改訂)	2005
広島県呉市	呉市人権教育・啓発推進指針(改訂版)	2005
福岡県北九州市	北九州市人権行政指針	2005
神奈川県秦野市	秦野市人権施策推進指針	2006
奈良県大和高田市	大和高田市人権施策に関する基本指針	2006
香川県丸亀市	丸亀市人権教育・啓発に関する基本指針	2006
大阪府高石市	高石市男女共同参画計画	2007
兵庫県宝塚市	第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針	2007
福岡県小郡市	小郡市人権教育・啓発基本計画	2007
北海道北見市	男女共同参画プランきたみ	2008
茨城県結城市	結城市人権施策推進基本計画	2008
埼玉県鳩山町	鳩山町人権政策推進計画	2008
島根県	島根県人権施策推進基本方針(第一次改定)	2008
広島県廿日市市	廿日市市人権教育・人権啓発指針	2008
栃木県鹿沼市	鹿沼市人権啓発推進総合計画	2009
神奈川県横須賀市	横須賀市人権施策推進指針	2009
滋賀県湖南市	湖南市人権擁護総合計画	2009
大阪府大阪市	大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～	2009
大阪府富田林市	富田林市人権行政推進基本計画	2009
福岡県朝倉市	朝倉市人権教育・啓発基本指針	2009
佐賀県唐津市	唐津市人権教育・啓発基本方針	2009
岐阜県中津川市	中津川市人権施策推進指針	2010
兵庫県伊丹市	伊丹市人権教育・啓発に関する基本方針	2010
広島県東広島市	東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画	2010
東京都文京区	文京区男女平等参画推進計画	2011
神奈川県横浜市	横浜市人権施策基本指針	2011
神奈川県座間市	第二次ざま男女共同参画プラン	2011
岐阜県瑞浪市	瑞浪市人権施策推進指針	2011
滋賀県長浜市	長浜市人権施策推進基本計画	2011
大阪府箕面市	箕面市男女協働参画推進プラン	2011
大阪府忠岡町	忠岡町男女共同参画計画	2011
奈良県奈良市	奈良市第4次総合計画	2011
埼玉県	埼玉県人権施策推進指針	2012
新潟県柏崎市	人権教育・啓発推進基本指針	2012

新潟県上越市	人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画 (第三次人権総合計画)	2012
京都府舞鶴市	舞鶴市人権教育・啓発推進計画	2012
大阪府泉佐野市	いずみさの男女共同参画行動計画	2012
大阪府松原市	松原市人権施策行動計画[改訂版]	2012
大阪府泉南市	第3次せんなん男女平等参画プラン	2012
兵庫県伊丹市	伊丹市男女共同参画計画<中間見直し>	2012
岡山県	第2次岡山県人権教育推進プラン	2012
岡山県岡山市	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画	2012
愛媛県松山市	松山市人権啓発施策に関する基本方針	2012
長崎県	長崎県人権教育・啓発基本計画(改訂版)	2012
埼玉県鳩山町	鳩山町人権政策推進計画における実施計画	2013
神奈川県	かながわ人権施策推進指針(改訂版)	2013
大阪府貝塚市	貝塚市男女共同参画計画(第3期)	2013
兵庫県姫路市	姫路市男女共同参画プラン2022	2013
鳥取県米子市	米子市人権施策基本方針・米子市人権施策推進プラン	2013
島根県松江市	松江市人権施策推進基本方針(第1次改訂版)	2013
岡山県倉敷市	倉敷市人権施策推進計画	2013
山口県宇部市	宇部市人権教育・啓発推進指針	2013
香川県	香川県人権教育・啓発に関する基本計画	2013
佐賀県小城市	小城市人権教育・啓発に関する基本方針	2013
山形県長井市	長井市第二次男女共同参画基本計画	2014
栃木県佐野市	佐野市男女共同参画プラン(第二期)	2014
埼玉県東松山市	東松山市人権施策推進指針	2014
東京都武蔵野市	武蔵野市第三次男女共同参画計画	2014
新潟県新発田市	新発田市人権教育・啓発推進計画	2014
静岡県	第2次静岡県男女共同参画基本計画・第2期実践計画	2014
静岡県熱海市	熱海市男女共同参画推進計画	2014
愛知県名古屋市中区	新なごや人権施策推進プラン(改訂版)	2014
青森県蓬田村	第二次男女共同参画推進計画	2015
群馬県大泉町	大泉町人権教育・啓発に関する基本計画	2015
千葉県	千葉県人権施策基本指針(改定)	2015
千葉県松戸市	松戸市人権施策に関する基本方針	2015
千葉県松戸市	人権施策推進に係る指針	2015
東京都狛江市	狛江市男女共同参画推進計画	2015
新潟県新潟市	新潟市人権教育・啓発推進計画	2015
岐阜県岐阜市	第2次岐阜市(後期)人権教育・啓発行動計画	2015
岐阜県多治見市	人権施策推進指針改訂版	2015
岐阜県下呂市	下呂市人権施策推進指針	2015
静岡県浜松市	浜松市人権施策推進計画	2015
三重県亀山市	亀山市人権施策基本方針	2015
京都府城陽市	第3次城陽市男女共同参画計画ーさんさんプランー改訂版	2015
大阪府堺市	堺市人権施策推進計画	2015
和歌山県	和歌山県人権施策基本方針(第二次改訂版)	2015

高知県高知市	高知市人権教育・啓発推進実施計画	2015
高知県四万十市	第二次四万十市人権施策行動計画	2015
福岡県	福岡県人権教育・基本指針に基づく実施計画	2015
福岡県中間市	第2次中間市人権教育・啓発に関する基本計画	2015
佐賀県唐津市	第2次唐津市総合計画	2015
岩手県	いわて男女共同参画プラン	2016
宮城県仙台市	男女共同参画せんだいプラン2016	2016
秋田県潟上市	第3次潟上市男女共同参画推進計画	2016
山形県	山形県男女共同参画計画	2016
栃木県	栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）	2016
栃木県	とちぎ青少年プラン2016～2020	2016
栃木県下野市	第二次下野市男女共同参画プラン	2016
群馬県	群馬県人権教育充実指針	2016
埼玉県草加市	草加市人権施策推進基本方針	2016
埼玉県越谷市	第2次越谷市人権施策推進指針後期実施計画	2016
埼玉県和光市	第3次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン【改訂版】	2016
埼玉県新座市	第4次新座市基本構想総合振興計画後期基本計画	2016
千葉県白井市	白井市男女平等推進行動計画	2016
東京都大田区	男女共同参画推進プラン	2016
東京都杉並区	杉並区男女共同参画行動計画	2016
長野県下諏訪町	第5次下諏訪町男女共同参画計画	2016
長野県山ノ内町	第4次やまのうち男女共同参画プラン21	2016
岐阜県瑞浪市	瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）	2016
岐阜県恵那市	第2次恵那市男女共同参画プラン	2016
静岡県	静岡県人権施策推進計画（第2次改定版）	2016
静岡県袋井市	第三次袋井市男女共同参画推進プラン	2016
愛知県日進市	第2次日進市男女平等推進プラン（中間見直し版）	2016
滋賀県	パートナーしがプラン2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～	2016
滋賀県	滋賀県人権施策推進計画	2016
滋賀県草津市	第3次草津市男女共同参画推進計画（後期計画）	2016
滋賀県栗東市	まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン（第5版）	2016
京都府	京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）	2016
京都府	KYOのあけぼのプラン（第3次）後期施策－京都府男女共同参画計画－	2016
京都府福知山市	第3次福知山市人権施策推進計画 いのち輝きゆめプラン	2016
京都府京田辺市	第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画	2016
大阪府八尾市	八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～	2016
大阪府八尾市	第2次八尾市人権教育・啓発プラン	2016
兵庫県	ひょうご男女いきいきプラン2020（第3次兵庫県男女共同参画計画）	2016
兵庫県	兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針	2016
兵庫県宝塚市	第2次宝塚市男女共同参画プラン	2016
兵庫県宍粟市	宍粟市人権施策推進計画（改訂版）	2016
兵庫県市川町	市川町男女共同参画プラン	2016
和歌山県御坊市	御坊市人権施策基本方針	2016

島根県浜田市	浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第3次）	2016
岡山県	第4次岡山県人権政策推進指針	2016
岡山県	第4次おかやまウィズプラン	2016
広島県広島市	第2次広島市男女共同参画基本計画	2016
香川県坂出市	坂出市人権教育・啓発に関する基本指針	2016
香川県東かがわ市	第2次東かがわ市人権教育・啓発に関する基本計画	2016
愛媛県	第2次愛媛県男女共同参画計画（中間改定）	2016
福岡県	第4次福岡県男女共同参画計画	2016
福岡県久留米市	第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画	2016
福岡県太宰府市	太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針	2016
長崎県	第3次長崎県男女共同参画基本計画	2016

表i「トランスジェンダー」[\(クリックで図表2にもどる\)](#)

自治体	名称	策定年
大阪府大阪市	大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～	2009
秋田県由利本荘市	第3次由利本荘市男女共同参画計画	2016
埼玉県和光市	第3次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン【改訂版】	2016
千葉県柏市	第三次柏市男女共同参画推進計画	2016
神奈川県横浜市	第4次横浜市男女共同参画行動計画	2016
滋賀県草津市	第3次草津市男女共同参画推進計画（後期計画）	2016
大阪府八尾市	八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～	2016
大阪府八尾市	第2次八尾市人権教育・啓発プラン	2016
大阪府四條畷市	人権行政基本方針	2016
福岡県久留米市	第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画	2016
沖縄県糸満市	第2次糸満市男女共同参画計画～ いちまんV I V Oプラン ～中間見直しに向けた答申	2016

表j「性の多様性・多様な性」[\(クリックで図表2にもどる\)](#)

自治体	名称	策定年
大阪府高石市	高石市男女共同参画計画	2007
兵庫県宝塚市	第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針	2007
北海道北見市	男女共同参画プランきたみ	2008
大阪府大阪市	大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～	2009
大阪府富田林市	富田林市人権行政推進基本計画	2009
兵庫県伊丹市	伊丹市人権教育・啓発に関する基本方針	2010
神奈川県座間市	第二次ざま男女共同参画プラン	2011
大阪府忠岡町	忠岡町男女共同参画計画	2011
千葉県浦安市	第2次うらやす男女共同参画プラン	2012
大阪府島本町	しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会をめざす計画～	2012
兵庫県伊丹市	伊丹市男女共同参画計画<中間見直し>	2012
岡山県岡山市	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画	2012
大阪府貝塚市	貝塚市男女共同参画計画（第3期）	2013

大阪府大東市	第3次大東市男女共同参画社会行動計画（改訂版）～カラフルプラン～	2014
青森県蓬田村	第二次男女共同参画推進計画	2015
岩手県盛岡市	盛岡市子ども・若者育成支援計画	2015
千葉県松戸市	人権施策推進に係る指針	2015
東京都狛江市	狛江市男女共同参画推進計画	2015
新潟県新潟市	新潟市人権教育・啓発推進計画	2015
宮城県仙台市	男女共同参画せんだいプラン2016	2016
秋田県由利本荘市	第3次由利本荘市男女共同参画計画	2016
秋田県潟上市	第3次潟上市男女共同参画推進計画	2016
埼玉県越谷市	第3次越谷市男女共同参画計画第三期実施計画	2016
埼玉県越谷市	第2次越谷市人権施策推進指針後期実施計画	2016
千葉県千葉市	2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた千葉市行動計画【改訂版】	2016
千葉県大網白里市	大網白里市男女共同参画計画	2016
東京都日野市	第3次日野市男女平等行動計画	2016
神奈川県横浜市	第4次横浜市男女共同参画行動計画	2016
神奈川県逗子市	ずし男女共同参画プラン2022	2016
新潟県新潟市	第3次新潟市男女共同行動計画	2016
福井県小浜市	第2次おばま男女共同参画改訂プラン	2016
静岡県沼津市	第4次沼津市男女共同参画基本計画	2016
愛知県日進市	第2次日進市男女平等推進プラン（中間見直し版）	2016
滋賀県草津市	第3次草津市男女共同参画推進計画（後期計画）	2016
京都府	京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）	2016
京都府福知山市	第3次福知山市男女共同参画計画 はばたきプラン2011後期計画	2016
京都府宇治市	宇治市男女共同参画計画第4次UJIあさぎりプラン	2016
京都府京田辺市	第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画	2016
大阪府枚方市	第3次枚方市男女共同参画計画	2016
大阪府八尾市	八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～	2016
大阪府八尾市	第2次八尾市人権教育・啓発プラン	2016
大阪府藤井寺市	第3期男女共同参画のための藤井寺市行動計画	2016
岡山県	第4次岡山県人権政策推進指針	2016
沖縄県糸満市	第2次糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～中間見直しに向けた答申	2016

表k「性分化疾患・インターセックス」[\(クリックで図表2にもどる\)](#)

自治体	名称	策定年
兵庫県宝塚市	第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針	2007
神奈川県横浜市	横浜市人権施策基本指針	2011
岡山県	第2次岡山県人権教育推進プラン	2012
神奈川県	かながわ人権施策推進指針（改定版）	2013
兵庫県宝塚市	第2次宝塚市男女共同参画プラン	2016
秋田県由利本荘市	第3次由利本荘市男女共同参画計画	2016
岡山県	第4次岡山県人権政策推進指針	2016
和歌山県御坊市	御坊市人権施策基本方針	2016

表1 「LGBT」(クリックで図表2にもどる)

自治体	名称	策定年
京都府京田辺市	第2次京田辺市男女共同参画計画	2011
岩手県盛岡市	盛岡市子ども・若者育成支援計画	2015
岩手県盛岡市	第2次盛岡市男女共同参画推進計画	2015
新潟県新潟市	新潟市人権教育・啓発推進計画	2015
高知県高知市	高知市人権教育・啓発推進実施計画	2015
福岡県東峰村	第2次東峰村男女共同参画のむらづくり計画	2015
秋田県由利本荘市	第3次由利本荘市男女共同参画計画	2016
福井県小浜市	第2次おばま男女共同参画改訂プラン	2016
栃木県	栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)	2016
群馬県	群馬県生活安心いきいきプラン	2016
群馬県桐生市	桐生市男女共同参画計画(平成28年度~平成32年度版)	2016
滋賀県草津市	第3次草津市男女共同参画推進計画(後期計画)	2016
埼玉県和光市	第3次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン【改訂版】	2016
埼玉県八潮市	第4次八潮市男女共同参画プラン	2016
埼玉県三芳町	第3次三芳町男女共同参画基本計画・三芳町DV防止基本企画	2016
千葉県千葉市	ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン	2016
京都府福知山市	第3次福知山市男女共同参画計画 はばたきプラン2011後期計画	2016
千葉県柏市	第三次柏市男女共同参画推進計画	2016
大阪府八尾市	八尾市はつらつプラン~第3次八尾市男女共同参画基本計画~	2016
山梨県笛吹市	第3次笛吹市男女共同参画プラン	2016
長野県山ノ内町	第4次やまのうち男女共同参画プラン21	2016
静岡県富士市	第3次富士市男女共同参画プラン後期実施計画	2016
愛知県	あいち男女共同参画プラン2020	2016
愛知県津島市	津島市人権施策推進プラン(改訂版)	2016
愛知県東浦町	第2次東浦町男女共同参画プラン中間見直し版	2016
三重県松阪市	松阪市男女共同参画プラン	2016
三重県鈴鹿市	第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画	2016
大阪府守口市	第3次守口市男女共同参画推進計画	2016
大阪府河内長野市	河内長野市人権施策推進プラン(改訂版)	2016
岡山県	第4次岡山県人権政策推進指針	2016
大阪府四條畷市	人権行政基本方針	2016
福岡県久留米市	第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画	2016
沖縄県糸満市	第2次糸満市男女共同参画計画~いちまんVIVOプラン~中間見直しに向けた答申	2016

第三部

要望の分析

1 事業化の実践例

谷口洋幸

(1) はじめに

アンケートの回答からは、市民や市民団体からの性的少数者に関連する施策や対応の要望に、自治体が試行錯誤しながら対応している事例が多くみうけられた。実施時期の影響から同性パートナーシップ証明に関する要望が顕著にみられる(第三部 4 参照)。さらに、人権保障に関する取り組みや教育、講演会など、具体的な要望もあがってきている。要望は性的少数者の当事者個人によるものもあれば、市民団体から発せられるものもある。また、直接的な要望ではないものの、市民からの相談をきっかけに取り組みが進められている自治体も多くみうけられた。要望や相談に「何もしなかった」という回答も多いが(第三部 2 参照)、具体的な施策や取り組みが始まる例も少なくない。

要望や相談が具体的な事業化へと至るケースには、大きく 3 つの方向性がある。性的少数者に関する理解を深めるための職員等への研修の実施(「研修」、市民向け講座やシンポジウムなどを通じた啓発活動(「啓発」、そして、基本計画等の文書に性的少数者に関する文言を追加する動きである(「文書化」)。回答の中では 2 つめの啓発活動が最も多いものの、そのうちのいくつかは性的少数者に関する相談窓口の設置や条例の制定など具体的な要請から始まっているものであった。以下、「研修」「啓発」「文書化」の順にみていく。

(2) 「研修」の実施

「研修」は実際の相談対応等で苦痛をうけた当事者の訴えや相談対応の要請などを契機として、職員の人権研修等の一環として、性的少数者に関する取り組みが実施されている。

たとえば、愛知県名古屋市では、性的少数者を支援する NPO 法人が集めた「性的少数者への支援の署名」にもとづいて、職員向けの研修が実施されている。また、マイナンバー制度の運用にあたり、性同一性障害者への対応の必要性から、職員向けの研修や啓発活動も実施された。東京都文京区では、地元の NPO 法人と協力しながら、年 2 回の担当者研修を実施し、受講した職員にバッジを配布するなど、目に見え

る形での工夫もこらされている。

(3) 「啓発」の実施

「啓発」は、市民の相談などを契機として、性的少数者の理解を促進する目的で講演会やイベント等を実施する取り組みである。中には、近隣自治体での取り組み状況を参考にしながら、市民の要望に応える形で実施した例もあった。

たとえば、東京都文京区では、地元の NPO 法人と協力し、大規模なシンポジウムの開催やカラーリボンフェスタ、啓発カードの作成など、多角的に意識啓発を実施している。東京都武蔵野市では、文京区で配布されている啓発カードのようなものを市役所で配布してほしいとの要望を受け、市側が理解促進や相談事業のあり方を検討する課題のひとつに性的少数者を加えることとなった。また、東京都国分寺市では、市民から自身の子どもが同性愛者であることについて相談があったことをきっかけに、性的少数者の支援を行う NPO 法人とつながり、市として LGBT 啓発講座を開催するに至っている。

(4) 「文書化」の実施

「文書化」は男女共同参画基本計画等に性的少数者に関する文言を具体的に挿入するものである(第二部 2・3 参照)。市民や市民団体のみならず、議員の提言により文言の追加が実現される場合もある。

たとえば、宮城県仙台市では、市民団体からの要請をうけ、『男女共同参画せんだいプラン』に性的指向等への配慮に関する文言を追加した。また、静岡県浜松市では、性的少数者に関する啓発活動に加えて、渋谷区のような条例を検討してほしいとの要望をうけ、新しい「人権計画」の中に、前計画からあった「性同一性障害」に、新たに「性的指向」を加えた。

また、公的文書に至らずとも、市民からの相談に端を発して、対応マニュアル等が作成されることもある。

たとえば、島根県松江市では、被保険者証の性別欄に戸籍上とは異なる性別を表記したいとの要請があり、厚生労働省回答にもとづいて、表面の性別欄には「裏面参照」とし、裏面に戸籍上の性別を記載することとなった。この件を一時的な例外ではない形にすべく、当該取扱いをマニュアル化している。

(5) その他の具体的な事業化

要望や相談がより具体的な事業化へと至った例も回答されている。

たとえば、東京都杉並区では、性的少数者についての更なる支援の要請をうけ、市民団体(杉並性的マイノリティ共生の会)と連携しながら、区のウェブサイトや広報誌での啓発活動や職員研修に加えて、区政モニターに性的少数者に関するアンケートを実施した。また、奈良県大和高田市では、市営プールの更衣室使用にあたってトランス女性が女子更衣室使用を申し出たところ、他の利用者の戸惑いを考慮し、現存の障害者用個室利用を指示しつつ、当該個室の障害者マークをはずし「フリールーム」と表示する対応をとることとなった。

(6) まとめ

回答が得られた多くの自治体では、市民等からの要望が「研修」「啓発」「文書化」などへと繋がってくプロセスが確認できた。主要な業務として市民と直に接する自治体の職員が研修を受けることは、市民生活の安全と安心へと直結する。また啓発イベントの実施は、性自認や性的指向への理解を促進し、人権尊重の気運を醸成することに寄与する。さらに文書化へと至れば、法的根拠をもつ取り組みとして、自治体の施策も円滑に進められることが期待できる。しかしながら、「研修」については、部署や役職、時期、回数など、研修そのものが有益な効果をもたらしているか、更なる検証が必要となる。自治体職員向けにはさまざまな研修が行われているが、研修そのものが目的化しないよう、十分かつ慎重なフォローアップも不可欠である。「啓発」についても、対象や時期、媒体や配布方法など、必要などころに啓発が行き届いているか、内容が的確に伝えられているか等の検証が期待される。2000年代前半から「性的指向」や「性同一性障害」が法務省の人権啓発標語として掲げられていながらも、国全体において理解が促進されていない現状は、各自治体においても真摯に再検証しなければならない。

今回の調査では、調査期間等の関係から、「研修」や「啓発」の具体的な効果やフォローアップの有無について追加ヒヤリングを実施できなかった。追加的な情報を含めて、市民等からの要望が実施されるプロセスとその効果を今後の検討課題としたい。

2 自治体が抱える困難

石田 仁

(1) 成功事例を振り返る

性的少数者が地域社会で直面する諸問題は、かなり前から当事者の媒体や研究などで指摘されてきた。たとえば 1983 年に、男性同性パートナーが都営住宅の抽選に当たったにもかかわらず当選の資格の喪失を都から言い渡されていたことがあり、ゲイ雑誌『アドン』誌上で問題とされていた記録がある(ADON 83 年 9 月号)。

第二部 2 および 3 で見てきたように、性自認・性的指向・LGBT という言葉は、ここ数年の間に、自治体の条例や計画などに盛り込まれるようになった。その背景としては、おそらく様々な動きがあるように思われる。例えば、2000 年代前半における性同一性障害者性別取扱特例法の施行、エンタテインメントではないテレビ番組・新聞等における性的マイノリティの取り上げ、国外の同性婚法制化の報道、あるいは国内のいくつかの自治体における同性パートナーシップ証明の発行といった機運の中にあるものと思われる。

これらに対し、やり戻しととれるような発言もみられる。たとえば同性婚に対しては、当時 NHK 経営委員であった長谷川三千子が「同性婚とはまさに生物5億年の歴史に逆らう試み」と発言したり、海老名市議の鶴指真澄が同性愛者を「異常動物」とであると発言した事例があった(産経ニュースウェブ 2015.3.8、朝日新聞 2015.11.30)。本調査でも、次のような意見が市民等から寄せられていることが分かった。たとえば奈良市では、市の LGBT 観光客誘致に対して、個人の「性的嗜好」を特別扱いし、税金を投入することはおかしいという意見を受けていた。また、千葉市では LGBT に関する web アンケートをした結果、「賛成できない」「特別扱いは不要」といった自由回答が寄せられていた。同性パートナーシップ証明を整備した伊賀市の職員も、「制度や性的マイノリティに否定的な方には説明しても理解いただけないことが多い」といった感触を持っており、一般の意見は推進派ばかりでないことがうかがえる。ただしそうした反対派の意見は、性的マイノリティへの抽象的な嫌悪、あるいは誤解に基づくものであることもまた確かであり、性的マイノリティの日常的な課題について知った上での反対であるとは言えないようにも思われる。

そのような中、日常的に直面する性的マイノリティの諸課題に向き合い、問題の軽減や解決に取り組もうとする自治体が出始めていることが、この調査から明らかになった。たとえば、岡山県岡山市では、市の実施するアンケートで「男性」「女性」に加え「その

他」の項目を設定した。他のアンケートでも同様の検討を進めている。

静岡県富士市の場合は、あるトランスジェンダー女性から、トランスジェンダーの存在を理解してほしい、そのために何かできることはないかとの相談を受け、NPO 法人で作成するチラシの配布を検討するとともに、第3次富士市男女共同参画プラン後期実施計画へ反映を行った。

愛媛県松山市では、同性同士の宿泊を断っているというメールによる相談を受けて、当該ホテルに対し同性カップルの宿泊を断った経緯や内容などの現状を確認し、宿泊拒否に該当する時は適切に対応するよう、指導を行った。

宮城県のある市では、地域や家族との関係がうまくいかない人の相談を受けていたら、実は性同一性障害で悩んでいたことが分かり、継続して相談の対応を行っている。

大阪市のあるセンターからは、次の事案がもたらされた。すなわち、オリジナルの脚本によって公演される地域の劇団で、男性同士の恋愛に関する語りに演者一同が笑うシーンがあるが、相談者はそのシーンに笑えないしゲイの人が観ると傷つくと思う。ただし脚本家やリーダーにはそのことを言えない。

この相談に対して市役所は、その表現が不当であるかどうか判断はできないとし、当センターを紹介したとのこと。センターとしては、当事者に観てもらい、意見を聞きたいと考えている。市が判断を留保したことについては正負の評価が可能だが、少なくとも、この相談をなかったことにはせず、相談者をセンターにつないで取り組みをはかろうとしていた様子が見取れる。

島根県松江市は、性同一性障害の当事者から被保険者証の性別表記を戸籍とは異なる表記に変更して欲しいという複数の申し入れを受け、厚生労働省へ性別表記の方法について検討を求めたところ、平成 24 年 9 月 21 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長保国発 0921 第 1 号で回答があり、保険医療機関等で容易に確認できるように配慮すれば、表記方法を工夫しても差し支えなしとの回答を得、被保険証表面の性別欄には「裏面参照」と記載し、被保険証裏面の備考欄に「戸籍上の性別:「男」または「女」と記載する方式を可能とした。

(2) より適切な対応ができたのではないかと考えられる事例

上記のような対応や取り組みとは対照的に、より適切な対応ができたのではないかと考えられる自治体の事例も存在する。

・窓口の設置に関する課題

ある市では、性的少数者の担当部署を明確にしてほしい、施策や情報収集などについての明確な部署をつくってほしいといった声が寄せられたことに対し、各課相互に連携をはかるという取組みにとどまった。京都府では、ある事業者が求人をしたところ性同一性障害を抱える人から応募があり、採用した場合どういった取り扱いをすればよいか相談が寄せられ、適切と思われる窓口を紹介したが、課題解決に至ったかは不明としており、相談の結末(転帰)についての蓄積がなされていなかった。担当窓口が設置されれば、相談の敷居は大幅に下がるとともに、事例の蓄積がもたらすことによる多様な対応ならびに解決資源の蓄積も進むと考えられる。

・「する・しない」に関する課題

後述の第三部 4 にあるように、全国各地の自治体においては、同性パートナーの関係を公的に承認してほしいという意見が一定程度寄せられている。ある県では、そうした申し入れに対して、戸籍簿や住民登録については市町村が所管であり、県では対応が難しいという回答をしていた。

別の市では、性・性別以外でのマイノリティ属性を持つ女性が男女平等審議会委員として参画できるように働きかけをしてほしい、といった匿名の申し入れがあった。これに対して市は、委員には一般公募枠があり、性自認や性的指向にとらわれることなく広く市民から募集しているという考え方から、具体的な対応を行わなかった。

もとより、特定の属性を優遇する公募はあってはならないことである。しかし、「性自認や性的指向にとらわれることなく広く市民から募集」した公募を行えば、マジョリティと同等にマイノリティも尊重されるような市政が実現されるという保証もない。こうした申し入れはむしろ、“公正な公募をしてもなお、「マイノリティ女性」に関する政策が今のところ不十分ではないか”と考える市民からのメッセージとしてとらえるべきであり、「とらわれない」ことを「なにもしない」ための方便としてはならないだろう。

また、同じ市の例では、科学博物館の男女カップル無料の日に関する対応の事案が寄せられていた。同性愛者(のカップル)は無料なるかとの問い合わせに、そうならないという回答をしたところ、これは人権問題だという批判を受けたので、自己申告により無料にすることにしたということである。「人権問題」という批判を受けたこのケースにおいて、この対応への評価は両義的である。たしかに申し入れ当事者は市から希望する処遇を受けられたが、対応が“個別”に終わるならば、市は“普遍”的な権利であるところの人権として、その問題を理解していたかどうか、疑問が残る。

ある自治体では、LGBT 成人式の後援の依頼を受けたが、開催実績がなかったため、後援の対応ができないとの返事を主催者側におこなっていた。もっともこの件に関しては、後援することが可能だったのではないかと意見も存在したという記録を残していた点で重要である。

奈良県においては、県の後援するイベントで女装が入場禁止になっていることについて、男女共同参画やジェンダーフリーを後退させるという意見が寄せられたが、特段の対応はなされなかった。似た例は川口市の同人誌即売会でもあった（主催者は市ではない）。川口市の例では女装禁止の規定が市の男女共同参画推進条例に抵触していないか、という問合せを市外在住者より受けたが、市は、主催者が一定の条件を設けることがただちに男女共同参画の推進の妨げとなるものではなく、詳細は主催者に問い合わせるよう回答した。「ただちに～なく、詳細は～に問い合わせるよう」という表現から分かるように、川口市は女装禁止規定を問題としてとらえず、また検討をしようとする試みもなされなかった。

(3) 自治体担当者の迷いや当惑

本調査では、成功事例と呼べる取り組みや、逆に、より適切な取り組みが必要とされる取組みが明らかになったほかに、自治体担当者の迷い、あるいは当惑が少なからず存在していることもうかがい知ることができた。

その多くは、性別越境と就労に関する課題であった。この課題に関する事例は複数あるので、公的な事業所（あるいは公的な事業体から業務の請負をしている事業所）への就労と、民間のそれとに分けて紹介する。

・公的な（あるいは公的な事業体から業務の請負をしている）事業所への就労にかかわるケース

西日本のある市では、職員の性別について、住民からの好奇の目があり、数え切れないくらい問い合わせがあったという。しかし市はこの件を受けての特段の対応は行っていなかった。

大阪市では、同市の委託事業を受けている事業者からの相談ケースを有していた。性的マイノリティの従業員がおり、労働環境に様々な要望を出しているがどう対応したらよいかの相談があり、市としてどう助言したらよいかという問合せを受けていた。

近畿地方のある市では、清掃の仕事に携わる性同一性障害と診断された者が、他

の女性スタッフより背が高いため、更衣室の清掃の仕事において女性からの厳しい評価を受けることが多く、大変神経を使う、女性利用者の視線が気になるといった相談を受けていた。

・民間事業所での就労にかかわるケース

近畿地方のある市に寄せられた相談では、性同一性障害を抱える者が就労する際、「女装」(表現ママ)にこだわり、女子トイレの利用を要求するために民間企業から雇用を拒絶される、男性の姿のままで就労するよう指導すべき、性同一性障害の「宣伝」をしないよう要望するという申し入れがあった。この件については、市は取りついだのみで追跡調査をおこなっていなかった。

大阪市に寄せられた相談は、次のようなものだった。戸籍を男性から女性に変更し、女性として入社した就労先の総務担当者から「厚生年金が男性として手続きされている」と言われた。そのためその担当者にだけ事情を説明した結果、健康保険証は「女性」になっていた。ただし職場の人には知らせていないため、本人は知られることが心配であったとのことである。また上司からの激しい叱責によって適応障害となり、病休をしていた。会社と交渉してくれるユニオンはないかと相談された大阪市は、紹介をしたが、交渉の結果、退職という帰結になった。相談を受けた担当者は、この者が仕事を続けられなかったのは残念であるという感想を寄せていた。

(4) 介入の限界

自治体担当課の権限の問題から、事案に対する介入の限界も見受けられた。

大阪市では、フィットネスクラブの運営側から、戸籍上は男性だが女性として行動している性同一性障害の人が入会し、更衣室をはじめとしてどういう対応したらよいか悩んでいるという相談事例が寄せられていた。対応者は、電話相談や地域の自助グループにつないだということである。

以下は、より専門性の高い人や相談機関に相談しても解決しなかった事例である。

たとえば、ある市の事案では、精神障がい自助グループに通っている性同一性障害の者が、通所仲間のAから言動のハラスメントや暴力を受けるなどし、自助グループは休みがちになった。通所を再開したところ、A がいたためセクハラ被害を訴えたが参加者に理解を得られなかったため、腹が立ちA に手を出してしまった。当人は警察や法律相談にも相談したが、どうにもならないという相談を受けていた。

大阪市の DV 被害者でありまた生活保護受給者である相談者からの事案では、LGBT の友人が離婚し子どもを連れて相談者宅で生活するようになったが、同居期間が長くなるにつれストレスが昂じたため別居を促した。しかしそれに応じてくれず、生活保護のケースワーカーに相談しても話し合いで友人と解決するようにとの助言だけで、現状の改善に向けて協力してくれないという苦悩が寄せられていた。

また、ある自治体では、相談支援機関から当自治体を紹介されて相談に来たが、匿名で介入できなかった事例があった。この事例の相談者は未成年のトランスジェンダー当事者からの相談である。両親に理解がなく虐待を受けていた。以前、高校の先生に「誰にも言わないから」と言うので相談したら、両親に話をされ、両親からひどい暴力を受けた。先生は「いい両親じゃないか」と言う始末で、それからは公的機関への相談も信用できなくなったと言う。相談者は家を出て一人で暮らしたいことを願っている。これに対し自治体では、庁内関係各課で情報を共有した。

逆に、横浜市の相談事例では、性同一性障害の娘が学校へ行く意味が分からず、授業料を手術に回せと言われるという相談が寄せられていた。市は LGBT コミュニティセンターや区の思春期相談に相談を回していた。

関東地方のある市では、パートナーがトランスジェンダーの女性であると知らずに同居をはじめた女性が、DV を受けて避難していた。各課と連携し、シェルターでの面談をしたものの、女性がバイセクシュアルであるとする疑いをもたれ、施設の受け入れ先がなかなか決まらなかった。この例では、このシェルターの持つジェンダーとセクシュアリティに対する観念に関する課題が浮かび上がってくる。

(5) まとめ

自治体の LGBT 施策はまだ緒についたばかりであるため、問題の共有や対応の蓄積はこれからなされていくものと思われる。現在、自治体に期待されているのは、各課の連携、適切な窓口の創設、事案の転帰の把握、市民・事業者あるいは当事者への啓発などであることが調査から明らかとなった。

「かかわらず」「ただちに～ない」「判断できない」という言葉を用いて相談事案を終わりにしたりせず、あるいは連携という名の他部署への転嫁に終わらせず、相談をするに至った相談者の背景を理解し、課題の解決に向けて動き出すことが自治体に望まれている。

3 男女二元制への対応

河口和也

(1) はじめに

人びとを(男女の)性別により明確に分けるという社会の考え方により、性的マイノリティの人びとが困難な状況に直面することは多い。こうした考え方やそれにもとづく運営は、行政施策においても行われている。こうした考え方や運営方法から派生する問題は、性別移行に関することがほとんどといってよい。そのなかには、性別移行／性同一性障害に対する無理解や差別、家族や職場などの人間関係を含む日常生活(家庭／学校／職場)における困難、医療機関の紹介などをはじめとする医療に関するニーズなどさまざまものが含まれている。

ここでは、そうした性別による明確な区別に関して、自治体から寄せられた事例のなかで、行政サービスとして「うまくいった」事例について紹介する。

(2) 性別記載欄に関する事例

まず、自治体における行政サービスの対応として、うまくいった事例のなかで比較的多かったのは、「性別記載」に関することである。行政サービスのうえでの様々な書類作成／申請の際、性別の記入を必要としないものであれば極力性別欄をなくしていくという試みを行うという方向性を実行したり、議員からの見直し要望が出されたり、あるいは市民からの要望としてあがってきた声に対する対応としてそのような取り組みを行っているところも見られた。

たとえば、新潟県新発田市では、とくに相談などの把握はしていないが、「性自認の当事者に配慮するとともに、不必要な個人情報を取得又は表示しないという観点から、市内各課局等で使用している申請書及び証明書のうち、性別欄の記載があるものについて照会し、廃止できるとされた印鑑登録証明書等の性別欄を、原則平成 28 年4月1日から、廃止する取組みを行っている。」との回答があった。

岡山県岡山市では、「市の窓口の各種申請書類の性別欄の必要性を見直し、業務上必要性が認められないものは性別欄を削除した。さらに、「市が実施するアンケートで、性別欄に、「男性」「女性」「その他」の項目を設定し、性別が「男女」いずれかに属すると認識することがない人に対する配慮を行っている。

長野県山ノ内町では、「性別に違和感を抱えている住民に対し、国民健康保険証

の発行時に、性別の表記を裏面にすることが可能である旨を伝え、希望されたので（そのように）対応した」という事例があった。また、それ以降、保険証発行の際には、同じように対応している。

これらの事例は、自治体自らが性別記載の見直しを行った事例である。

自治体のなかには、議会や議員からの要請により、性別記載欄の見直しを行っているところもあった。

たとえば、香川県丸亀市では、「市議会において、性同一性障害など性的マイノリティの人たちへの配慮から、申請書や証明書等への性別の記載が必要か不要かを精査し、不要なものは性別欄を削除するよう取り組むべきという質問があった。」それへの対応として、「性別欄のある申請書や証明書等について現状把握を行い、市の主体的判断のもとで決定ができ、かつ事務処理に著しく支障をきたさないものについては削除する方向で庁内周知している」ということであった。

福岡県北九州市でも、「平成 27 年 6 月議会において議員から性別欄の見直しについて要望があった」ことにより、「平成 27 年 7 月には市に提出する申請書等の性別欄の見直しを実施」した。さらに意識啓発として「平成 28 年 1 月には、性同一性障害当事者を講師とした管理職研修を実施」した。ここでは、窓口業務に関する見直しだけでなく、職員の業務を管理する管理職に対して、研修を行うことで、全体的な組織としての対応を試みているといえる。

埼玉県比企郡鳩山町では、「平成 27 年 9 月定例会時に議員より性自認・性的関連の一般質問」がなされた。その時の質問内容は、性同一性障害に関するもので、具体的には以下のものであった。

(質問 1)この障害に関しての町の考え方。

(回答)性同一性障害者に対する配慮を人権課題の一つとして捉え、性同一性障害者に対する差別の解消を目指して各種政策に取り組むべきと考える。

(質問 2)人権啓発として何か取り組んでいるか。

(回答)毎年 12 月に実施の「人権問題を考える町民の集い」時、人権課題の啓発用リーフレットを作成し、配布。毎年課題を変更しており、平成 25 年に性同一性障害者の啓発を掲載。

(質問 3)町所管の申請書、証明書等で性別記載があるものはどれくらいか。

(回答)約 270 件。

(質問 4)それらについて性別記載の廃止は可能か。

(回答)可能であったものは 44 件。

(質問 5)できるだけ早く廃止できるものは廃止すべき。

(回答)性同一性障害者への人権の配慮から、町所管の申請書、証明書等の性別記載欄は必要のないものは廃止する方向で各課においてお願いしていく。

この結果、平成 28 年 3 月には、13 件の申請書、証明書から性別記載欄が削除された。

埼玉県宮代町では、「性別欄廃止」に関する議会一般質問があった。その結果、公文書(申請書・証明書)等の性別(男女)欄の見直しが行われた。なお、見直しの結果、性別欄が廃止されることになったかは不明である。

(3) 相談・要請にもとづく対応

性同一性障害の当事者からの相談や要請により、行政サービスが対応した事例がある。

たとえば、島根県松江市では、性同一性障害者からの被保険者証の性別欄についての事案が 3 件あった。「性同一性障害者から、被保険者証の性別表記について、戸籍上の性別とは異なる表記に変更してほしいという訴えを受けた。厚生労働省へ性別表記の方法について検討を求めたところ、平成 24 年 9 月 21 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長保国発 0921 第 1 号で回答があり、保険医療機関等で容易に確認できるように配慮すれば、表記方法を工夫しても差し支えなしとの回答を得た。この回答により、松江市(保険者)は、今後やむを得ない理由があると判断した場合は、被保険証表面の性別欄には「裏面参照」と記載し、被保険証裏面の備考欄には「戸籍上の性別:「男」または「女」と記載することとした。

この事例は、地方自治体からの問い合わせやニーズを中央関係官庁に詳細に上げていくことを通じて、当事者の困難な状況がひとつ改善されるという方向に向かったものと理解することができる。

同じく島根県松江市では、平成 27 年度に国民保険証およびマイナンバーカードの性別認識について、配慮を求める相談があった。同じような事例が、愛知県名古屋市でも見られた。「性同一性障害に係るマイナンバー制度運用についての要望」があり、「マイナンバー制度実施にあたり、市童子(原文ママ)のプライバシー保護の対策の実施・戸籍上の性別がプライバシーにかかわる事項であることを周知し、性同一性障害当事者が不利益を被らないよう、市内事業者に対して指導を行うこと」という周知が行われた。

性別記載欄の廃止に向けた対応以外では、大阪府高石市で、「就労相談において、性同一性障害の方から、ハローワークへの登録の際、性別をどう書けばいいかと相談があり、人権相談員とも連携し対応した」とのことである。「本人の希望を整理し、就労相談員が、事前にハローワークと調整し、本人がハローワークへ行く際も同行した。また、今後、差別や偏見を受けた場合には、人権相談がいつでも利用できることをお伝えした。」という対応が取られた。行政のサービスとしてはかなりきめ細かな配慮がなされており、ハローワークに連れていくだけでなく、その後の人権侵害などの可能性などが生じたときの対応策などの周知も行われている点で、行き届いた配慮であるといえる。

(3) まとめ

ここで挙げた事例は、相談事例や問題把握のみならず、その後対応まで進んだものである。性自認や性的指向に関して、対応した事案や事例があるかどうか聞いた質問に対する回答としては、「把握していない」と回答した自治体の数は 691 (84.8%) であり、ほとんどの自治体が相談事案を把握していないか対応をしていないことがわかった。相談や対応をした件数について見ると、1 件が 74 自治体 (9.1%)、2 件が 9 自治体 (1.1%)、3 件が 10 自治体 (1.2%)、4 件～9 件が 18 自治体 (2.2%)、10 件以上が 13 自治体 (1.6%) となった。こうしたことから実際に性自認や性的指向にかかわる相談件数はそれほど多くはない。このことは、実際に問題がないということではなく、実際の相談対応事例を見ると、自治体側では、住民から寄せられる相談に対してどのように対応していいのかわからないという可能性が高いことが予想できる。

本調査の事例を見てみると、相談を受けることにより問題が存在することまでは把握していても、そこから先、どのような対応をすればよいかかわからないなど、その対応方法に苦慮しているケースも多く見られた。もちろん行政サービスとしては、「性別記載欄」の見直しや削減など、行政内の運用を見直すことで解決できるものに対しては、比較的対処もなされる可能性が高い。しかし、相談事例や問題によっては、他の事業者や市民団体などと連携・協力しながら問題解決を図る必要のある事案も多く、今後はそうした連携の方法を模索・確立していく必要があると考えられる。

4 同性パートナー証明の要請

釜野さおり

(1) はじめに

性自認や性的指向に関して対応した事案や住民から寄せられる相談や意見、要望があったことを把握している124の自治体のうち、33の自治体(事案数43)において、同性パートナーシップに関わる内容が含まれていた。

要望の内容は、ほとんどが同性パートナーシップ証明のようなものを求めるものであった。同性婚を認めて欲しいとの要望も7自治体でみられた。

以下では、自治体がどのような対応をしたかを中心に事案をみていく。

(2) 積極的な対応をしている事例(6自治体、7件)

山口県岩国市では、渋谷区のような同性パートナーシップ証明の導入の要望に対し、検討する方針を決定している。埼玉県川越市では要望者と関係課(人権推進課、こども安全課、広聴課、保健予防課、健康づくり支援課、教育指導課、教育センター)を集めてLGBTについての会議を開催している。

他の地域や国の動向を参考して検討・対応、としている自治体は、浜松市と武蔵野市である。小樽市では、情報を収集して議論したいと要望者に返信をしていた。岡山県では要望者へ回答し、条例に反映したとあるが、条例には同性パートナーシップへの言及はなく、全般的なものである。

自治体名	要望	対応の要約
山口県岩国市	渋谷区パートナーシップ証明への市の見解・導入に関する問合せ	県内各自治体の動向を注視して検討する方針を決定
埼玉県川越市	パートナーシップ証明交付	要望者と関係課で会議開催
静岡県浜松市	渋谷区パートナーシップ証明条例(生き方の多様性)制定の方針に関する問合せ	他の地域、市民の意見を聞き慎重に対応
東京都武蔵野市	渋谷区パートナーシップ証明への市の考えに関する問合せ	同区や国・都の動向に注視しつつ他区市の実態等を把握し研究
北海道小樽市	同性婚を認めてほしい。議論してほしい	メールで返信(情報収集し、議論していきたい)
北海道小樽市	同性婚を認めてほしい	メールで返信(情報収集し、議論していきたい)
岡山県	渋谷区世田谷区のような同性愛者を認める条例を制定すればよい	回答送付(内容不明)、全般的な条例に反映(パートナー証明制度に特化せず)

なお、パートナーシップ証明とは異なるが、同性カップルに対する差別の報告に対し、積極的な対応をした事例もみられる。富山市では、パートナーシップ証明の要望ではないが、市の施設である科学博物館のカップル無料日で同性カップルが対象になっていなかったことに対する批判があり、市側は、担当課に伝え、同性カップルも自己申告で無料にした。松山市では、市内に同性同士の宿泊を断っているホテルがあるとの報告に対し、宿泊施設に経緯や現状を確認し、宿泊拒否に当たる場合は適正に対応するように指導している。

自治体名	要望	対応の要約
富山県富山市	科学博物館のカップル無料日に同性カップルが含まれず差別ではという意見	担当課に伝え、自己申告で無料とする
愛媛県松山市	市内に同性同士の宿泊を断っているホテルがあると相談	宿泊施設に経緯確認、適正に対応するよう指導

(3) 間接的な対応として、啓発活動を行った事例（7自治体、8件）

パートナーシップ証明の発行やそれに関する条例制定の要望に対し、性的マイノリティの人権課題として啓発活動を行う・行った例は、下記のとおりである。啓発活動の方法や媒体もさまざまであり、大田区は職員研修、葛飾区は人権講座の実施、千葉市ではパンフレットなどを挙げている。

自治体名	要望	対応の要約
埼玉県川口市	パートナーシップ証明取り組み	男女共同参画課で意識啓発から
千葉県千葉市	同性婚・パートナーシップ証明制度	人権課題として啓発（パートナーシップ証明制度に特化せず）パンフレット
長崎県	同性婚法案制定	人権課題として啓発（パートナーシップ証明制度に特化せず）広報誌・研修会
静岡県浜松市	渋谷区の条例をうけて、市は性的マイノリティをどう考えるか	人権課題として啓発に取り組むと回答
東京都文京区	パートナーシップ証明実現	人権課題として啓発（パートナーシップ証明制度に特化せず）
東京都大田区	パートナーシップ証明発行	人権課題として啓発（パートナーシップ証明制度に特化せず）職員研修
東京都葛飾区	渋谷区条例（「性の苦しみ」解消のため）	人権課題として啓発（パートナーシップ証明制度に特化せず）人権講座実施
東京都葛飾区	同性カップル条例の検討	人権課題として啓発（パートナーシップ証明制度に特化せず）人権講座実施

(4) 意見として聞き入れる形の対応事例（5自治体、5件）

パートナーシップ証明・同性婚の要望に対し、対外的な対応ではないが、意見として受け止めた事例もある。武蔵村山市では、男女共同参画課の中でその意見を回覧し、研修の企画の際に参考にしているとのことである。

自治体名	要望	対応の要約
東京都武蔵村山市	パートナーシップ証明制度成立	男女共同参画担当課で回覧、研修企画で参考
三重県鈴鹿市	シビルユニオン導入	意見共有
神奈川県横浜市	同性パートナーシップへの賛成反対意見	意見を課内で共有
香川県	同性婚への意見	意見をきいた
東京都葛飾区	パートナーシップ証明条例施行	意見として受け止める（回答不要）

(5) 回答・報告による対応（5自治体、6件）

尾張旭市、尼崎市(2件)、松山市では、質問者・要望者に回答をしている。渋川市の事例は、匿名だったため返信はしていないが、内容を市長に報告した模様である。山口市の場合は、要望者の意向のために返信しなかったようである。

自治体名	要望	対応の要約
群馬県渋川市	同性パートナーシップ証明制度導入	市長への対応報告（回答書作成）
愛知県尾張旭市	渋谷区条例の導入	メールに回答（内容不明）
兵庫県尼崎市	渋谷区パートナーシップ証明への市長の考えに関する問合せ	相談窓口を通して回答（内容不明）
兵庫県尼崎市	渋谷区や世田谷区のような条例を検討しているかに関する問合せ	高校生からの質問へ回答
愛媛県松山市	パートナーシップ証明制度が設置可能かに関する問合せ	メールで回答（市独自の制度制定無理と回答）
山口県山口市	同性婚を可能にしてほしい	返信希望なし

(6) 例外的な事案と対応（3自治体、3件）

名古屋市の事案は、議会に対し同性パートナーシップ証明等の制度の検討の請願があり、議会においては保留になっている。

青森市では、H26年度、27年度に同性同士の婚姻届が提出されたが、法律により同性同士の結婚が認められていない旨を説明し、不受理処分とした。このことについて、届出人から不受理の証明書の請求（戸籍法第48条第1項）があったことから、不受理証明書を発行した、との回答があった

千代田区では、同性婚を批判するハガキが届いた事案が報告され、連携先として

警察署が挙げられていることから、何らかの対応がなされたと思われる。

自治体名	要望	対応の要約
愛知県名古屋市	パートナーシップ証明制度検討	議会において保留
東京都千代田区	同性婚批判	パートナーシップ証明制度にたいし批判のハガキ
青森県青森市	同性同士の婚姻届提出	窓口で手続き対応、不受理証明書発行

(7) 自治体側の対応がなされなかった事例（4自治体、5件）

事案・意見に対し、「何もしなかった」事案があるのは4自治体である。その内訳は、札幌市(2件:「パートナーシップ条例制定」、「パートナーシップ条例制定への反対意見」)、山口県(1件:「パートナーシップ証明発行」)、鹿児島県始良市(1件:「パートナーシップ証明検討」)、新潟県新潟市(1件:「同性婚許可」「渋谷区のような証明導入」「渋谷区のような条例制定」「渋谷区のようなパートナーシップ証明導入条例化」)である。

自治体名	要望	対応の要約
鹿児島県始良市	証明検討	対応なし
山口県	証明発行	対応なし
新潟県新潟市	同性婚可、渋谷区のような証明導入、条例制定	対応なし
北海道札幌市	条例制定(結婚に相当する関係)	対応なし
北海道札幌市	条例制定反対	対応なし

(8) 対応の回答がなかったもの（4自治体）

以下の事案に関しては、対応の回答がなかったが、これらの4自治体は、他の事案についてはその対応の回答がなされていた。

自治体名	要望	対応の要約
北海道札幌市	条例制定(同性パートナーシップ制度を含む支援)	対応の回答なし
北海道札幌市	条例制定	対応の回答なし
北海道札幌市	同性婚許可	対応の回答なし
滋賀県長浜市	同性婚許可の条例制定	対応の回答なし
東京都豊島区	同性婚可能な区に	対応の回答なし
千葉県	同性婚許可	対応の回答なし

5 パートナーシップ認定手続の比較

谷口洋幸

(1) はじめに

2015年に東京都渋谷区と世田谷区において同性どうしのパートナーシップ認定手続の開始が決定されて以来、各自治体には同様の制度構築に関する要望が寄せられている(本報告書第三部4参照)。そこで本稿では、現在6つの自治体で実施されているパートナーシップ認定手続を比較し、制度構築における論点を分析する。なお、本稿は2017年2月末現在の情報をもとにしているため、とくに札幌市の運用状況が反映されていないことを予めご了承ください。また、本稿の比較は、那覇市のパートナーシップ要綱の制定にあたり、竹葉梓氏(なは女性センター)が作成した比較表を参考にさせていただいた。本稿の分析にあたっての比較表の活用と検討結果の公表をお許しいただいたことにつき、記して感謝申し上げたい。

現在、パートナーシップ認定の制度を有する自治体は、東京都渋谷区(2015年10月～)、東京都世田谷区(2015年10月～)、三重県伊賀市(2016年4月～)、兵庫県宝塚市(2016年6月～)、沖縄県那覇市(2016年7月～)、北海道札幌市(2017年6月～)の6自治体である。表1に示したとおり、利用件数にはばらつきがあり、とくに宝塚市において利用がない点の特徴的である。2017年1月現在の各自治体の人口をふまえて比較した場合、宝塚市を除いて利用件数は大きく異ならない。パートナーシップ認定の対象として想定されている主に同性のパートナーをもつ人々の人口割合については諸説あるものの、利用件数が人口比0.02%前後にとどまっている点は、想定より低い数値である。

表1 制度利用の概況

	運用開始	利用状況 (2017年2月現在)	人口 (伊賀市=1とした場合の比率)
渋谷区(東京)	2015年10月	16組	227,568 (2.5)
世田谷区(東京)	2015年10月	43組	913,823 (10.2)
伊賀市(三重)	2016年4月	4組	89,741 (1)

宝塚市（兵庫）	2016年6月	0組	225,228 (2.5)
那覇市（沖縄）	2016年7月	13組	319,870 (3.6)
札幌市（北海道）	2017.6	-	1,958,398 (21.8)

以下、6自治体の条例や要綱、申請手続きの案内やQ&A等に記載されている内容をもとに、制度の形式と理念、認定要件等、認定の効力、解消等について比較する。

(2) 制度の形式と理念

(a) 制度構築文書と認定形式

パートナーシップ認定手続きの根拠となる文書は「条例」と「要綱」の2種類がある。「条例」は渋谷区のみで、他の5自治体は「要綱」による制度構築を行っている(表2)。

表2 制度構築文書

渋谷区	男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例 (「第10条 区が行うパートナーシップ証明」以下)
世田谷区	パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱
伊賀市	パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱
宝塚市	パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱
那覇市	パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱
札幌市	パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

「条例」は各自治体の区域内で適用される法的効力をもつ文書であり、当該自治体の議会によって制定される(地方自治法14条)。内容については政令や省令を含む国の法令に反しない範囲内との制限がある(憲法94条)。罰則を課すことも可能であり、自治立法として位置づけられる。一方、「要綱」は行政運営のために用いられる内部規定であり、一般的に当該自治体の長の決裁により制定される。条例のような法的な位置づけではない。違反者に対する強制力はないものの、事務処理の根拠文書として広く用いられている。

「条例」は、議会による採択手続きを経る点、ならびに、個別の課題として議員による検討が実施される点において民主的コントロールが働く。また、条例の主要な内容の変更や制度の廃止は、新たな条例の採択が前提とされるため、制度としての安定性も

ある。しかし、採択までに多くの時間が費やされなければならず、議会の構成によっては根強い反対論により制度構築が実現できない場合もある。パートナーシップ認定が想定する対象者は数的に少数派のため、多数決により制定される条例はハードルが高い。

一方、「要綱」は、自治体が行政手続の指針として用いるものであり、議会を通す必要がない点において、実現は容易となる。議会による条例の制定が困難と予想される場合であっても、重要な予算執行等を伴う案件ではないため、自治体の長の決裁によって制度構築が可能となる。このため、逆に、自治体の長の判断に左右されやすい不安定さをもつ。認定手続を「要綱」で実現した 5 つの自治体に共通項(地域、人口、産業、歴史など)がみいだしにくいのも、最終的には自治体の長の決断に委ねられているところにひとつの原因があると考えられる。

また、制度構築文書のタイトルに示されているとおり、認定の形式は「証明」、「宣誓」、「登録」の 3 種類に分かれている。いずれもパートナーシップを自治体が認定する手続きであることは共通しているが、以下のような特徴がある。渋谷区が採用している「証明」は、後述する申請書類にもとづいて内容が審査され、パートナーシップ証明に値すると判断された場合に、自治体が証明書を発行する手続きとなる。形式審査を超えて、2 人の関係性について書面による確認がなされる点に特徴がある。世田谷区、宝塚市、伊賀市、札幌市が採用する「宣誓」は、2 人が担当官吏の面前で宣誓書に署名し、その宣誓書を受けた旨、自治体が受領証を発行する手続きである。2 人の意思を最大限に尊重した手続きである点において、異性どうしの婚姻に近い簡便さに特徴がある。那覇市が採用した「登録」は、2 人の関係性について申請を受けた自治体がパートナーシップ登録簿に記載する手続きである。住民の情報として公的機関が登録をするという意味では住民登録の手続きにも近く、登録証明書や事実証明書の発行など、自治体が継続的に 2 人の関係性にかかわる点に特徴がある。

(b) 背景となる文書

制度構築の背景として、それぞれの根拠文書に引用されている文書は人権施策、男女共同参画施策、基本構想・まちづくり施策の 3 種類にわけられる(表 3)。

伊賀市と宝塚市は当該自治体の人権施策文書を引用し、渋谷区は憲法そのものを引用する。法務省が毎年実施している人権週間の年間強調目標には、2002 年から「性的指向にもとづく差別をなくそう」、2004 年から「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」が掲げられてきた。自治体の人権施策に関する文書(条例、計画、指針な

ど)でも、これらの文言が挿入されていることは本報告書第 3 部 3 に示されたとおりである。パートナーシップ認定手続を人権施策の一環に位置づけたことは、同性どうしのパートナーシップを公的に承認することが人権の尊重に繋がるとの認識の表明といえる。この位置づけは、国家の法制度が同性どうしの関係性を度外視している現状の人権侵害性を立証する根拠ともなりうる。

一方、那覇市と札幌市は、それぞれの男女共同参画施策の文書を引用し、渋谷区は国の男女共同参画行動計画を引用する。内閣府が策定した第 3 次男女共同参画基本計画(2010)では「性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要である」と明記されており、この記述は現在実施中の第 4 次計画(2015)にも引き継がれている。那覇市では 2015 年に「レインボーなは宣言(性の多様性を尊重する都市・なは宣言)」を行い、男女共同参画施策の中で「性の多様性」が明確に位置づけられてきた経緯がある。要綱の作成においても、那覇市男女共同参画会議やなは女性センターが中心的な役割を果たしてきた。国の基本計画、およびそれにもとづいて作成される各自治体の計画等では複合的差別の文脈に置かれている性的指向や性自認の課題への取り組みとして、パートナーシップ認定手続が「多様な生き方」を尊重する施策に位置づけられている。

より上位の位置づけとして、自治体の基本構想やまちづくりに関する文書も引用されている。基本構想(世田谷区)、総合計画(伊賀市、那覇市)、まちづくり戦略ビジョン(札幌市)などである。多様な生き方を尊重することは、それぞれの自治体において人々が安心・安全に暮らせるまちづくりへと繋がっていく。人権施策や男女共同参画施策といった具体的な課題を超えて、自治体の総合的な施策の一環に位置づけられることは、日常生活等のあらゆる場面で同性どうしのパートナーシップを尊重する決意表明といえる。

表 3 引用された文書

渋谷区	憲法、国の男女共同参画行動計画
世田谷区	世田谷区基本構想
伊賀市	伊賀市総合計画、伊賀市人権施策総合計画
宝塚市	第二次宝塚市人権教育・人権啓発基本方針
那覇市	那覇市総合計画・レインボーなは宣言(「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言)
札幌市	まちづくり戦略ビジョン・第 3 次男女共同参画さっぽろプラン

(c) 制度の趣旨・目的

背景として引用された文書を受けて、それぞれの制度構築文書には趣旨・目的が明記されている(表 4)。パートナーシップ認定手続については、以下の 3 つの視点から趣旨・目的が書かれている。

1 つめは人権や個人の尊厳の尊重という視点である。人権施策の一環として位置づけることと相まって、個人が性的指向や性自認にもとづいて人権侵害を受けてはならないことを想起させている。差別や偏見にさらされがちな同性どうしのパートナーシップも、人権として尊重されなければならない。この視点はすべての文書に共通する。2 つめに、多様な生き方の承認という視点である。1 つめの視点と関連しているが、個人の多様性を認め合いながら、生き方そのものの多様性を尊重する文脈に位置づけるものである。那覇市の要綱では、この点が意識され、パートナーシップそのものの尊重が明記されている。3 つめは、安心して暮らせる社会やまちづくりの視点である。多様な性や生き方を尊重する社会は、すべての人にとって安心・安全な地域となる。この考え方を趣旨として盛り込むことで、数的に少数派である人々への施策であるのみならず、社会全体の利益となることを謳う視点といえる。

3 つの視点はそれぞれが相互に関連している。パートナーシップ認定手続が、人権尊重のための行政による公認という形式の枠を超えて、地域社会やまちづくりに繋がられている点は、この制度の高い存在意義を示すものである。

表 4 制度の趣旨・目的 (抜粋)

渋谷区	「第 4 条に規定する理念に基づき」 ※第 4 条 (1) 性的少数者に対する社会的な偏見及び差別をなくし、性的少数者が、個人として尊重されること。 (2) 性的少数者が、社会的偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。 (3) 学校教育、生涯学習その他の教育の場において、性的少数者に対する理解を深め、当事者に対する具体的な対応を行うなどの取組がされること。 (4) 国際社会及び国内における性的少数者に対する理解を深めるための取組を積極的に理解し、推進すること。
世田谷区	「個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざし」
宝塚市	「人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりの人権が大切にされ、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し」
伊賀市	「伊賀市総合計画に掲げる『あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重するまちづくり』をめざし、市民一人ひとりの人権が大切にされ、多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会をめざし、」

那覇市	「人がその多様な性を生きることは人権として尊重されるものであり、その中で築かれるパートナーシップもまた尊重されるべきものであることから、誰もが差別や偏見にさらされることなく、安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し」
札幌市	「互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現」

(3) 認定要件等

(a) パートナーシップの定義

パートナーシップ認定手続の制度構築は、日本の婚姻制度が異性どうしの関係性に限定して適用されており、同性どうしの関係性が、事実婚的な保障も含めて、婚姻制度の枠外におかれている現状への疑問に端を発している。婚姻にはあてはまらない関係性を、婚姻に相当する関係性として自治体が公的に承認する。これが制度の本旨であることに異論はない。

では、認定の対象となるパートナーシップとはいかなる関係性か。パートナーシップは婚姻に相当する関係である、という説明は意味をなさない。なぜなら、そもそも法律上の用語である「婚姻」について、日本の法律は直接的な定義づけを行っていないからである。民法は婚姻の要件や効果を細かく規定する形で、制度としての婚姻の枠組みを提供してはいるが、「婚姻」という言葉そのものの定義規定は存在しない。有徴化の好例ともいえるが、制度構築文書にあらわれたパートナーシップの定義は次のようなものである(表5)。

表5 対象となるパートナーシップの定義

渋谷区	男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係
世田谷区	互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性を同じくする2人の者(「同性カップル」の定義)
宝塚市	互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性を同じくする2人の者(「同性カップル」の定義)
伊賀市	互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した同性の2人の者(「同性カップル」の定義)
那覇市	互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活をしている、又は継続的に共同生活をすることを約した、戸籍上の性別が同一である2人の者の社会生活関係 ※共同生活 日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に、相互に協力し合う2人の者
札幌市	互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係

共通する要素として、人生のパートナーであること、生活を共にしていること、相互に協力していることが盛り込まれている。

「人生のパートナー」の「人生」という言葉には、一生涯ないし相当な長さの時間を共にするとの意思が前提とされている。「パートナー」はカタカナ語がそのまま採用されているが、日本語の「伴侶」「連れ合い」といった類義語との異同は定かでない。もともと「配偶者」は法律用語として婚姻関係にある他方当事者を指すため、この文脈で用いることは適切ではない。「生活を共にしている」という要素は、必ずしも同居を示すものではない。婚姻した夫婦には同居・協力・扶助の義務(民法 752 条)が生じるが、そもそも同性どうしの 2 人であることを理由に賃貸借契約が結べない、住宅ローンをパートナーと共同で組めない、公営住宅の親族要件に当てはまらず入居できない等の困難がある。同居を可能とするための制度構築であり、同居を要件とすることは順序が逆である。ただし、「相互に協力している」との要素に関連して、2 人の関係性が継続的であること(那覇市)や、経済的・物理的・精神的な意味での相互協力(那覇市、札幌市)が求められる。実際のところは異性どうしの婚姻と同じく当事者の判断によるところとなるが、原則論としての相互協力は、パートナーシップの不可欠の要素と考えられている。

なお、渋谷区は「男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備えている」と定義するが、条例にはその内容が明記されていない。前述のとおり「婚姻」が直接的に定義されていない現行法制度において、「異なる程度の実質」の内容も自明ではない。この点、後述のとおり、渋谷区ではパートナーシップ証明書の申請に合意契約や任意後見の公正証書の提出を求めている。区が発行する「公正証書作成の手引き」では合意契約に係る公正証書に盛り込むべき必須事項として「両当事者が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること」「両当事者が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務があること」の 2 点が求められている。パートナーシップの不可欠の要素と認識されているこの 2 点は、したがって、他の 5 自治体と同様の内容を含むものと解される。

(b) 年齢

年齢要件はすべての自治体が 20 歳以上である。一般的な成人年齢(民法 4 条)にあわせた要件であり、法定代理人の合意等が問題とならず、当事者の意思のみによって申請が可能となる。

もともと、他の法規定などとの整合性については疑問が生じうる。たとえば、民法上

の婚姻が可能な年齢は男性 18 歳、女性 16 歳である(民法 731 条)。男女の年齢差に関する問題はさておき、婚姻相当の関係として承認する要件として、異性どうしよりも高い年齢が設定されている。パートナーシップ認定よりはるかに法的に重い権利や義務を生じさせ、効果として成年擬制まで生じさせる婚姻が、パートナーシップ認定よりも低い年齢で届出可能ということとなる。18 歳・19 歳(現行法上は 16 歳・17 歳の女性も含む)の当事者にとっては、不均衡な扱いと感じられる。また、成人年齢引き下げの議論との整合性も検討が必要となる。選挙権が 18 歳に引き下げられた現在、政治に自らの意思を反映できる年齢層が、自らのパートナーシップの認定手続を拒否される状況にある。日本が批准している「子どもの権利条約」は 18 歳未満が対象となっており、国際的な水準からみれば、18 歳以上は「子ども」ではない。人生のパートナーを選ぶ際に、異性の場合と同性の場合とで年齢に差異を設けるべきか、慎重な検討が求められる。

(c) 性別

パートナーシップ認定手続がしばしば「同性パートナーシップ証明」や「自治体による同性婚の承認」とメディアで報じられるように、同性どうしのパートナーシップに主眼があることは明らかである。パートナーシップの定義においても、「戸籍上の性別が同一」(渋谷区、那覇市)、「性を同じくする」(世田谷区、宝塚市、伊賀市)と規定されている(表5参照)。法的に異性どうしであれば、法律上の婚姻が可能であり、婚姻の届出をしなくても、事実婚規定ないし事実婚的保護の対象となる。このため、上記 5 つの自治体はパートナーシップ認定を法的な同性どうしに限定している。

一方、札幌市のパートナーシップ認定手続は「一方又は双方が性的マイノリティ」である関係性を対象とする。他の自治体との違いは法的な同性どうしに限定されていない点である。とくにトランスジェンダーが一方当事者であるパートナーシップは、法律上の性別の状況によっては法的に異性どうしとなる場合もある(たとえば、法律上の性別を未変更(男性)のトランス女性とシスジェンダーの女性のパートナーシップなど)。法的な婚姻が可能であっても、異性どうしを前提とした婚姻制度の利用を望まない人々に、パートナーシップ認定手続の利用が開かれた状態となっている。もっとも、一方が性的マイノリティであるとの限定にも注意が必要である。要綱では性的マイノリティが「典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人をいう。」(2 条 1 項)と定義されており、典型的な性自認と性的指向をもつ法的に異性どうしのカップルに開かれた制度ではない。この点、ヨーロッパ諸国で運用されてきたパートナーシップ制度が異性どう

しも利用可能であった状況とは根源的に異なる。もともと、性的マイノリティへの該当性を判断する指標は自己申告以外に存在しないため、シスジェンダーのヘテロセクシュアルどうしのカップルも「隠れて」利用することは可能と考えられる。

なお、パートナーシップが二者間に限定される点は、すべての自治体に共通している。婚姻関係を前提に制度構築が検討されてきたことの限界ともいえるが、より広く、複数者間のパートナーシップについても今後議論が期待される。

(d) 住所要件

自治体の条例や要綱である点において、その効力や適用は当該自治体内に限定される。このため申請にあたっては、当該自治体内における住所の有無が要件となる。パートナーシップ認定の制度構築文書において、住所に関する要件には 3 つのパターンがある。

1 つは申請する双方が自治体内に住所を有していることを要件とするものである。すべての自治体がこの場合には申請を受け入れている。住所が同一であることは要件とされていない。先述のとおり、同性どうしのパートナーシップがかかえる困難の一つに同居するための住居の確保がある。渋谷区はこの要件を満たす場合にのみ申請可能である。2 つめは申請時に一方が住所を有しており、他方が転入を予定している場合である。1 つめと同じく、同居するための住居が存在しないことを念頭に、パートナーシップ認定を受けた書類を用いて賃貸借契約等にのぞめるよう、住所は一方当事者だけでも可とする要件である。渋谷区以外の 5 自治体が、この場合の申請を受け入れている。3 つめは双方が自治体内に住所を有しておらず、転入を予定している場合である。那覇市と札幌市が採用した要件であり、自治体の制度が自治体外の人々にも開かれている点に特徴がある。もともと、那覇市では原則 3 ヶ月以内の転入が前提とされており、自治体外のすべての人々に開かれているものではない。6 つの自治体によるパートナーシップ認定手続きが、あくまで自治体の制度であるという必然的な限界といえる。

表 6 に示されているとおり、制度構築が新しいほど門戸は広く開かれていく傾向がある。今後、類似のパートナーシップ認定手続きをもつ自治体間での取扱いや、申請してから転入するまでの旧住所地における取扱いなどが議論の対象となるものと予想される。

表 6 申請者の住所要件

	双方が住所有	一方が住所有で 他方が転入予定	双方が転入予定
渋谷区	○	×	×
世田谷区	○	○	×
伊賀市	○	○	×
宝塚市	○	○	×
那覇市	○	○	○
札幌市	○	○	○

(e) パートナーシップ障害事由

婚姻障害事由(民法 731 条から 737 条)のように、パートナーシップにも障害となる事由が定められている(表 7)。

重婚が婚姻障害であるのと同様に、他の者と重ねて婚姻関係にある場合はパートナーシップ認定がうけられない。後述のように独身証明書の提出を求められる場合もあり、排他的な関係性であることが求められている。他者とパートナーシップ関係にある場合も同様に、パートナーシップ障害となる。

争点となるのは近親者の扱いである。同性どうしのパートナーシップでは、現行法上で法的に家族となる方法として、成年養子縁組制度が多く用いられている。成人どうしの養子縁組は、家制度ないし氏の承継という歴史を背景に、年長者が養親となること(民法 793 条)以外に制限がない。年齢差の制限もなく、また、婚姻と同じ届出主義のため、成年養子縁組は形式的な確認のみで受理される。このため、年上の一方当事者が養親となり、他方当事者を養子となることで、法的に家族となることができる。法的な意味での入籍をすることにより、同性どうしでも法定相続人となり、税法上の優遇等も受けられることとなる。異性どうしの場合、養親子関係にある場合は、離縁後であっても婚姻障害事由となる(民法 736 条)。婚姻関係に入れない同性どうしのパートナーシップにおいて、成年養子縁組制度を転用していた場合、近親者がパートナーシップ障害となれば、必要に迫られて成年養子縁組制度を用いてきた同性どうしのパートナーシップが、本来的な横のつながりとしてのパートナーシップの公的承認が得られなくなる。

たとえば渋谷区では、近親者であることはパートナーシップ障害事由となる。しかし、縁組関係を終了すれば申請は可能とされている。ただ、親子としてではあれ、家族とし

での法的な保障を捨てて、法的効力がほぼ存在しないパートナーシップ認定を得ることに、実利的な意味はない。那覇市では、パートナーシップ障害事由に近親者であることを含めておらず、現行法制度による解決との併存が可能となっている。

関連して問題となるのが、公序良俗違反が障害事由に明記されている点である。解釈の幅が広がる公序良俗の概念について、世田谷区では、婚姻障害事由に匹敵するものと位置づけられている。ただし、この点においても、成年養子縁組を転用する形で近親者となった 2 人のパートナーシップを公序良俗違反に含めるか否かは解釈に委ねられることとなる。

成年養子縁組制度の転用は、それ自体に議論があるものの、家族としての法的保障が必要な状況下にある同性どうしのパートナーシップにとって、唯一の法的な解決策である。パートナーシップ認定に際して離縁を求めることは、制度の趣旨・目的に照らして本末転倒であり、近親者をパートナーシップ障害事由とする場合にも、婚姻の代替としての成年養子縁組を除外するなどの工夫が求められる。一方が外国籍を有しているパートナーシップの場合、同一人物どうして当該国のパートナーシップ登録制度や婚姻を利用していても、それ自体はパートナーシップ障害とならない。既得の法的保障とパートナーシップ認定手続を併存させることは、むしろ制度趣旨に合致するものであり、婚姻制度との整合性のために当事者にとって不利益な選択を迫るべきではないと考える。

表 7 障害となる事由

	婚姻	パートナー	近親者	公序良俗
渋谷区	×	×	×	×
世田谷区	(×)	(×)	(×)	×
伊賀市	×	-	-	-
宝塚市	×	×	-	-
那覇市	×	×	-	-
札幌市	×	×	-	-

(f) 申請に必要な書類

申請に必要な書類は自治体ごとに細かい違いがあるものの、住所要件との関係から、すべての自治体において住民票あるいは住所が確認できる本人確認書類の提出が求められている(表 8)。また、他の者と婚姻関係にないことを確認するために、戸籍(渋谷区、那覇市)または独身証明書(伊賀市、宝塚市、札幌市)のいずれかの提出

が必要となる。パートナーシップ認定の申請等に当たっては、他の行政手続と同様に、本人確認書類の提示も求められている。世田谷区では運用開始当初、具体的な本人確認の手順が定められていなかったため、確認書にもとづく要件等の確認が行われるようになった。

表 8 申請に必要な書類

	住民票	戸籍	独身証明書	本人確認	公正証書
渋谷区	-	○	-	○	任意後見 合意契約
世田谷区	-	-	-	○	-
伊賀市	○	-	○	○	-
宝塚市	-	-	○	○	-
那覇市	○	○	-	○	-
札幌市	○	-	○	○	-

申請書類が特徴的なのは渋谷区である。渋谷区では、上記のような要件充足の確認書類に加えて、2 通の公正証書の提出が求められている。任意後見契約公正証書と合意契約公正証書の 2 通である。任意後見契約は、本人の判断能力が不十分となったときに、生活、療養監護、財産管理などの代理権を任意後見受任者に付与する委任契約である。合意契約公正証書は、2 人が共同生活を営むにあたって、当事者間で定めた合意事項をまとめる形で作成される。合意契約公正証書に盛り込むべき必須事項として、両当事者が愛情と信頼にもとづく真摯な関係であること、ならびに、同居し、共同生活において互いに責任をもって協力し、その共同生活に必要な費用を分担する義務があることの 2 点も求められている。それ以外の内容に制限はなく、療養看護や日常家事債務責任、財産関係や不貞行為の禁止なども盛り込むことができる。原則として上記 2 通を要請しているが、特定の事由に該当する場合には合意契約公正証書のみで申請が可能である。

公正証書の提出については、公証人との連絡調整や内容の確認など、作成までに時間と労力を必要とし、また合意契約公正証書 1 通と委任契約たる任意後見契約公正証書の 2 通、計 3 通の公正証書作成にかかる費用負担も必要となる。異性どうしの婚姻が要式行為であるのに比べ、婚姻のような法的効力をもたないパートナーシップ認定手続に、婚姻届より手間のかかる書類の提出を求めることは不均衡な状況といえる。ただし、公的書類として作成される公正証書は、婚姻制度の枠外におかれている

同性どうしのパートナーシップにとって、2 人の関係性を公的に示す文書となる。パートナーシップ認定そのものに法的効力はないものの、申請時に公正証書の提出を求めることで、公正証書そのものが 2 人の関係性を契約として安定化させ、問題発生時の解決策が予め確保されるという重要な意義もある。

(g) その他

制度構築文書等に記載されている要件について、その他に 2 つの特徴を指摘しておく。

1 つは申請者の国籍についてである。いずれの自治体においても、パートナーシップ認定手続の利用者の国籍は限定していない。日本国籍をもたない場合についても、手続等の面で予め規定されている。たとえば渋谷区や那覇市では、申請時に要求される戸籍抄本について、外国籍をもつ者については別書類での代替が可能となっている。また、すべての自治体で要求される本人確認書類として、渋谷区や世田谷区では在留カードや特別永住者証明書も例示されている。伊賀市は申請時に独身証明書の提出を求めているが、外国籍の場合には本国の書類に日本語訳を付すことで代替可能としている。那覇市においては、申請時に通称名を使用することが可能な者の例示として特別永住者をあげている。多様な生き方や多様性の承認という文脈で実施されているパートナーシップ認定手続において、国籍の多様性への意識も重要である。

もう 1 つはトランスジェンダーの申請者についてである。性同一性障害者特例法により法的性別が変更可能になった現在でも、同法に定められた厳格な要件がみだせず性別が変更できない当事者は多い。またシスジェンダーと同じく、トランスジェンダーの性的指向もさまざまであり、法的に同性どうしのパートナーシップとなる場合も少なくない。渋谷区では、合意契約公正証書の 1 通のみで申請可能な例として、「性同一性障害者特例法による性別変更の審判を受ける前の当事者や、性別変更のために婚姻関係を解消した場合」を記載している。那覇市では、通称名の使用が可能な例として、前述の特別永住者のほか、「性別違和をもつ者」があげられている。また、札幌市が法的に異性どうしでもパートナーシップ認定手続の対象としたのは、トランスジェンダーの性別変更が関係するパートナーシップを想定したものである。制度構築にあたっては、法的な関係性もさることながら、個々人の認識によりそいながら、できるだけ多くの人々が対象となりうる工夫が必要となる。

(4) 認定の効力

自治体によるパートナーシップの認定は、法的な効力をもつものではない。婚姻や家族に関する法整備は国の所管事項であり、自治体によるパートナーシップ認定手続は、条例であれ要綱であれ、法的な婚姻や家族関係のつくりあげる効果はない。札幌市は Q&A において、「受領証は、市の内部規定である要綱に基づく書類であり、権利の発生や義務の付与を伴うものではなく、法的な効力はありません…」と明記している。

条例によって制度構築を行った渋谷区では、区民や区内の事業者がパートナーシップ証明を「最大限配慮しなければならない」旨を規定し、区内の公共的団体等の事業所や事務所はパートナーシップ証明を「十分に尊重し、公平かつ適切な対応をしなければならない」と規定する(11 条)。また、渋谷区営住宅条例や渋谷区区民住宅条例をはじめ、他の条例の適用において「この条例の趣旨を尊重しなければならない」と規定しており(16 条)、パートナーシップ証明の尊重もこれに含まれている。同居親族要件によって公営住宅への居住権を奪われてきた同性どうしのパートナーシップにとって、これらの規定は間接的にであれ一定の法的効果ともなりうる。仮にパートナーシップ証明に対する配慮や尊重が得られなかった場合、相談や苦情申立にもとづいて、区は調査を行い、適切な助言・指導を行うことが予定されている(15 条 2 項)。指導にしたがわず条例の趣旨・目的に著しく反する行為がみとめられる場合は是正勧告がおこなわれ、それにもしたがわぬ場合には、関係者名等の事項が公表される手続も準備されている(15 条 3 項・4 項)。渋谷区のパートナーシップ認定手続は、条例という形式を採用した結果として、証明書そのものに実質的な効力を与えることに成功している。なお、伊賀市も Q&A において、パートナーシップ宣誓受領証があれば、伊賀市市立上野総合市民病院で家族と同様の扱いを受けることや、伊賀市営住宅の入居申請が可能であることを明記している。もっとも公営住宅の入居者資格の同居親族要件については、政府が 2012 年に国連自由権規約委員会へ提出した第 6 回報告書において「公営住宅法の改正に伴い、親族関係にない同性の同居を含め、同居親族による入居者資格の制限はなくなっている」(327 段落)と明言している。この政府報告書の記載が真実であれば、改正公営住宅法が施行された 2012 年 4 月以降は同性どうしで公営住宅への入居申請が可能ははずである。パートナーシップ認定手続にともない、解釈の変更や別途の条例改正手続が進められている現状からは、上記の政府報告書の記載には疑問が残る。

以上のように、自治体によるパートナーシップ認定そのものには法的な効力はない。

ただし、企業が自治体のパートナーシップ認定取得者に社内の福利厚生制度を適用したり、生命保険の受取人や火災保険、自動車保険などの保障対象にパートナーシップ認定取得者を含めるなど、企業の商品やサービスの提供における利用例は増えている。

(5) パートナーシップの解消等

(a) 解消

すべての自治体のパートナーシップ認定手続において、パートナーシップ認定をうけた 2 人が関係を解消した場合には、その旨の届出が求められている。解消届(渋谷区、伊賀市)、廃棄申出書(世田谷区)、返還届(宝塚市、札幌市)、事実に関する届(那覇市)と提出する書類の名称は異なるが、これらの届出書とともに発行された証明書や受領証もあわせて返還しなければならない。不正利用等の防止策としての順当な手続といえる。

離婚手続との違いとして、一方による届出が想定されている点が指摘できる。渋谷区は「当事者の一方又は双方」による解消届の提出を受け付けており(条例施行規則 10 条 3 項)、伊賀市も同様の規定をもつ(6 条)。那覇市は「登録者の一方又は双方が来所して」との規定であり、一方による解消が可能であるか定かでない。世田谷区は「双方が宣誓書の廃棄を希望する」場合に限定していることから、一方による解消は想定されていないと考えられる。宝塚市と札幌市は要綱そのものからはいずれか判断できない。

(b) 転出

パートナーシップ認定には住所要件がかせられていることから、当該自治体から一方又は双方が転出するときには、パートナーシップ認定の効果が及ばなくなる。このため、転出する場合には返還届(渋谷区、宝塚市、札幌市)や事実に関する届(那覇市)、解消届(伊賀市)に証明書や受領証を添付して返還することが義務づけられている。伊賀市は「解消届」を用いるが、当該自治体から転出することと 2 人がパートナーシップを解消することは同義ではなく、手続の内容と届出の名称に齟齬がある。

上記 5 つの自治体は、転出に際して手続書類を「届け出なければならない」という義務規定である。一方、世田谷区の事務処理要領では、「当該同性カップルがそのことを区に申し出ることを希望する場合は、職員は当該同性カップルにパートナーシップ宣誓書廃棄申出書(様式 2)の提出を求める」と記載されている。受領証をうけた 2 人が

区への申し出を希望しない場合には、区外に転出後も受領証を持ちつづけることが可能となっている。前述のとおり、証明書や受領証には法的な効力がないことに鑑みれば、パートナーシップが解消されていない以上、企業の商品やサービスのために利用しても、不正利用とまではいえない。むしろ、たとえ他の自治体が発行したものであっても、2 人の関係性を証明する公的な書類として社会的に意味をもちうるものである。パートナーシップを解消した場合はさておき、転出の場合にも同様に発行済みの書類の返還を義務づける必要性については、再検討の余地があるように思われる。

(c) 死亡

パートナーシップ認定を受けた当事者が死亡した場合も、転出の場合と同様に返還の手続が予定されている。他の手続と同様、返還届(渋谷区、宝塚市、札幌市)、廃棄申出書(世田谷区)、事実に関する届(那覇市)と名称は異なっている。一般的には一方が死亡した時の他方当事者による手続が想定されるが、宝塚市は「一方又は双方が死亡したとき」と規定しており、一方の死亡後、ただちに返還義務が生じないと解することもできる。もっとも双方の死亡後にいかなる返還手続となるか不明ではある。この点、世田谷区は転出の場合と同じく、「パートナーシップの宣誓をした同性カップルのうちいずれかが死亡し、宣誓人の一方がそのことを区に申し出ることを希望する場合」に廃棄申出書の提出を求めることとなっており、希望しない場合には受領証を持ちつづけることができる規定となっている。

那覇市ではパートナーシップの登録が行われており、一方の死亡時には事実に関する届出の提出が義務づけられている。届出の義務づけは他の自治体と同様であるが、特徴的なのは、交付された登録証明書や事実証明書の返還まで求めていない点である。他の自治体の場合、解消や転出の際と同様に、届出書類に証明書や受領書を添付して返還しなければならないが、那覇市は解消や転出の際に求めている発行済み証明書の添付を、死亡時の届出のみ除外している(8 条 2 項)。一方当事者の死亡という事実直面した当事者に対して、生前に 2 人の関係性が認定されたことを示す公的な書面の返還を求めることは、率直に言って、酷な手続である。パートナーシップが本人の意思により解消されたわけではない以上、生前の関係性を証明する書類の返還を求める必要性も、返還による自治体側の具体的な利益もないように思われる。

表9 パートナーシップの解消等

	解消	転出	死亡
渋谷区	解消届（一方可）	返還届（義務）	返還届（義務）
世田谷区	廃棄申出書（双方）	廃棄申出書（任意）	廃棄申出書（任意）
伊賀市	解消届（一方可）	解消届（義務）	《不明》
宝塚市	返還届（双方？）	返還届（義務）	返還届（義務）
那覇市	事実届（一方可）	事実届（義務）	事実届（義務）
札幌市	返還届（双方？）	返還届（義務）	返還届（義務）

(6) パートナーシップ認定手続に関する争点

(a) 憲法適合性

渋谷区の条例成立に際して、条例の憲法適合性をめぐる議論が繰り広げられた。憲法 24 条および 94 条への抵触である。以下、パートナーシップ認定手続はいずれの条項にも違反しない旨を述べるが、より詳細な論理については LGBT 支援法律家ネットワークによる報道関係者への要請文 (<http://lgbt.sakura.ne.jp/lgbt/documents/>) もご参照いただきたい。

憲法 24 条は婚姻が「両性の合意のみ」にもとづいて成立することを規定する。この「両性」の解釈をめぐり、同性どうしのパートナーシップを認定することが同条に違反するとの主張が展開された。パートナーシップ認定は、形式的にも「婚姻」ではありえず、既存の婚姻制度に何らの法的効果を及ぼす制度でない。このため、形式的な理解において 24 条への抵触は生じない。また、24 条が同性婚を禁止している以上、同性どうしのパートナーシップに公的な承認を与えることが違憲であるとの主張もみうけられた。そもそも 24 条は旧民法の家制度を廃止する目的で規定されたものであり、同性どうしの関係性の禁止を目的とした規定ではない。仮に同性どうしの関係性を憲法が禁止したとすれば、それこそ 24 条 2 項や 13 条との抵触することとなる。また、憲法が国家権力を制限するものであるため、明確に制限されていない、ないし制限しえない同性どうしのパートナーシップに公的な承認を与えることは許容されるものと解される。むしろ 24 条 2 項の「個人の尊厳」を尊重した法律の制定や、13 条や 14 条の人権の基本理念に照らせば、同性どうしのパートナーシップに何らかの権利保障を与えることは憲法の要請するところでもある。表 3 で示したように制度構築文書において人権施策の文書が引かれている事実は、パートナーシップ認定が人権保障のひとつであり、憲法上の要請であることを示している。

他方、憲法 94 条への抵触についても疑念がもたれている。同条は自治体が制定できる条例は、国の法令に抵触しない範囲でのみ制定可能な旨を規定している。一般に、文言だけでなく、国の法令と自治体の条例それぞれの趣旨や目的、内容および効果を比較した上で、抵触の有無が判断されている。前述のとおり、パートナーシップ認定は国の法令上の「婚姻」やそれに伴う諸制度に何ら変更や制約を及ぼすものではない。むしろ、地域の特性や地域住民の意に沿った制度であり、地方自治の本旨に合致するものである。また、人権施策や男女共同参画施策の一環として、差別や偏見の解消ならびに同性どうしでも暮らしやすい社会を目指すという目的もある。国の法令が定める制限に抵触するどころか、地方自治の本旨に合致した制度であり、憲法 94 条への違反もないものと判断できる。

(b) 法的な効力がないこと

もう一つの重要な争点に、そもそも法的な効力をもたない制度を構築することの意味への問いがある。パートナーシップ認定は既存の婚姻や家族制度に何ら法的な影響を及ぼさない。また、住所要件のため、利用可能者が限定されているだけでなく、転出に際しては返還の義務も規定されている。あくまで当該自治体の内部に関する事項として扱われるものであり、渋谷区の条例に規定された配慮や尊重の努力義務以外に、法的な効力はない。このような限界をもつ制度を構築することにはいかなる意味があるのか。婚姻や家族制度は国レベルで議論すべき事柄であり、同性どうしのパートナーシップに公的な承認を与えることに社会的コンセンサスがなく、時期尚早であるとの意見もある。

たしかに、法的な効力がない点において、パートナーシップ認定手続は当事者らが直面する具体的な課題の解決や不利益の解消に直接つながるものではない。しかしながら、公的な制度が人々に与える意識の変化や象徴としての機能も見過ごしてはならない。これまで私的な事柄としてのみ扱われてきた同性どうしのパートナーシップが自治体から婚姻相当の間柄として認定される意義ははかりしれない。婚姻が同性どうしでも可能となったアメリカで希死念慮率が低下したとの研究結果が示すとおり、当事者にとっては自らの生き方を肯定するメッセージともうつる。それは同性のパートナーをもつ人々も含め、すべての人々が暮らしやすい社会の実現に向けた取り組みである。仮に、認定についての社会的コンセンサスがなくても、むしろ社会的コンセンサスがなくてこそ、少数者がかかえる困難の解消のために、自治体などの公的機関が積極的な措置を講じ、すべての人々が能力を発揮できる社会を作り上げてい

かなければならない。その視点こそが、人権実現のために求められている。

(7) まとめ

パートナーシップ認定手続はまだはじまったばかりである。現在、運用が開始されている 6 つの自治体以外にも、すでにいくつかの自治体が制度構築の検討に入っている。たしかに、婚姻や家族制度は国レベルでの議論が必要ではある。しかしながら、人々の生活により密接にかかわる自治体だからこそ、同性どうしのパートナーシップにおいて直面しうる困難に寄り添い、解決策のひとつとしてパートナーシップ認定の制度ができあがったといえるだろう。少数者が住みやすい社会は、すべての人にとって住みやすい社会となる。多様な生き方を公的機関が制度として認めていくことは、人権や男女共同参画の理念に沿う施策でもある。現実の課題を解決する法的な効力もさることながら、自治体が自らの存在を認識しているという安心感は、個人の尊厳の尊重という意味において、人権保障の基盤をなす。

おわりに

谷口洋幸

ここ数年の「LGBT ブーム」とも称される性的マイノリティに関する認識の高まりは、自治体における具体的な施策の実現に大きな動機付けを与えている。むしろ、渋谷区のパートナーシップ証明書発行事業や那覇市のレインボーなは宣言に代表されるように、自治体の取り組みが「LGBT ブーム」を後押ししている。さまざまな自治体が、性自認や性的指向についての啓発活動を開始し、職員研修の実施や相談窓口の開設など、取り組みは確実に加速している。

しかし、本調査の結果から確認できるのは、自治体が性自認や性的指向の課題に取り組むための根拠は、「LGBT ブーム」以前から豊富に存在していた、という事実である。新しく出現した課題なのではなく、行政文書に既に明記されており、いつでも施策を講じることが可能な課題なのだ。むしろ、国が人権課題と位置づけた2002年以降、さらには男女共同参画の文脈にも位置づけられた2010年以降、ここ数年まで具体的な施策が講じられてこなかったことこそ顧みなければならない。

自治体が施策を進める根拠文書は、おそらく多くの人々の認識とは異なり、豊富に存在している。実際に試行錯誤をくりかえしながら具体的な施策へと結びつけた自治体の先例もある。本調査はその実態の一端を明らかにした。条例や計画に文言を盛り込むことはスタート地点であり、意識啓発や理解増進の事業は通過点である。すべての人ひとりひとりの安心した生活を保障するために具体策を講じる根拠として使われて、はじめて条例や計画の実現へと近づいていく。本報告書が根拠文書の実現に少しでも貢献できれば幸いである。

最後に、多様な課題をかかえながらも本調査にご協力いただいた自治体担当者の方々に、報告書の作成に予定以上の時間を要してしまったことにつきお詫びを申し上げますとともに、あらためてご協力への感謝を申し上げます。

資料集

資料① 調査票

性自認・性的指向に関連する施策についてのアンケート

【質問項目】

(Fax 返送用調査票)

2016年(平成28年)春
独立行政法人日本学術振興会 科学研究費助成事業
基盤研究 B「日本におけるクィアスタディーズの構築」研究班

【Part 1】自治体の文書における記述について

【問1】 あなたの自治体の条例に、性自認や性的指向に直接関連する言葉が入っているものはありますか？(✓印は1つ) ある場合は、(1)その名称、(2) 施行年月、(3) 言及部分をお書きください。(複数ある場合は、それぞれカンマ(,)で区切ってお書きください。)

○ない ○ある →条例の名称、施行年月、言及されている部分を抜粋して入力してください。

(1) 条例名 _____ (2) 施行年月 ([平成]年 ()月
(3) 言及部分 _____

【問2】 あなたの自治体の計画・プラン・指針・宣言などの文書に、性自認や性的指向に直接関連する言葉が入っているものはありますか？(✓印は1つ) (複数ある場合は、1件ずつお答えください)

○ない ○ある →文書の名称、施行年月、言及されている部分を抜粋してお書きください。

《1件目》 文書名 _____ (2) 施行年月 ([平成]年 ()月
言及部分 _____

《2件目》 文書名 _____ (2) 施行年月 ([平成]年 ()月
言及部分 _____

《3件以上ある場合は、2件目までと同じ要領で、余白にご記入ください》

【Part 2】具体的な取り組み(対応、実践例)について

2013年(平成25年)4月～2016年(平成28年)3月までの案件をおうかがいします。

【問3】 あなたの自治体において、性自認や性的指向に関して、対応した事案や住民から寄せられる相談や意見、要望はありましたか。[A]自治体で把握している件数、[B]事案ごとの(1)具体的な内容、(2)取り組みの状況、(3)自己評価についてお答えください。

[A] 把握件数(総数) (✓印は1つ) _____ → 「把握していない」に印をつけた場合は、
[問4]にお進みください

○把握していない ○1件 ○2件 ○3件 ○4件～9件 ○10件以上

[B] 事案ごとの内容・状況・自己評価

(1件ごとにお答えください。2件目以降はこのページをコピーするか、同様の要領で別紙にご記入ください)

(1) 具体的な内容 (さしつかえない範囲でお答えください)

【Part 2】 [B] 事案ごとの内容・状況・自己評価(つづき)

(2) 上記案件に対する**取り組み** (あてはまるものにもいくつでも✓印)

相談対応 →どのような形で相談を受けましたか(例:相談専用窓口など) (_____)

連 携 →連携先はどこですか(例:他部署名、市民団体など) (_____)

意識啓発 →何をしましたか(例:広報誌等での呼びかけ、チラシ作成など) (_____)

事 業 化

→事案をうけてはじめた事業はありますか(例:相談窓口の設置、職員研修など) (_____)

その他(_____)

特に何もしていない (「特に何もしていない」に✓された場合、(3)の自己評価は空欄で結構です)

(3) その取り組みの**自己評価** (✓印は1つ)

とてもうまくいった ある程度うまくいった あまりうまくいかなかった ほとんどうまくいかなかった

その他(_____)

【Part 3】 関連する市民団体、ご回答者等について

【問 4】 貴自治体において登録されている性自認や性的指向に直接関係する市民団体の数を把握していますか。

把握していない 把握している → 登録団体数 _____

【問 5】 最後に、あなたの自治体ならびにご担当者様のお名前等をお書きください。

自治体(区)名 (都道府県から) _____ (例:愛知県名古屋北区)

部署 _____ 役職 _____

お名前 _____ メールアドレス _____

なお、本アンケートを通じて全国の自治体から寄せられたご回答を拝見した後、いくつかの自治体に簡単なインタビューをさせていただく予定です。成功事例のある自治体のみでなく、まれな例を把握している自治体、対応を試みながらも困難な状況にある自治体など、さまざまな状況にあるところからお話をうかがいたいと考えております。

【問】 貴自治体がこのインタビューの候補となった場合、インタビューに応じていただけますか? (✓印は1つ)

応じたい おそらく応じることができる 応じられない

現時点ではわからないので、時期がきたら改めて応じるかどうかを決めたい

※特記事項(調査に対するご意見、公開前のご確認のご要望等)

これでアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

FAX 回答の送付先:03-3591-4817(釜野) メール回答の送付先:s-kamano@ipss.go.jp

郵送回答の送付先:〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 6F

国立社会保障・人口問題研究所 釜野さおり

資料② 計画・指針等の用語一覧 (制定年順)

自治体	名称	年	月	言及部分の抜粋
福岡県	福岡県人権教育・啓発基本指針	2003	6	同性愛者等いわゆる性的マイノリティに対する周囲の無理解が社会生活を制限している問題
岡山県笠岡市	笠岡市人権施策基本方針	2004	3	性同一性障がい、性的指向
新潟県	新潟県人権教育・啓発推進基本指針	2004	4	性同一性障害の人
大阪府高槻市	高槻市人権施策基本方針	2004	4	(4) その他の人権問題 その他にも性的マイノリティ(※注: 17)とされる人々、…。
福岡県田川市	田川市人権教育・啓発基本計画	2004	8	「性的マイノリティなどさまざまな人たちの人権に係る問題などがあります。」
徳島県	徳島県人権教育・啓発に関する基本計画	2004	12	人権教育・啓発を推進していく人権課題のうち「様々な人権課題」の中で性同一性障がい者の人々を明記
愛媛県	愛媛県人権施策推進基本方針	2004	12	「第4章 重要課題への対応」の中で、性的マイノリティの人権について取り上げている。(「10 性的マイノリティ」)
群馬県	人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画	2005	3	このほかにも人権問題としては、刑を終えて出所した人、プライバシーに関する問題、アイヌの人々に対する偏見や差別、ストーカー被害を受けている人、同性愛者への差別、性同一性障害の人やホームレスへの偏見など、多様な問題があります。
大阪府大阪市	大阪市人権行政基本方針(2005.4改訂)	2005	4	Ⅲ 人間主体のまちづくりの現状と取組 2 直面する課題への取組み(7) P15~16 性同一性障害の人の人権問題にかかわって、平成15(2003)年7月に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が公布、平成16(2004)年7月に施行されましたが、性同一性障害をはじめ性的指向等にかかる偏見や差別意識があり、性に対する多様なあり方についてより理解を深めていく必要があります。(オリジナルは1999年4月)
広島県呉市	呉市人権教育・啓発推進指針(改訂版)	2005	4	アイヌの人々、HIV感染者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、性同一性障害などの人権侵害があります。
福岡県北九州市	北九州市人権行政指針	2005	11	第1章2 人権を取り巻く状況中、「新たな人権課題としては、性同一性障害やホームレス、人身売買等が・・・」
神奈川県秦野市	秦野市人権施策推進指針	2006	1	第4章 今後の人権施策推進のための取組体制・課題5 分野別人権施策以外の諸人権施策課題(4) 性的指向 性的指向を理由とする差別は、個人による性的自由への偏見から(5) 性同一性障害 性同一性障害は、脳が認識する性と肉体の性とが一致しない
香川県丸亀市	丸亀市人権教育・啓発に関する基本指針	2006	1	9 その他の人権課題 これまでふれてきた人権課題のほか、犯罪被害者やその家族に対する配慮や保護、アイヌの人々、刑を終えて出所した人々に対する偏見や差別、難病患者や性同一性障害の人々に関して正しい知識の理解不足からくる偏見や差別、同性愛者への差別等様々な人権課題があります。これらの課題に対応していくためにも、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性が生じています。人権が、性別、年齢、障害の有無、国籍等あらゆる相違を超えて普遍性を持つものであるということを常に念頭におきながら、個々の状況に応じて具体的に対応していきます。

大阪府豊能町	人権行政基本方針	2006	3	(7) さまざまな人権課題現在の日本では、これら以外にもさまざまな人権課題があります。H I Vやハンセン病等の感染症についての正しい知識や理解の不足からの偏見により、本人及びその家族などが差別を受けている事例が少なくありません。犯罪被害者やその家族などは、犯罪行為による直接的な被害だけでなく、その後のプライバシー侵害などさまざまな二次的被害を受けるなど、人権が侵害される場合があります。また、刑を終えて出所した人や、犯罪者の家族へのプライバシーの侵害、偏見等の問題もあります。最近の経済的不況や家族問題などから、野宿生活を余儀なくされるに至った人々、性的マイノリティとされる人々、アイヌの人々などに対するさまざまな人権の課題があります。また、情報化社会の発展による発信者の匿名性を利用したインターネットのホームページ等での差別落書きやプライバシーの侵害等、新たな人権課題が発生しています。今後、町としても、国や府などの動向を把握をしながら、これらの人権課題の解決に向けた対応に努めます。
奈良県大和高田市	大和高田市人権施策に関する基本指針	2006	3	p 13 7 さまざまな人権問題 (1) 現状及び課題 また、性同一性障がいの人々は、様々な生活上困難を抱えています。自分自身のことを隠し、周囲の無理解や日常的なストレスを抱え、いじめや心身の健康を害しています。
東京都世田谷区	世田谷区男女共同参画プラン	2007	3	施策 性的少数者への理解促進(性的少数者の用語解説部分)
兵庫県宝塚市	第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針	2007	3	(4) 性的少数者(性同一性障害等) 先天的に身体上の性別が不明瞭な人、身体上の性別と心で認知する性別に違和感を感じる性同一性障害の人、性的な意識が同性や両性に向かう人など、性的少数者(性的マイノリティ)に関わる人権課題もあります。人間の性のあり方について、固定的に考えるのではなく、性的多様性を認め合うことが大切です。このため、性的少数者に対する差別や偏見をなくしていくための啓発活動を推進するとともに、本市の申請書などについて不要な性別記載の見直しを進めます。
大阪府高石市	高石市男女共同参画計画	2007	4	施策の方向 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)の理解促進と浸透 具体的施策 性の多様性に対する理解促進 施策の内容 性同一性障害などセクシュアリティの多様性に対する理解を深める啓発、情報提供を行います。
福岡県小郡市	小郡市人権教育・啓発基本計画	2007	10	H I V感染者等の病者、被爆者、ハンセン病患者等、アイヌの人々、ホームレスの人々、同性愛や性同一性障害などの人々、犯罪被害者やその家族、さらには刑を終えて出所した人やその家族などに対する様々な偏見や差別も根強いものがあります。
大阪府豊能町	人権行政推進計画	2007	12	(7) さまざまな人権課題現在の日本では、これら以外にもさまざまな人権課題があります。H I Vやハンセン病等の感染症についての正しい知識や理解の不足からの偏見により、本人及びその家族などが差別を受けている事例が少なくありません。犯罪被害者やその家族などは、犯罪行為による直接的な被害だけでなく、その後のプライバシー侵害などさまざまな二次的被害を受けるなど、人権が侵害される場合があります。また、刑を終えて出所した人や、犯罪者の家族へのプライバシーの侵害、偏見等の問題もあります。最近の経済的不況などの社会的問題や健康上の理由、家族問題などから、野宿生活を余儀なくされるに至った人々、性的マイノリティとされる人々、アイヌの人々などに対するさまざまな人権の課題があります。また、情報化社会の発展による発信者の匿名性を利用したインターネットのホームページ等での差別落書きやプライバシーの侵

				害、北朝鮮による拉致問題等、新たな人権課題が発生し、あるいは社会的に認知されています。これらのさまざまな人権課題について、国や府などの動向を把握し、町としても、正しく理解される情報の提供などにより偏見が解消され、人権が尊重されるよう取り組んでいきます。
北海道北見市	男女共同参画プランきたみ	2008	2	「性同一性障がいをもつ人など、多様な性をもつ人の人権に対しても、偏見をなくす啓発活動を行います。」
広島県廿日市市	廿日市市人権教育・人権啓発指針	2008	3	P33 (8)このほかの人権問題 12行目「また、性同一性障がいや性的指向による理由、ホームレスの人々に対する差別や偏見も提起されています。」
長野県大町市	大町市人権教育及び人権啓発に関する基本方針	2008	4	様々な人権に関する問題 (6)性的指向に関する問題 性的指向とは、性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれに向かうかを示す概念のことで、具体的には、異性愛、同性愛、両性愛を指します。性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、特に、同性愛者については、いまだ偏見や差別を受けているのが現状であり、その人権擁護に資する啓発活動を行う必要があります。
埼玉県鳩山町	鳩山町人権政策推進計画	2008	6	第4章 具体的に取り組むべき主要課題 7さまざまな人権問題 (5)性的少数者 性同一性障害や同性愛者等のの人々等に対する雇用面における制限や差別、性の区分を前提とした社会性活動〔ママ〕の制約等の問題があります。
茨城県結城市	結城市人権施策推進基本計画	2008	8	○また、このほかにも性的指向・性同一性障害の人々や刑を終えて社会復帰した人等の人権をめぐる様々な問題が存在しています。○性的指向・性同一性障害の人々、犯罪被害者やその家族、プライバシーをめぐる問題、職業に関する差別、刑と終えて社会復帰した人や、その家族等に対する偏見や嫌がらせなど多様な人権問題があります。○刑を終えて社会復帰した人、性的指向・性同一性障害の人々等の人権問題があり、このような課題に対しても人権教育や啓発活動が必要となっています。○刑を終えて社会復帰した人、性的指向・性同一性障害の人々等について正しい理解を深めるための教育・啓発活動の推進を図ります。
島根県	島根県人権施策推進基本方針 (第一次改定)	2008	10	「性同一性障害者の人権」、「様々な人権課題」のうち「性的指向 (同性愛など)に係る問題」
神奈川県横須賀市	横須賀市人権施策推進指針	2009	1	④性的マイノリティの人権 例えば、性同一性障害者 (注3)は、現在、日本全国で約5千人いるとも言われています。性同一性町外に対する救済制度として「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定されましたが、この法律の適用対象となっている人は1割程度と言われています。社会における現状は、性同一性障害者を受け入れる環境がまだ整っていないとは言えない上キュにあります。さまざまな性的マイノリティに対して、「ふつうではない、として、偏見を持ち、差別、蔑視し排除することをなくし、社会の多数派と異なる生き方を認める社会を構築している必要があります。」

大阪府大阪市	大阪市人権行政推進計画～ 人権ナビゲーション～	2009	2	<p>「人権が尊重されるまち」指標-大阪市を「人権が尊重されるまち」へ（平成27年度版）（2016[平成28]）年（3）月改訂 II さまざまな人権課題への取組み （10）LGBTなどの性的少数者－自分らしく生きることができるまち－ すべての市民が、性別にとらわれず、多様な個性を尊重し合い、豊かで安心して生活できる社会の実現をめざさなければなりません。LGBTなどの性的少数者（性的指向、性的自認に関するマイノリティ）は、民間の調査によると人口の約5～7%存在すると言われていますが、性的指向に関して、恋愛・性愛の対象が同性に向かう同性愛（ゲイ、レズビアン）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）が、また、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないトランスジェンダーが、社会的に少数派であるがために、生きづらさを感じ、周囲から偏見や差別を少なからず受けている状況にあります。誰もがありのままを受け入れられ、自分らしく生きることができる社会にしていくことが大切であり、そのためにも、性の多様性についてさらに理解を深め、偏見や差別意識をなくしていく必要があります。そうしたLGBTなどの性的少数者への理解を深め支援を行う動きは世界的に広まってきているところですが、我が国においても2020年のオリンピックの東京開催決定を機に取組みが進んできています。IOC（国際オリンピック委員会）は平成26年12月の総会で「五輪憲章に性的指向による差別禁止を加える」と決議し、東京五輪の大会基本計画にも多様性を認め合う対象として「性的指向」を明記しました。また、平成27年3月東京都渋谷区が、条例を制定し、11月より同性同士のカップルのパートナーシップ証明書の交付を行っています。さらに、同年4月文部科学省が、全国の小中高校などに教員が理解者となり、いじめや差別を許さない人権教育を進めるよう求める「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知しました。本市においても、淀川区が平成25年9月に「LGBT支援宣言」を行うとともに各区でも啓発事業を行うなど、取組みを順次進めてきています。また、民間企業においてもLGBTなどの性的少数者を支援するサービスの提供や社内制度の見直しを行う動きが出てきています。今後とも、LGBTなどの性的少数者に対する理解を深めて偏見や差別意識をなくし、LGBTなどの性的少数者の人たちが自分らしく生きることができるよう、市民への啓発や情報提供などに積極的に取り組んでいきます。LGBTなどの性的少数者に関する施策・事業などの基本指標「大阪市はLGBTなどの性的少数者の人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまちである」と思う市民の割合39.7%（平成27年度市民意識調査「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合）</p>
栃木県鹿沼市	鹿沼市人権啓発推進総合計画	2009	3	<p>性同一性障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう正しい理解と認識を広げるための教育、啓発を推進します。</p>
滋賀県湖南市	湖南市人権擁護総合計画	2009	3	<p>「性的指向における少数者の人権、性同一性障がい者の人権（省略）多様な問題が存在します。」</p>

京都府京丹後市	京丹後市人権教育・啓発推進計画	2009	3	P21 その他の人権問題 →文書をみたら、以下があった〔その他の人権問題〕 同性愛者への差別といった※性的指向に係る問題についても、この解消に向けた取組が必要となっています。。○※性同一性障害 性同一性障害は、生物学的な性（体の性）と※性自認（心の性）が一致していない状態を言い、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類に位置付けられています。性同一性障害のある人は、公的な書類（戸籍・住民票・パスポート等）の性別が外見や社会生活上の性別と食い違っているため、様々な不利益や差別を受けることがあります。2004年（平成16年）7月から、「※性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、※性別適合手術を受けた人のうち一定の条件を満たす場合については、戸籍上の性別を変更することが可能になりました。さらに2008年（平成20年）6月の法律改正より、性別変更できる特定の条件が緩和されました。しかし、なお行政文書における性別記載欄の問題をはじめ、就職や勤務、医療の受診、住宅への入居など様々な面での課題が指摘されています。性同一性障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう正しい理解と認識を広げるための啓発活動の推進に努めます。
福岡県朝倉市	朝倉市人権教育・啓発基本指針	2009	3	P29、8 その他の人権問題（1）現状と課題 これまでに記述した以外にも、アイヌの人々に対する偏見や差別、刑を終えて出所した人やその関係者に対する偏見や差別、犯罪被害者やその家族の事件による直接的被害と、刑事手続きの過程等で受ける精神的被害や経済的負担、インターネットによる匿名性を利用した他人への誹謗中傷、同性愛者や性同一性障害など性的指向を理由とする偏見や差別、ホームレスに対する嫌がらせや集団暴行などの人権侵害、中国残留孤児やその家族、また、最近では北朝鮮拉致被害者の人権問題など、様々な人権課題が存在しています。今後とも関係機関などと連携しながら、その課題に向けた施策を推進するとともに、あらゆる機会を通して、人権教育・啓発を推進していかねばなりません。
大阪府富田林市	富田林市人権行政推進基本計画	2009	3	性の多様性を認めることや、性的指向を理由とする差別や性同一性障がい者などに対する偏見の解消に向けた啓発を行うとともに、人権問題を解決するため関係機関と密接な連携協力を図ります。
佐賀県唐津市	唐津市人権教育・啓発基本方針	2009	4	第3章：分野別課題の推進-10人権に関わる様々な課題-（3）性同一性障害者「（略）性同一性障害に対する理解不足に基づく偏見や差別意識を解消し、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、人権に対する正しい理解と認識が深まるための啓発活動の推進に努めます。」
兵庫県加古川市	加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画	2010	3	第3章、8、（4）セクシャル・マイノリティー（性的少数者）
広島県東広島市	東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画	2010	3	他にもとりわけ最近では、自分の身体上の性と本人の認識とが一致しないため、自分の性に違和感を持ち、社会生活に支障をきたす人々（性同一性障害）や同性愛の人など少数派の性的指向の人々に対する周囲の無理解・偏見や差別的扱い、（中略）など、様々な人権に関する問題が知られています。今後、社会の急速な変化の中で、さらに新たな人権問題が発生してくる可能性があります。このように、様々な人権にかかわる問題に対して、すべての人の人権を尊重し保障する視点に立って、あらゆる偏見と差別意識を解消し、人権尊重思想の普及及び高揚を図るための教育・啓発を推進する必要があります。
宮崎県延岡市	延岡市人権教育・啓発推進方針	2010	3	性的少数者に関する問題

兵庫県伊丹市	伊丹市人権教育・啓発に関する基本方針	2010	10	<p>P 4 1～P 4 2 (HP より釜野補足) (13) 性的少数者 性同一性障がい者や同性愛者など、性的に少数とされる人たちの性のあり様が少しずつ 社会に認知されるようになりました。人間の性のあり方については、固定的に考えるのではなく、性の多様性を認め合うことを基本に、性的少数者に対する偏見や差別意識をなく していくための教育・啓発活動を推進する必要があります。1 性同一性障がい者 性同一性障害とは、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため、社会生活に支障をきたす状態をいいます。特に思春期の性同一性障がい者には深刻なものとなっています。「性同一性障害者特例法(*17)」により、性別の取り扱いの変更について 審判を受けることができるようになりましたが、この法律が適用されるには、一定の要件を満たす必要があります。すべての性同一性障がい者が対象ではありません。また、性別適合手術やホルモン 治療などの医療費が高額であるなどさまざまな問題があり、性別を変更することは容易でないのが現状です。</p> <p>性同一性障がい者は、その障害に対する周囲の理解が十分でないために偏見や差別の対象となることが多く、また、就職の際や住宅を借りようとする時、病院や役所での窓口 対応など社会生活を送る上でさまざまな困難に直面しています。性同一性障がい者に対する偏見や差別意識の解消に向けた啓発活動や職員研修などに取 り組み、正しい理解の促進に努めます。また、性同一性障がい者の人権問題に対応するた め、法務局など関係機関と連携しながら相談など適切な対応に努めます。*17=性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律 2 性的指向を理由とした人権問題 性的指向とは、性的意識の対象が異性、同性または両性のいずれに向かうかを示す概念をいい、具体的には異性愛、同性愛、両性愛を指します。性的指向を理由とする差別的取 り扱いについては、人権問題であるとの認識が広がっていますが、同性愛者など性的指向 に関して少数派である人々への偏見は根強いのが現状です。法務局など関係機関と連携し ながらこの問題についての関心と理解の促進に努めます。</p>
岐阜県中津川市	中津川市人権施策推進指針	2010	11	性的指向を理由とする偏見や差別 性同一性障がい者の人権
鳥取県	鳥取県人権施策基本方針第二次改訂	2010	11	第 10 節 性的マイノリティの人権問題(2010 年 11 月の第 2 次改訂で追加) オリジナルは 1997.4
奈良県奈良市	奈良市第 4 次総合計画	2011	0	性同一性障害等の性的少数者に対する差別、偏見といったあらゆる人権侵害をなくすため
東京都文京区	文京区男女平等参画推進計画	2011	3	また、性同一性障害などの性的少数者も含めて、誰もが互いの人権を尊重し合うことが必要です。
岐阜県瑞浪市	瑞浪市人権施策推進指針	2011	3	性的指向や性同一性障がいに対する正しい知識の啓発を図ります。
大阪府箕面市	箕面市男女協働参画推進プラン	2011	3	近年、性同一性障害など自己の性のあり方に関する悩みの相談も増加しています。差別や偏見のない社会づくりのためには性同一性障害や性的指向に対する理解についての取組みも大変重要なものになります。
神奈川県座間市	第二次ざま男女共同参画プラン	2011	3	性に関する正しい知識や、性同一性障害など多様な性のあり方についての学習機会を提供し、普及啓発を行います。
東京都豊島区	としま男女共同参画推進プラン 第 3 次豊島区男女共同参画推進行動計画	2011	4	事業名：性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の人々への理解の促進事業の内容：性的少数者への差別や偏見の解消をめざして、区民や企業等に対する啓発活動に取り組みます。

京都府京田辺市	第2次京田辺市男女共同参画計画	2011	4	基本目標3・一人ひとりが健やかに暮らせる環境をつくる>施策分野(1)互いの生き方の尊重)性的指向を理由として困難な状況に置かれている人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要です。「LGBT」への理解促進に向けた啓発活動等を通じ、互いの人権を尊重し、誰もが社会参画できる環境づくりに努めます。
大阪府忠岡町	忠岡町男女共同参画計画	2011	4	(28ページ)第4章 施策展開【基本目標3】②多様な性のあり方を認め合う意識づくりの推進「性同一性障害*5等の性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)*11について理解と認識を深め、性的指向を理由とする差別の解消に努めます。」
滋賀県長浜市	長浜市人権施策推進基本計画	2011	9	10 その他に「性同一性障がい者等の人権と性的指向に関して～」と記述
神奈川県横浜市	横浜市人権施策基本指針	2011	10	第4章 様々な人権課題への取組の中に性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の項目あり。性的少数者(セクシュアル・マイノリティ):人間の「性」の在り様は多様であることが、様々な研究により明らかになってきました。しかし、性同一性障害、同性愛、性分化疾患などの性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)は、社会的に十分に認識・理解されていないため、自分の体の性・心の性(性自認)・性的指向を明らかにできず、一般社会の中で自分らしく生活することが大変困難な状況にあります。【性同一性障害について】心と体の性が一致しない性同一性障害は、世界保健機関(WHO)の疾病分類に位置づけられています。日本でも平成16年(2004年)、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別変更が可能となりました。横浜市においても、性同一性障害者の人権に配慮し、印鑑登録証明書をはじめ、法令上男女の別を記載することが義務づけられていない各種申請書類等については性別記載欄を削除する等の取組を進めてきました。しかし、日常の社会生活の面では、経済的な負担の大きい性別適合手術を受けていない人は性別変更ができないなどのため、就労など様々な場面で大きな困難を抱えています。また、幼少期から、自分の性別に対する違和感を持ちながら、その理由が分からず、強い孤独感や絶望感に陥りがちです。このため、性同一性障害について、広く社会が認識を深めることが求められます。【同性愛について】同性愛の人たちは、時代や社会集団を問わず、常に一定の割合で存在します。世界保健機関(WHO)は、平成4年(1992年)、「同性愛はいかなる意味においても治療の対象とはならない」という見解を発表しました。しかし、現状は、異性愛(性的指向の対象が異性)が「普通」「正常」という意識は社会の中に根強くあり、同性愛は偏見やかからかいの対象として扱われがちです。このため、多くの同性愛者は、自分を隠し、異性愛者を装って生きざるを得ない現実があります。同性愛について正しく理解し、偏見を解消していく必要があります。【性分化疾患について】染色体や外見上の身体などが男女のいずれにも典型的でない疾病の総称をいいます。成長に伴い、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)出生時の性別判定と異なる特徴が出現する場合、本人や親は大きな苦悩を抱え込むこととなります。このため、特に医療従事者については、性分化疾患に対する十分な理解が求められるとともに、出生時やその後の治療については慎重かつ適切な対応が必要です。横浜市は、施策の実施において、これら性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の人権を尊重するとともに、啓発に取り組んでいきます。また、事業所・学

				校などにおいても、これらの人々に対する理解を深めていく取組が求められます。〈人権の視点から特に必要なこと〉○ 職員、教職員に対する性的少数者についての研修及び相談窓口における対応強化○ 性別違和のある児童生徒が抱える問題に対する教育現場での配慮○ 保健・福祉・医療関係者に対する啓発○ 性分化疾患の新生児は、出生時の届出の際、性別が留保できることの周知○ 性的少数者に関しての市民・事業所等への啓発
長崎県	長崎県人権教育・啓発基本計画（改定版）	2012	2	重要課題別施策の中の「その他の人権課題」として性同一性障害者について言及
埼玉県	埼玉県人権施策推進指針	2012	3	第4章 分野別施策の推進 13 様々な人権問題 (2) 性的指向、性同一性障害（オリジナル 2002, 3）
新潟県長岡市	長岡市人権教育・啓発推進計画	2012	3	「分野別人権施策の推進」の「その他の人権問題」で言及→20170304HP「その他にも、犯罪被害者やその家族、刑を終えて出所した人、性的マイノリティ※33 など、さまざまな人権問題が存在しています。」
新潟県柏崎市	人権教育・啓発推進基本指針	2012	3	性同一性障がい者等の人権など多様な人権に関する課題が存在しています。
三重県伊賀市	第2次伊賀市人権施策総合計画	2012	3	第3章-人権施策の展開方向 施策分野 4-人権課題の解決に向けての施策 (10) さまざまな人権課題-【性的マイノリティの人びと】
京都府舞鶴市	舞鶴市人権教育・啓発推進計画	2012	3	◆性同一性障害の人性同一性障害のある人は、戸籍上の性別と外見や社会生活上の性別が異なっているため、様々な不利益や差別を受けることがあります。2004年（平成16年）の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の施行により、一定の条件を満たす場合に戸籍上の性別を変更することが可能になりましたが、現在においても、行政文書における性別記載、就職や勤務、医療の受診など様々な課題があり、性同一性障害のある人が安心して暮らしていけるよう正しい理解と認識を広げるための啓発を進める必要があります。
大阪府松原市	松原市人権施策行動計画[改訂版]	2012	3	性同一性障害などの性的マイノリティなど課題が存在しています。市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが排除されず、「つながり」と「居場所」をもつことのできるような取り組みを進めます。
大阪府羽曳野市	羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画	2012	3	第4章 2-7 さまざまな人権課題○性的指向を理由とする差別に関する人権問題 性的指向が同性に向かう同性愛者や、男女両方に向かう両性愛者の人々は、少数派であるがために正常と思われず、偏見や差別があとを絶たない現状です。性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。
大阪府泉南市	第3次せんなん男女平等参画プラン	2012	3	基本目標Ⅲ本文抜粋 …性的指向を理由として困難な状況におかれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要です。…
兵庫県西宮市	西宮市男女共同参画プラン（中間改定）	2012	3	①からだの性と心の性との食い違いに悩みながら、周囲の好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々や性的指向を理由に偏見や差別を受けている人々がいます。こうした性的マイノリティの人々に対する偏見や差別を無くし、理解を深める必要があります。②性的マイノリティへの理解と人権擁護の啓発を推進します。
千葉県浦安市	第2次うらやす男女共同参画プラン	2012	3	基本事業②多様な性への理解促進具体的な取り組み 1. 性的少数者への理解促進～

岡山県	第2次岡山県人権教育推進プラン	2012	3	<p>(11) 性的少数者〔※18 ア 現状と課題 同性愛者や性同一性障害のある人、インターセックス等、性的少数者に対する偏見や差別があります。また、そうした問題が思春期（あるいはそれ以前）といった早期に始まっているが、本人や周囲の人々の理解が十分ではないことから、日常生活を送る上で暮らしにくい状況に置かれていたり、深刻な事態に陥った場合があります。性的少数者の人権の尊重については、国において、平成13年の人権擁護推進審議会の最終答申で、差別的取扱いに対する積極的な人権救済が取り上げられ、法務省においても啓発活動等が行われています。また、性同一性障害のある人については、平成15年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、性別の取扱いの変更について、審判を受けることができるようになりました。さらに、平成20年6月には、家庭裁判所による性別変更要件を緩和する同法の一部改正法が施行されました。今後も、性のありようを理由に、偏見や差別等を受けている性的少数者の人権問題に取り組む必要があります〔※18〕「性的少数者」とは、性的興味・関心が、同性に向いている同性愛者や、男女両性に向いている両性愛者、心の性が身体・戸籍上の性別と一致しないために性的違和感を抱えている人（性同一性障害のある人）、あるいは生物学的に男女両性の要素を持って生まれた人（インターセックス）を含む総称です。イ 基本的な方針 性的少数者が直面している問題を人権問題として捉える視点を持つことから始め、誤解・偏見や差別意識をなくし、問題解決に向けて具体的に行動する力を育成することが必要です。そのためには、性的少数者を正しく理解し、多様性を認める教育や、性的少数者が自分らしく生きるための支援を進めます。ウ 具体的な取組 ① 学校園 ○発達段階に応じた性に関する教育の充実 児童生徒や地域の実態等に応じて、性的少数者についての理解を図るとともに、性的少数者に対する差別や偏見を解消する教育を推進するなど、性に関する教育の充実を図ります。○性的少数者への支援体制づくり 学級担任や管理職をはじめとして、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員が協力して、保護者の意向にも配慮しつつ、児童生徒の実情を把握した上で相談に応じるとともに、関係医療機関とも連携することができるよう、当事者の悩みや苦痛に迅速・適切に対応し、児童生徒の心情に十分配慮した支援を行います。あわせて、周りの児童生徒の不安や動揺・混乱を招くことのないよう、差別や偏見を解消する教育を推進します。② 学校園・家庭・地域○研修機会の提供 性的少数者に対する偏見や差別をなくすために、性的少数者を取り巻く社会的環境、差別や人権侵害等についての理解を図る研修機会を提供します。</p>
愛媛県松山市	松山市人権啓発施策に関する基本方針	2012	3	<p>性的指向や性同一障がい(性同一性障がい、だと思ふ-SK)を理由とした嘲笑やいじめ、解雇、賃貸住宅への入居拒否などが発生しています。//自分の性的指向等を明らかにし、当事者自身が自分らしく生活することは、周囲から異常視されることが多く大変な困難を伴っています。</p>
福岡県朝倉市	第2次朝倉市男女共同参画推進計画	2012	3	<p>基本目標Ⅱ「いのち・人権の尊重」－施策の方向2「生涯を通じた心身の健康支援」－具体的施策ア「性差に基づく疾病や健康障害についての情報提供等を行い、生涯にわたって健康な生活を送るための施策を講じます。」－施策（事務・事業）40 「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の人々の人権啓発の理解の促進」</p>

大阪府島本町	しまもとスマイルプラン～ 第2期島本町男女共同参画 社会をめざす計画～	2012	3	啓発にあたっては、多様な家族形態や、多様な性自認のあり方に留意するとともに・・・
岡山県岡山市	岡山市男女共同参画社会の 形成の促進に関する基本計 画	2012	3	別添資料参照（重点目標 5 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援 …また、性同一性障害など多様な性のあり方についても、理解を進めることが必要です。）
新潟県上越市	人権を尊び部落差別などあ らゆる差別をなくし明るい 上越市を築く総合計画（第三 次人権総合計画）	2012	4	性別には、男性と女性しかない、男性は男らしく、女性は女らしく、男性は女性を好きになり、女性は男性を好きになる。それは当たり前のことであり、そうでなければならず、それから外れるものは異常である。」近代社会は長らくそうした考え方が常識とされてきました。しかしながら、近年性的マイノリティ（少数派）の「性」の有り様が講演会や研究などを通じて理解されるようになりました。生まれながらの身体の性とは逆の性に属していると思っている性同一性障害を持つ人、あるいは同性愛者など、性的マイノリティへの偏見や差別が人権問題として取り組まれ始めています。2004年（平成16）年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を備え、2人以上の医師の診断により「性同一性障害者」と認定された場合は、家庭裁判所の審判に基づき、戸籍や住民登録など、民法その他の法令の適用において、他の性別に変えることが可能となりました。しかし、この法律が適用されるためには、現に婚姻をしていないこと、子がいないことなどの条件があり、性同一性障害を持つ全ての人を対象ではありません。また、性別適合手術やホルモン治療のための医療費も高額であり、医療保険も適用されないなど、様々な問題が残っています。上越市では、性同一性障害を持つ人の人権尊重と「上越市個人情報保護条例」の趣旨を踏まえ、2004（平成16）年8月1日から、行政文書の性別表記について、可能な限り、削除することとし、性別表記のある行政文書 594文書の内、性別表記が法令や新潟県条例に基づくものなど、その削除ができないものを除き、印鑑登録申請書や老人ホーム入所申し込み書など128の行政文書の性別を削除しました。 【施策の基本方向】性的マイノリティに対する偏見や差別意識の解消に向けて、啓発資料の作成・配布等を通じて、正しい知識の普及を図ります。【実施施策】(1)教育・啓発の推進（人権・同和対策室） 性的マイノリティへの理解を深めるため、職員や市民を対象とした研究会など啓発活動を推進します。(2)相談・救済体制の充実（人権・同和対策室）性的マイノリティの人権問題の解決を図るため、国、県、人権擁護期間、民間人権団体等との連携により、的確な対応に努めます。
大阪府堺市	第4期さかい男女共同参画プ ラン	2012	4	第3章「生命と性を尊重する啓発の推進」性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の人々にたいする理解を深めるため啓発を実施するとともに施策の推進に当たっては人権に配慮しながら展開します。
大阪府泉佐野市	いずみさの男女共同参画行 動計画	2012	4	性的指向を理由として、困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要です。
兵庫県尼崎市	第2次尼崎市男女共同参画 計画	2012	4	P17 上段、＜施策の方向＞2. 性的マイノリティに対する理解の浸透

兵庫県伊丹市	伊丹市男女共同参画計画<中間見直し>	2012	4	P36, P65, P68, P76, P77 5 医療・福祉従事者への男女共同参画についての研修 医療・福祉従事者が人権尊重と男女共同参画について十分理解して市民に接することができるよう、専門分野に応じた研修を実施する ▽「社会的性別」(ジェンダー)に関する問題について ▽ドメスティック・バイオレンス、虐待などへの対応について ▽性同一性障がいなど性の多様性について(なと//p63, p. 65, p. 68, p. 76, p. 77に各担当部署で、同じ記述がある。)
佐賀県小城市	小城市人権教育・啓発に関する基本方針	2013	1	このほかの人権問題として、刑を終えた人及びその家族の問題、犯罪被害者及びその家族の問題、ホームレスの問題、アイヌの人々の問題、性的指向・性同一性障がいの人々の問題、人身取引の問題などがあります。これらの人権問題についても真摯に対応していきます。
福島県	ふくしまユニバーサルデザイン推進計画	2013	3	公文書等における不必要な性別記載欄の撤廃を推進します。
神奈川県	かながわ人権施策推進指針(改定版)	2013	3	(20ページ) VI 分野別施策の方向 11 様々な人権問題 この他にも、特定の職業に従事する人、刑を終えて出所した人、性的マイノリティ(同性愛者、性同一性障害者や自己の性別に不快感を感じる人、インターセックス(先天的に身体上の性別が不明瞭であること)の人)への偏見や差別意識、身体的特徴を理由とする偏見や差別意識など様々な人権にかかわる問題があります。これらの問題においても、指針の趣旨に従って、関係機関、NGO・NPO等と協働・連携してそれぞれの状況に応じた取組みを行います。
大阪府岬町	第2次岬町男女共同参画プラン	2013	3	性的マイノリティ
兵庫県姫路市	姫路市男女共同参画プラン2022	2013	3	【26ページ】基本目標Ⅰ. 人権尊重をめざす市民意識の育成 基本課題3. 「人権文化」の定着 ●施策の方向(5行目): 「異文化理解や交流を推進するとともに、性的マイノリティの人権についての理解を促進します。」●性的マイノリティの用語解説: 「性的少数者のこと。同性愛者、性同一性障害を有する人などが含まれる。」//【27ページ】基本目標Ⅰ. 人権尊重をめざす市民意識の育成 基本課題3. 「人権文化」の定着 基本施策(4) 多様な文化をもつ人々と共生する社会づくり 具体的施策④個人の多様な生き方の尊重と理解の促進 ●具体施策の概要「性的指向を理由として困難な状況に置かれている人、性同一性障害などのある人々についての理解・啓発を進める。」
鳥取県米子市	米子市人権施策基本方針・米子市人権施策推進プラン	2013	3	性的マイノリティについての正しい理解と認識が得られるよう啓発を推進します。(20170306HP「性同一性障がい者や先天的に身体上の性別が不明瞭である人、性的指向に関して少数である人等、性的マイノリティの人々に対し、社会的に異質なものとして、誤解や偏見、差別意識が払拭されておらず、嫌がらせや侮辱的な言動を受けたり、雇用面において制限や差別を受けたりするなどさまざまな課題が生じています。また、自分の身体への強い嫌悪感に苦しむ等の問題もあります。」) 今後は、性的マイノリティの人々への配慮や、性的マイノリティについての正しい理解と認識が得られるよう取り組んでいく必要があります。//性的マイノリティの人の人権に関する取り組みの推進(20170306HP「ア. 養護教諭やスクールカウンセラー、心の教室相談員を活用し、校内相談体制の充実と周知を図ります(学校教育課)イ. PTA研修講座や公民館講座等を

				通して、性同一性障害等性的マイノリティの人々についての理解を深める啓発を推進します。
島根県松江市	松江市人権施策推進基本方針（第1次改定版）	2013	3	「第3章 各人権課題への対応」の中の「9. 性同一性障害」で、「(1)現状と課題」、「(2)取り組みの方向性」の記載あり。（釜野 HP 確認） (1)現状と課題 ・日本精神神経学会の性同一性障害に関する委員会から、平成9年5月28日に出された「性同一性障害に関する答申と提言」のなかで、性同一性障害とは、「生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらの性に所属しているかははっきり認知していながら、その反面で人格的には自分が別の性に属していると確信している状態」と定義されています。・また、「性同一性障害に関する答申と提言」のなかで「性同一性障害の診断と治療のガイドライン」を公表し、このガイドラインにおいて、性同一性障害は医療の対象とされました。・平成16年には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成20年6月一部改正)」が施行され、一定の条件のもとで性別変更も認められるようになりました。しかし、性別変更の条件として、『現に未成年の子がいないこと』や『性別適合手術を終えていること』などが定められており、性同一性障害者が望む性に変更することは容易ではない状況にあります。・また、周囲の理解不足から好奇の目で見られたり、就職やアパートの入居の際などに差別を受けると、不当な扱いや差別的な言動を受け、社会生活を営む上で困難を生ずることがあります。性同一性障害について、関係機関と連携し、正しい知識の理解と関心を深める啓発活動を行い、偏見や差別意識の解消に取り組みます。・また、社会の正しい理解のもとで、自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます// (1)現状と課題 ・同性愛など性的指向を理由とする差別や偏見も根強く存在しています。
岡山県倉敷市	倉敷市人権施策推進計画	2013	3	3 性同一性障がい4 性的指向に係る問題
山口県宇部市	宇部市人権教育・啓発推進指針	2013	3	性同一性障害の問題
大阪府貝塚市	貝塚市男女共同参画計画（第3期）	2013	3	基本目標4-2-3性の多様性及び性同一性障害に対する学習機会の提供と情報提供を行います。
北海道札幌市	第3次男女共同参画さっぽろプラン	2013	4	第3次のプランでは、審議会の答申及びさまざまな市民の意見を踏まえて、二つの重点事項を定めたほか、新たな視点として、男性と子どもにとっての男女共同参画、防災（災害復興）における男女共同参画、性暴力被害者への支援、性的少数者を支援するための取組を新たな視点として取り入れています。
埼玉県鳩山町	鳩山町人権政策推進計画における実施計画	2013	4	アイヌの人々、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、刑を終えて出所した人、性同一性障がい者、ホームレス、拉致被害者等さまざまな人権問題の解決を図り、また、人権感覚を養うため、毎年いくつかの人権課題を計画的に掲載し、主として社会教育における人権教育の推進を図るため、事業の参加者等に解説し、啓発する。
大阪府高槻市	高槻市男女共同参画計画	2013	4	…働き方やセクシュアリティ(※)等、ライフスタイルの面においても多様化が進んでいます。//…暴力や女性の性的側面を強調する表現、性的マイノリティ(※)の人権への配慮…。//性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権を人権として尊重するとともに、性のあり方の多様性を理解した施策を考えます。
福岡県古賀市	古賀市人権施策基本指針	2013	4	第3章 個別の人権問題 様々な人権問題 (→HP 確認 また、罪を犯したことによる刑期を終え社会復帰しようとしてい

				る人、性的 マイノリティ*やホームレス等への人権侵害など早急に解決しなければならぬ様々な人権問題が残されています。
沖縄県沖縄市	第2次沖縄市男女共同参画計画「ひと・きらめきプラン」	2013	4	セクシュアル・マイノリティの方への配慮
香川県	香川県人権教育・啓発に関する基本計画	2013	12	人の恋愛・性愛が同性に向かう同性愛者や男女両方に向かう両性愛者に対しては、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。／また、生物学的な性（身体の性）と性の自己認識（心の性）が一致せず、社会生活に支障がある性同一性障害者は、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、不当な差別を受けている場合があります。
山形県長井市	長井市第二次男女共同参画基本計画	2014	3	第3章計画の特徴 5 新たに取り組む施策(2)高齢者や障がい者、外国人等の能力発揮「性同一性障がいなどを有する人についても人権尊重の観点で配慮していきます。」（一部抜粋）
栃木県栃木市	人権施策推進プラン	2014	3	性的指向にかかわる人権問題
栃木県佐野市	佐野市男女共同参画プラン（第二期）	2014	3	性同一性障がい者等に配慮した男女共同参画の推進
埼玉県東松山市	東松山市人権施策推進指針	2014	3	第3章分野別人権施策の推進 8 様々な人権問題（7）性的指向・性同一性障害
東京都世田谷区	世田谷区基本計画	2014	3	分野別政策「多様性の尊重」（取組み事業の内容）女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティを理由に差別されることなく、多様性を認め合い～
新潟県新発田市	新発田市人権教育・啓発推進計画	2014	3	「第9章 さまざまな人権問題の解決を図るために」 中 61 ページ<その他>アイヌの人々、性的志向、性同一性障害などの人々が直面する問題などが挙げられます。また、労働環境をはじめ、社会環境の大きな変化による貧困が大きな問題になっており、新たな偏見や差別、人権問題を生み出す可能性があります。
静岡県熱海市	熱海市男女共同参画推進計画	2014	3	外国人や高齢者、障がいを有する方、また、性的指向や性同一性障がいなどのため苦しい思いをされている方など、様々な困難な状況を抱えている方がいます。人権の尊重を基盤に、すべての人が健康で安心して暮らすことができる環境を整える必要があります。
愛知県名古屋市	新たなごや人権施策推進プラン（改訂版）	2014	3	第4章分野別施策の推進 7 さまざまな人権分野 キ 性同一性障害等の性的少数者
東京都武蔵野市	武蔵野市第三次男女共同参画計画	2014	4	事業番号 85「性同一性障害などセクシュアル・マイノリティに関する講座を開催し理解促進を図る。」
静岡県	第2次静岡県男女共同参画基本計画・第2期実践計画	2014	4	基本的施策 土壌づくり 「2 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する教育・学習の充実」の「（2）職場、地域、家庭における男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する教育・学習の充実」（抜粋）「性同一性障害などを有する人に関する人権尊重の啓発：性的指向を理由として困難な状況に置かれている人々や性同一性障害などを有する人々に対し、人権尊重の観点から配慮が必要であり、このための人権教育・啓発等を進めます。＜くらし・環境部、健康福祉部、教育委員会＞」
兵庫県太子町	第3次太子町男女共同参画プラン	2014	4	（施策の方向）性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する意識の普及と支援体制の充実（HP より p. 38 性的マイノリティへの理解促進・・・性的マイノリティの人たちが、尊厳や権利を保障され、社会的に排除されることがないように、理解促進を行います。●広報紙、ホームページなどにより意識啓発●性的マイノリティに関する学習の機会の創出による理解促進 //基本課題 5p. 37 生涯を通じた心と体の健康づくり また、性的マイノリティを有する人な

				<p>どに対する差別や偏見は、当事者やその家族を深く傷つけるとともに、人が平等に与えられているはずの基本的人権の侵害へとつながってしまいます。このように、性への正しい理解のためには、年齢に応じた性に関する正しい知識の学習と、自らの意思で妊娠及び出産やその他の性について判断し決定できる判断力を培うことが必要となります。</p>
福岡県春日市	人権教育及び人権啓発推進第3次春日市実施計画	2014	4	<p>～インターネットや携帯電話への誹謗中傷記事の書き込み、性的指向、性同一障害を理由とする人権侵害など、多くの問題があります。</p>
大阪府大東市	第3次大東市男女共同参画社会行動計画（改訂版）～カラフルプラン～	2014	4	<p>第3章：計画のめざす方向2：施策の内容基本方向1：人権の尊重基本施策3：生涯を通じた健康の保持・増進【施策と主要事業】NO. 5：生涯を通じての心身の健康づくり支援NO13：男女の性差について正しい知識の周知を図るとともに、多様な性のあり方や性的マイノリティへの理解を深めるための啓発を推進します。</p>
神奈川県横浜市	横浜市中期4か年計画2014-2017	2014	12	<p>コラム「～人権尊重を基調とした市政運営を目指して～」に取り組むべき人権課題として「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の文言あり。取り組むべき人権課題：女性、子ども、高齢者、障害児・者、同和問題、外国人、疾病、職業差別、ホームレス、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）、自死・自死遺族、インターネット等による人権侵害、アイヌ民族、拉致被害者等、犯罪被害者等、刑を終えて出所した人、人身取引（ヒューマン・トラフィッキング）など</p>
青森県蓬田村	第二次男女共同参画推進計画	2015	2	<p>男女が身体的な特性を互いに理解し合うことで、お互いを尊重し、ともに助け合い、それぞれが自立した生活を送ることができることから、男女が互いを理解し、生涯を通じて健康に暮らせるような環境整備を図ります。施策：性の多様性に対する理解促進・性同一性障害等の性の多様性に対する理解を深めるための啓発及び情報提供</p>
千葉県松戸市	人権施策推進に係る指針	2015	2	<p>○さまざまな人権問題 p5 性同一性障害のある人 生物学的な性(身体的な性)と心理的な性(性自認)とが一致していない性同一性障害に対する理解不足に基づく偏見や差別意識により、性同一性障害のある人が自己肯定感を持たず、自分の生きたい人生を選択できない現状があります。このため、多様な性の存在と生き方を尊重し、共生できる地域社会の実現が求められています。性同一性障害に関する正しい理解を深め、性同一性障害のある人が自己肯定感を持てるような教育・啓発の推進と、安心して医療を受けられるよう相談体制を整備するなど、地域で安心して暮らせる環境整備施策の推進が課題です。・性的指向 同性同士(同性愛者)や同性及び異性両方(両性愛者)への恋愛・性愛を持つ人々(性的指向)に対する理解不足に基づく偏見や差別により職場を追われるなどの事象が生じている現状があります。このため、性的指向に対する偏見や差別をなくし、安心して暮らしていける環境整備施策の推進が課題です。p16 「9 さまざまな人権の問題領域」基本方針「社会教育、学校教育等における「アイヌの人々」「インターネットによる人権侵害」「刑を終えて出所した人」「性同一性障害のある人」「性的指向」「犯罪被害者等」「ホームレス」「東日本大震災に起因する人権問題」等に関する人権問題学習を実践します。」相談・支援体制の整備「アイヌの人々」「インターネットによる人権侵害」「刑を終えて出所した人」「性同一性障害のある人」「性的指向」「犯罪被害者等」「ホームレス」「東日本大震災に起因する人権問題」等の人権にかかわる相談体制を整備・充実します。</p>

千葉県	千葉県人権施策基本指針(改定)	2015	2	第11節様々な人権課題 1 性的指向・性同一性障害 性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。その中で、同性愛者や両性愛者の人々は、少数であるため正常と思われず、根強い偏見や差別があります。性同一性障害とは、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため、社会生活に支障があり、社会の中で偏見の目にさらされ、差別を受けてきました。平成16(2004)年7月から「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いを変更し、戸籍の変更などができるようになりました。また、平成20(2008)年6月には、同法が改正され、性別が変更できる場合の要件が緩和されています。少数派であるという理由で差別したり、排除したりすることなく、それぞれの人の生き方を尊重する社会を実現するため、偏見や差別をなくし、理解が深まるよう啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。
千葉県松戸市	松戸市人権施策に関する基本方針	2015	2	〇さまざまな人権問題 アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性同一性障害のある人、性的指向、犯罪被害者やその家族、ホームレス、東日本大震災における震災被害者に対する社会的偏見による人権侵害をなくし、すべての人が社会の一員として明るい生活を営むことができるよう、正しい理解と認識を深める教育・啓発施策を推進するとともに、自立支援の施策等を推進します。
和歌山県	和歌山県人権施策基本方針(第二次改訂版)	2015	2	第3章16 性同一性障害者等
東京都狛江市	狛江市男女共同参画推進計画	2015	3	性同一性障害等の性的マイノリティへの配慮等、性の多様性を認め合うことも大切です。
新潟県新潟市	新潟市人権教育・啓発推進計画	2015	3	第4章分野別人権施策の推進 10 さまざまな人権問題(性的マイノリティ)(性的マイノリティ(※19, ※20))近年、多様な性(LGBT(※21))を生きる人たちの存在が少しずつ社会の中で認識され始めてきました。からだの性(生物学的な性)とこころの性(性の自己意識)が一致しないために社会生活に支障がある人(性同一性障害(※22))や、性的意識の対象が異性(異性愛)、同性(同性愛)、両性(両性愛)のいずれかに向かう性的指向があるなかで同性愛者や両性愛者など性的マイノリティ(性的少数者)に対する理解は十分ではなく、偏見や差別されることがあります。家族や学校、地域や職場で、多様な性を生きることへの理解を深め尊重し、生きやすい社会をつくる必要があります。
東京都武蔵村山市	武蔵村山市第三次男女共同参画計画	2015	3	目標2 男女の人権の尊重① 互いの性の尊重② 性的少数者に対する理解と配慮の促進
長野県千曲市	第2次人権とくらしに関する総合計画	2015	3	さまざまな人権問題—(8)その他の人権 性的指向(異性愛・同性愛…)
岐阜県岐阜市	第2次岐阜市(後期)人権教育・啓発行動計画	2015	3	性的少数者(=性的マイノリティ)の問題とは、性同一性障がいや性的指向を
岐阜県下呂市	下呂市人権施策推進指針	2015	3	性的指向とは、性的意識の対象が異性、同性または両性のいずれに向かうかを示す概念のことで、異性愛、同性愛、両性愛を指します。同性愛者など性的指向に関して少数派の人々への根強い偏見があり、社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないために社会的な生活に支障をきたしている人々がいます。2004年(平成16年)には「性同一性障害者の

				性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合には、性別の取り扱いの変更について審判を受けることができるようになったものの、性同一性障害者に対する偏見や差別が存在しています。この問題についての関心と理解を深めていく必要があります。
大阪府堺市	堺市人権施策推進計画	2015	3	第3章 3 (7) 「さまざまな人権課題に取り組む」：「エイズ患者やHIV感染者への差別、水俣病をはじめとする公害被害者への差別、刑を終えて出所した人に対する差別、犯罪被害者とその家族への人権侵害、民族問題、性同一性障害者・同性愛者等の性的マイノリティに対する差別など、社会の中で少数者への差別は根強く残っています。」「例えばエイズ患者やHIV感染者の人権侵害には保健所や保健センター、性的マイノリティへの人権侵害には人権問題の所管部門、インターネットを使った児童生徒間のいじめの問題には学校や教育委員会のように、それぞれの担当部署の責任のもと、連携を図りながら啓発と差別被害者の相談、救済の取組を行っています。」
大阪府茨木市	第2次茨木市人権施策推進基本方針	2015	3	取り組むべき主要課題の1つとして（セクシャル・マイノリティ）
大阪府和泉市	第3期和泉市男女共同参画行動計画	2015	3	性的マイノリティ
兵庫県伊丹市	伊丹市DV防止・被害者支援計画～第2期伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～	2015	3	P10, P15, P16, P21 (HP確認し、情報を入力) : I 相談・発見・通報体制の充実—1. 相談体制の整備と充実—周知一障がい者・高齢者・外国人・性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)等に対する相談体制の整備と充実 13 性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の相談に対応するための相談員の研修機会の確保 // p.21 保護を必要とする被害者には、高齢者、障がい者、精神疾患や慢性疾患を抱えている人、外国人、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)、子ども(中学生以上の男子)と一緒に保護を希望する場合など、保護にあたって特別な配慮を必要とするケースなど多様なニーズがあります。
高知県四万十市	第二次四万十市人権施策行動計画	2015	3	第4章 分野別施策の展開【11】その他の人権問題2) 性同一性障害者の人権心と身体の性が一致しないため社会生活に支障がある性同一性障害の人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、これまで様々な場面で差別を受けてきました。現在では、平成16年に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により一定の条件を満たせば戸籍上の表記等を変更できるようになりましたが、さらに性同一性障害について正しく理解し、差別や偏見を無くすための取り組みが必要です。(3) 性的指向を持つ人の人権的指向とは、人の恋愛・性愛がどの対象に向かうのかを示す概念を言い、異性愛、同性愛、両性愛を指します。その中で、同性愛者・両性愛者の少数派の性的指向を持つ人々に対する偏見は根強く、職場を追われることもあります。こうしたことが起こらないように、性の指向は様々であるということを認識し、偏見・差別をなくすための啓発活動が必要です。
福岡県東峰村	第2次東峰村男女共同参画のむらづくり計画	2015	3	個人の尊厳を大切にす観点から LGBT などの性的少数者への偏見解消に努めます。〔第3章 I〕
佐賀県唐津市	第2次唐津市総合計画	2015	3	基本施策：全ての人の幸せにつながる人権教育・人権啓発の推進—これまでの取組みや現状「時代の変遷とともに犯罪被害者とその家族・ホームレス・性同一性障害者の人権問題、個人情報保護といった様々な問題があります。」

岩手県盛岡市	盛岡市子ども・若者育成支援計画	2015	4	P43 LGBT など性的少数者の多様な性のあり方について理解を深め、偏見・差別をなくすよう啓発に努めます。
岩手県盛岡市	第2次盛岡市男女共同参画推進計画	2015	4	P44 LGBT など性的少数者への差別や偏見の解消のための啓発に取り組みます。
群馬県大泉町	大泉町人権教育・啓発に関する基本計画	2015	4	性的指向を理由とする人権侵害、性同一性障害のある人の人権
岐阜県多治見市	人権施策推進指針改定版	2015	4	12 性同一性障害者、性的指向の異なる人の人権 [HP 参照] http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/jinken/kehatsu/shishin.html
静岡県浜松市	浜松市人権施策推進計画	2015	4	「その他の人権問題」における具体的な実施予定事業に「性的指向に関する人権問題」「性同一性障がいのある人」に対する具体的事業を掲載。
京都府精華町	精華町第2次男女共同参画計画	2015	4	誰もが安心して暮らせるまちをつくる現状と課題 地域では、高齢化に伴い、一人暮らしの高齢者や要介護認定者など、支援が必要な人も多くなっており、今後もその傾向が続くことが予測されます。また、障がいがあること、日本で働き生活する外国人であること、性的指向を理由として困難な状況に置かれている人など、様々な困難を抱えた人に対しては、人権尊重の観点から、理解を深めるとともに、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備が求められます。
大阪府高槻市	高槻市人権施策推進計画	2015	4	今日の社会において、女性、子ども、…、性的マイノリティ（※）、…取り組むべき問題があります。 //キ その他の人権課題 先に述べた人権問題のほか、…「性的マイノリティ」…があります。
大阪府田尻町	第2次田尻町男女共同参画プラン 田尻町DV防止基本計画	2015	4	P10～11 1-2 教育・保育における男女共同参画の推進 [方向性]・セクシュアルハラスメントについての指導、性的マイノリティに対する理解の浸透を図るなど、差別と偏見の除去に努めます。/P15～16 2-2 人権の確立と多様な参画の推進 (2) 性的マイノリティへの理解と参画の推進
高知県高知市	高知市人権教育・啓発推進実施計画	2015	4	(1) さまざまな人権課題への取り組み ⑨その他の人権課題 アイヌ民族やホームレスの人々に関する人権、災害時における被災者の人権、ハンセン病患者・ハンセン病元患者に関する人権、北朝鮮当局による拉致問題等や、LGBT (性同一性障害を含む) への理解と偏見の排除、ヘイトスピーチやスポーツの試合中における差別的行為の排除等、さまざまな人権課題について市民がわかりやすく学習できる機会を設け、啓発に努めます。
福岡県中間市	第2次中間市人権教育・啓発に関する基本計画	2015	4	第3章 分野別施策の推進 7 人権に関するさまざまな問題 (2) 性同一性障がいの人に関する問題 2003年(平成15年)に「性同一性障がい者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が制定され、一定の条件を満たせば家庭裁判所の審判によって戸籍上の性別を変更できることになりました。しかし、行政文書の性別記載欄の問題をはじめ、就職や勤務、医療の受診、住宅への入居などさまざまな問題が指摘されています。そのため、性同一性障がいの人に対する理解不足による差別意識や偏見をなくし、誰もが自分らしく生きることが出来る地域社会を実現するため、性同一性障がいの人が理解されるような啓発活動に努めます。
福岡県	福岡県人権教育・基本指針に基づく実施計画	2015	7	【根拠法や制度】性同一性障害者性別特例法(H16)(改正H20) 【最近の社会現象等】性同一性障害と診断された児童・生徒に対する学校生活での性別の取扱変更【事業名】性的少数者に関する庁内関係課連絡会議【事業内容】性的少数者に係る人権啓発に資するため、当事者が抱える様々な課題について、連絡会議内で情報を共有し、理解と認識を深める

京都府城陽市	第3次城陽市男女共同参画計画ーさんさんプランー改定版	2015	8	【備考】上記計画について、計画推進期間は平成22年3月から平成31年3月までとされており、改定版の発行年月が平成27年8月である。言及部分 ・また、新たな問題である性同一性障がいについても、男女共同参画の視点から考えることが求められています。 ・また、生物学的な性別（身体の性）と心理的な性別（心の性）との間に食い違いが生じた「性同一性障がい」についても、その障がいに対する周囲の理解が不足しているために、差別や偏見のまなざしで見られることが多く、社会生活を送る上で様々な困難に直面しています。
三重県亀山市	亀山市人権施策基本方針	2015	12	第2章-3-(8)さまざまな人権問題//○性的マイノリティの人々 同性愛者など性的指向に関して少数派の人々への偏見があり、社会生活のさまざまな場面で人権問題が発生しています。また、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになったものの、性同一性障がい者に対する偏見や差別も存在しています。これらの人権問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。(HP からコピー 2016-9. 23)
京都府	京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）	2016	1	性同一性障害のある人や、同性愛者、両性愛者等に対する社会の理解は未だ十分とはいえず、社会生活のさまざまな場面で、偏見や差別を受けることがあることから、多様な性に対する府民の理解を深め、性同一性障害や性的指向等にかかわらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための教育・啓発を推進します。
東京都杉並区	杉並区男女共同参画行動計画	2016	1	区内関連団体等との協働のもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等、従来からの啓発講座に加えて、性的少数者（性同一性障害者等）に対する問題など、今日的な課題を含め、男女共同参画に関する普及啓発をより一層拡充していきます。//性的少数者に対する理解の促進：関係機関、民間団体と連携・協働し、人権問題の一つである性的少数者に対する差別や偏見が解消され、区民や区職員の正しい認識と理解が促進されるよう啓発に取り組みます。
岐阜県瑞浪市	瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）	2016	1	①性的指向が異なる人々などに対する人権侵害やプライバシーの侵害についても、正しい知識を身に付け、理解を深めるよう啓発活動を行います。②（具体的事業）性同一性障害・性的マイノリティの児童生徒に対する細やかな対応の実施（事業内容） ・教職員が児童生徒から相談を受けた場合は、まず悩みや不安をよく聞き、児童生徒の良き理解者となるよう努めるとともに、学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導と人権教育を推進します。 ・性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、保護者や医療機関などと連携しながら、児童生徒の心情などに配慮した対応に努めます。
秋田県湯上市	第3次湯上市男女共同参画推進計画	2016	3	個人の尊厳や男女平等に関する意識を醸成し、一人ひとりの多様性（ダイバーシティ）を認め、互いの選択を認め合う意識の醸成を図ります。取組の推進にあたっては、人権尊重の観点から性同一性障害や性的指向を理由として社会生活に影響のある人がいる状況にも留意し、性の多様性への理解促進に努めます。固定的な性別役割分担意識を助長するものや、暴力や女性の性的な側面を強調する表現、性的マイノリティの人権へも配慮します。

千葉県千葉市	2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた千葉市行動計画【改訂版】	2016	3	「方向性3 多様性に対応した共生社会を実現する」内の「3-2 多様性対応に向けた取組の推進」「①多様性理解の促進と受入環境の充実」「性別等多様性理解の促進」
千葉県大網白里市	大網白里市男女共同参画計画	2016	3	p7 この計画で、「性別等」には男女の性別だけでなく、「性の多様性」も含まれます。「性の多様性」とは、性には性的指向性（好きになる対象）や性自認（主観的性別）に代表される多様なあり方があるという意味です。
東京都日野市	第3次日野市男女平等行動計画	2016	3	多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりと理解促進（性的少数者など）のための情報提供を行い、相談体制を整備する。（事業No.7・事業内容）
神奈川県逗子市	ずし男女共同参画プラン2022	2016	3	P.21 性の多様性を理解し、性自認や性的指向により差別されることのない社会をめざし、人権・平等意識を啓発していきます。
新潟県新潟市	第3次新潟市男女共同行動計画	2016	3	目標5 性に関する理解と生涯にわたる健康の確保ー「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の尊重ー（1）性を理解・尊重するための啓発活動の推進【現状と課題】「基礎調査」では、「妊娠や出産にかかわる女性の健康と権利に配慮すべきである」と考える人の割合は、約9割となっています。また、「女性の健康と権利について、男女が理解し合うために必要なこと」では、「配偶者やパートナー間の話し合い」（73.8%）に続いて、「学校における性教育」（38.3%）、「学校における女性の健康と権利に関する教育」（35.9%）、「親子間での話し合い」（32.6%）、などとなっています。このため、若い世代に互いの性を理解し尊重する性教育を実施するとともに、家庭での理解促進のため学習機会や啓発活動を充実していくことが必要です。また、性的マイノリティといった多様な性のあり方に対する理解を進めることも必要です。【具体的取組】1 性に関する正しい知識と理解についての教育・学習機会の充実 ● 学校において、性に関する正しい理解・尊重のために発達段階に応じた性教育の指導の充実に努めます。（学校支援課、保健給食課）● 学校・行政・地域・家庭が連携し、個人が将来のライフデザインを描き、多様な希望が実現できるように性に関する正しい知識と性感染症の適切な予防行動の普及啓発を行います。（学校支援課、保健給食課、保健所健康増進課）● 地域において、思春期の子どもと保護者に対し、健康・性・こころの問題についての幅広い知識の普及を図ります。（保健所健康増進課、公民館）2 性と生殖の健康と権利に関する自己決定についての啓発活動の充実● 男女共同参画推進センター「アルザにいがた」等において、性と生殖の健康と権利に関する自己決定について、正しい理解を促すために、講座の開催や情報提供等により啓発を進めます。（男女共同参画課）
岩手県	いわて男女共同参画プラン	2016	3	第1章 総論3 計画の基本的な考え方(2) 施策の基本的方向Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 家庭や地域において男女共同参画を推進するためには、あらゆる世代の県民が男女共同参画の意義・必要性を理解し、それぞれの立場で男女共同参画の視点に立った行動ができるようにする必要があります このため、県民への教育・意識啓発や地域における制度・慣行の見直しを行うとともに、男女共同参画を推進する人材の育成を図るほか、性的指向や性同一性障害を理由とした困難な状況に対する理解を深め、ひとり親家庭、高齢者、障がい者など生活に困難を抱える人も安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。//第2章 各論2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し《現状・課題》～

				中略～○ 性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々に対する人権尊重の観点からの配慮が必要です。//男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し<<目指す姿を実現するための施策の方向>>(1) 意識啓発と制度・慣行の見直し ～中略～○ 性的指向や性同一性障害を理由とした困難に直面している人々の状況やニーズに対する理解を深めるため、行政及び関係機関の職員等を対象とした研修を行います。
福井県小浜市	第2次おばま男女共同参画改訂プラン	2016	3	基本方針IV共に心豊かに過ごす1. 男女が思いやる健康づくり P17「学校におけるLGBT(多様な性)に対する理解、啓発に努めます」2. 高齢者や障害者などが安心して暮らせる環境の整備 P20「LGBT(多様な性)に対する理解、啓発に努めます」
静岡県沼津市	第4次沼津市男女共同参画基本計画	2016	3	基本的施策1 (3) 多様な性のあり方の尊重
愛知県日進市	第2次日進市男女平等推進プラン(中間見直し版)	2016	3	基本目標I-1 施策4 多様な性の理解促進 「性的指向や性同一性障害についての啓発の充実」「性的指向や性同一性障害についての相談の実施」
栃木県	栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)	2016	3	「第3章 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項」のうち「性的指向・性同一性障害者(LGBT)にかかわる人権問題」
栃木県	とちぎ青少年プラン2016～2020	2016	3	「第2章 青少年を取り巻く状況」のうち「性同一性障害等の青少年」、「第4章 青少年育成施策の推進」のうち「性同一性障害等の青少年への支援」
群馬県	群馬県生活安心いきいきプラン	2016	3	新たな課題として・・・LGBT等の性的少数者への対応等に取り組んでいく必要があります。
群馬県	群馬県人権教育充実指針	2016	3	アイヌの人々や性同一性障害などの人々に対する偏見や差別の解消を図るとともに、拉致問題など、様々な人権問題について理解を深める学習を行う。
群馬県桐生市	桐生市男女共同参画計画(平成28年度～平成32年度版)	2016	3	「基本目標I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」の「施策の方向3 人権の尊重」内而言及。20170304 釜野 HP チェック http://www.city.kiryu.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/768/ikkatsudl.pdf→「◇無意識のうちに女性、高齢者、障害者、外国人、性的少数者(※)等に対して偏見をもったり、差別をしていないか、心の中を見つめてみましょう」※性的少数者:セクシュアルマイノリティ(Sexual Minority)ともいう。代表的なものとしては、女性同性愛者(レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ、Gay)、両性愛者(バイセクシュアル、Bisexual)、体の性と心の性が一致していない状態(トランスジェンダー、Transgender)が挙げられ、これらの頭文字をとって、LGBTと称されることもある。(※部分の用語は、カウントせず。)
埼玉県朝霞市	朝霞市地域防災計画	2016	3	第11節女性視点の防災対策2 人権への配慮体制の整備人権庶務課は、災害時における混乱や治安悪化に伴い、DVや性的マイノリティに対する被害を防止するとともに、次のような体制の整備を推進する。(1) 女性センターの役割: 災害時における人権庶務課が果たすべき役割・機能について、関係部署、朝霞市男女平等推進審議会も含めた議論を進め、地域防災計画への位置づけを明確にするとともに、相談体制の維持、DVや性的マイノリティ等の人権への配慮をするための取組についても検討する。

埼玉県和光市	第3次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン【改訂版】	2016	3	第4章基本目標1 男女共同参画意識の普及啓発主要目標(1) 男女の人権を尊重する意識の浸透 P18 施策② 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の理念普及 (重点課題) <施策の内容> 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利を尊重する意識啓発を進めるとともに、性別による差別や性の商品化を許さない意識啓発を進めます。また、人権尊重の観点から、性的指向(異性愛・同性愛・両性愛)に関して困難を抱えている場合や、性同一性障害などを有する方々への理解を深めるための意識啓発を進めます。<主な取組>Ⅲ 性的指向(異性愛・同性愛・両性愛)に関して困難を抱えている場合や、性同一性障害などを有する方々への理解を深めるための情報提供//第4章基本目標2 あらゆる暴力の根絶主要目標(1) 暴力の根絶に向けた意識の浸透 P24<現状と課題>あらゆる暴力は人権侵害行為であり、決して許されるものではありません。(略) その他、社会構造の複雑化や性別による固定的な役割分担意識などが引き金となる、性的な嫌がらせや性的言動(セクハラ)、性的少数者(LGBT等)への人権侵害、職場内の上下関係を不当に利用した嫌がらせ(パワハラ)、妊娠・出産・育休などの理由による解雇・降格などの不利益な取扱い(マタハラ)による被害も発生しています。そのため、「どんな理由があっても暴力はしてはいけない、許されない」と一人ひとりがしっかりとした意識を持つことがあらゆる暴力をなくしていく近道です。そのため、地域にこれら暴力を絶対に許さないという意識を徹底させ、加害者にも被害者にもならないための意識づくりが必要です。//第4章基本目標2 あらゆる暴力の根絶主要目標(1) 暴力の根絶に向けた意識の浸透 P25 <用語解説>○性的少数者(LGBT等) 何らかの意味で性別のあり方が非典型的な人のこと。LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル(両性愛)、トランスジェンダー(心と体の性が一致しない人))や、自分を男女どちらとも思わないXジェンダー、誰にも性的感情が向かないアセクシュアルなどを含む。
埼玉県新座市	第4次新座市基本構想総合振興計画後期基本計画	2016	3	性的マイノリティ、性同一性障がい
埼玉県新座市	第3次にいざ男女共同参画プラン	2016	3	性的マイノリティー
京都府宇治市	宇治市男女共同参画計画第4次UJIあさぎりプラン	2016	3	15ページ ※7性の多様性についての用語解説
神奈川県寒川町	第4次さむかわ男女共同参画プラン	2016	3	2人権尊重のための対策 人権問題は、性別や職種、国籍などにかかわらず様々な場面でおこりうることです。権力や地位を利用した嫌がらせ(パワーハラスメント、以下「パワハラ」と言う。)や人種差別、子どもや高齢者など社会的弱者への虐待、性的指向と性同一性を理由とする差別といった様々な人権侵害への対応と防止策が求められています。
大阪府枚方市	第3次枚方市男女共同参画計画	2016	3	施策の推進にあたっては、人権尊重の観点から、性的マイノリティであることを理由として、困難な状況に置かれている人がいる状況に留意し、性の多様性への理解促進に努めます。

大阪府八尾市	八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～	2016	3	基本課題（6）様々な困難を抱える人々への支援（言及部分）性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要です。 施策15 複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援（言及部分）○複合的に困難な状況に置かれている人々に対する関係機関と連携した支援 性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々に対して、関係機関と連携した支援を行います。 ○人権尊重の観点からの配慮 性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々などに対する偏見や差別をなくす啓発を進めます。また、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点から配慮します。 基本課題（7）子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成（言及部分）認定こども園、保育所（園）、幼稚園、学校現場等においては、性別による固定的な役割分担意識を解消し、性的マイノリティなど多様な性への理解を深め、保育・教育にあたるよう、保育士や教職員等の男女平等教育への意識と指導力の更なる向上に努めます。 基本課題（8）様々な分野への男女共同参画の意識啓発（言及部分）また、性的マイノリティであることや、性別や国籍、年齢、身体的状況といった違いがあることだけでなく、価値観や生き方の違いを尊重することや、全ての人がある個性と能力を活かして自分らしく生きることは、人権尊重の観点はもとより、男女共同参画を進める観点からも重要です。用語解説（言及部分）性的マイノリティ性のあり方に関する従来の固定的な考え方（「性別は男女のみ」「異性以外に性的意識が向くのはおかしい」など）からは逸脱していると見なされ、差別的取り扱いをされている人びとのことをいい、セクシュアル・マイノリティともいいます。また、女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、性同一性障がいを含む性別越境者など（トランスジェンダー、Transgender）の頭文字を取った「LGBT」という言葉は、性の多様性と性のアイデンティティからなる文化を強調するものであり、性的マイノリティと同一視されることも多いですが、LGBTの方がより限定的かつより肯定的な概念です。
福井県高浜町	高浜町人権教育・啓発に関する基本計画【第2次】	2016	3	性的マイノリティの人権
山梨県笛吹市	第3次笛吹市男女共同参画プラン	2016	3	重点目標3-1性に応じた心と身体の健康の推進中の「～LGBT等性的マイノリティの方々への差別や偏見の解消のため、男女という枠を越えた身体や心についての理解の啓発に取り組みます。」の部分
長野県山ノ内町	第4次やまのうち男女共同参画プラン21	2016	3	同性愛や性同一性障害などを含む性的マイノリティ（LGBT）への理解、特に学校等での配慮を検討する必要があります。

大阪府八尾市	第2次八尾市人権教育・啓発プラン	2016	3	<p>（言及部分）性的マイノリティに対する人権問題 ● 法制度の整備状況「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が2004（平成16）年7月に施行され、一定の条件を満たす人について戸籍の性別変更が可能となりました。また、2008（平成20）年に同法を改正し、性別変更できる条件を「現に子がいないこと」から「未成年の子がいないこと」に緩和されました。 ● 市民意識調査結果市民意識調査においては、性的マイノリティに関することで人権が尊重されていないと感じる項目として、「学校や職場でいじめや嫌がらせをすること」（35.7%）が最も多く、次いで「就職や職場において不利な扱いをすること」（31.4%）、「男らしく、女らしく」という考えを押しつけること」（29.3%）があげられています。 ● 性的マイノリティに対する人権問題を取り巻く課題LGBT等の性的マイノリティの人びとに対する知識や理解はまだまだ低い中、偏見や差別の壁に苦しむ人びとがいます。今後は、アンケート調査票における多様な性に対応した表記方法の検討など、生活におけるさまざまな面で多様な性のあり方を受け入れる社会に向けた啓発活動が必要とされています。用語解説（言及部分）LGBT女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、そして、性同一性障がいを含む性別越境者など（トランスジェンダー、Transgender）の人びとを意味する頭字語です。LGBTという言葉は性の多様性と性のアイデンティティからなる文化を強調するものであり、性的少数者と同一視されることも多いですが、LGBTの方がより限定的かつより肯定的な概念です。</p>
静岡県袋井市	第三次袋井市男女共同参画推進プラン	2016	3	<p>性的指向や性同一性障害などを理由として困難な状況に置かれている人々が自分らしく生き「ママ」いくために、性同一性障害などへの理解を進めるとともに人権尊重の観点から教育・啓発等を推進する。</p>
愛知県	あいち男女共同参画プラン2020	2016	3	<p>（性的少数者への理解促進）最近では、LGBTなど性的少数者についての社会的認知が進みつつあり、こうした人々への理解がこれまで以上に求められています。男女共同参画や人権の観点から、性的少数者への理解が促進されるよう、取組を行っていきます。</p>
愛知県名古屋市	名古屋市男女平等参画基本計画2020	2016	3	<p>性別にかかわる人権侵害の解消、多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、セクシュアル・マイノリティ等）への理解促進</p>
愛知県津島市	津島市人権施策推進プラン（改訂版）	2016	3	<p>プランの中で、「さまざまな人権」の中で、「少数ではありますが、近年の人権尊重の流れの中においては、LGBTに対する偏見や差別などの人権課題についても取り組んでいく必要があります。」という文書がある。</p>
三重県松阪市	松阪市男女共同参画プラン	2016	3	<p>47p 「LGBTについての正しい理解と認識を深めるための講演会の開催」</p>
滋賀県	滋賀県人権施策推進計画	2016	3	<p>性同一性障害者・同性愛者等 生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）とが一致しない性同一性障害者や、性的指向に関して同性に向かう同性愛者や男女両方に向かう両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭な人などは少数派であるために正常と思われず、不当な扱いや偏見・差別により苦しんでいます。こうした人々に対する社会の関心と理解を深めることが必要です。このため、正しい理解・認識を図る県民啓発を進めるとともに、特に性同一性障害者等の児童生徒に対しては、学校においてきめ細かな対応が必要なため、児童・生徒の心情等に配慮した相談・支援等の取組を進めます。</p>

滋賀県栗東市	まちづくり女(ひと)と男(ひと)の共同参画プラン(第5版)	2016	3	計画 p47 [基本目標 1 男女の人権の尊重と意識づくり (1) 男女共同参画の視点に立った保育・教育、学習の推進 (施策の方向) ③性の尊重と健康についての意識の醸成 (具体的な施策) N02. 性の尊重についての教育の推進 (取組み内容) ○小・中学校において、男女が互いの性についての理解を深めることができるよう、年間指導計画に基づき、各教科の学習や特別活動において性に関する指導を適正に行います。○教職員に対しては、性的指向や性同一性障害等に係る児童生徒へのきめ細やかな対応について、理解の促進を図ります。(主な担当課) 学校教育課//計画 p56 [基本目標 2 男女の職業と家庭・地域生活との両立支援 (2) 家庭・地域における男女共同参画の推進 (施策の方向) ③困難を抱える人々への支援 生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭や、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人、高齢者、障がい者、外国人等であることによる課題に加え、性別によって複合的に困難な状況に置かれている人等が安心して暮らすことができるよう、自立支援や相談支援の充実、交流促進等、環境の整備を進めます。)
大阪府河内長野市	河内長野市人権施策推進プラン(改訂版)	2016	3	第7節 さまざまな人権課題の解決にむけて ○HIV 感染者、ハンセン病や結核等の感染症患者や回復者の人権、インターネットを悪用した人権侵害の問題、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレスの人権、犯罪被害者やその家族人権、アイヌの人々の人権、性的マイノリティ (LGBT) の人権など、さまざまな人権課題が正しく理解され、人権が尊重されるよう解決に努めます。
岡山県	第4次岡山県人権政策推進指針	2016	3	項目名「多様な性」「性」のありようは、人それぞれで多様です。LGBT や性分化疾患の人など、いわゆる性的マイノリティに属する人もいます。(中略) 性同一性障害については、平成16年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害であって一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更ができるようになり、さらに、平成20年には、性別変更の要件が緩和されるなど法整備が進んでいます。また、学校においても、性同一性障害だけでなく、いわゆる性的マイノリティとされる児童生徒全般に対して、きめ細かな対応を行うこととされています。(以下略)
大阪府四條畷市	人権行政基本方針	2016	3	様々な人権課題について 同会議における三回にわたるとりまとめでは、これまでの同和教育をはじめとする、人権教育の実践が明らかにしてきた成果や教訓を踏まえ、人権教育の充実につなげていくことが求められています。これらの取組みにより、人権尊重の社会に向け一定の効果をあげているものの、同和問題、女性、子ども、障がい者、高齢者、外国人、アイヌの人々、HIV(12)感染者、ハンセン病(13)回復者や LGBT(14)への差別など、様々な差別や人権侵害は今日でも日本の社会に存在し続けています。(14) LGBT(p.2) 少数者のなかでも代表的な女性同性愛者(Lesbian)、男性同性愛者(Gay)、両性愛者(Bisexual)、性別越境者(Transgender)を意味する頭字語で、性的少数者の意味としています。性的少数者にはこの他にも多くの種類があり、民間企業が実施した「LGBT 調査 2015」では、日本国内で LGBT 層の比率は 7.6%と算出されています。
兵庫県	兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針	2016	3	性同一性障害等、性別に起因する困難な状況に置かれた人々など、新たに取り組むべき課題も生じており、これらの解決を図るための教育及び啓発を進める必要があります。
兵庫県神戸市	第3次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画	2016	3	Ⅲ. 6. (10)性的マイノリティ

兵庫県加古川市	第4次加古川市男女共同参画行動計画	2016	3	第3章、基本目標Ⅱ、性的マイノリティへの理解と人権擁護の啓発
兵庫県宝塚市	第2次宝塚市男女共同参画プラン	2016	3	・基本方針Ⅱ(8) ①性的マイノリティ※4に関する理解の浸透 4 性的マイノリティ 性同一性障がい(生物学的な性と心理的・社会的な性が個人の中で一致しないこと)、同性愛、バイセクシュアル(同性を好きになったり異性を好きになったりする人や、相手の性別にこだわらない人)、インターセックス(先天的に身体上の性別が不明確なこと)の人々など。
兵庫県宍粟市	宍粟市人権施策推進計画(改訂版)	2016	3	性同一性障害などの性的マイノリティ、性的指向についての正しい理解を促進する必要がある。
兵庫県市川町	市川町男女共同参画プラン	2016	3	また、性的指向(※)や性同一性障害(※)等により困難な状況におかれている場合や、障がいがあること、日本で生活する外国人であることに加えて、女性であることで、さらに複合的に困難な状況におかれている場合について、人権尊重の観点からも適切な支援を実施していく必要があります。
兵庫県福崎町	福崎町男女共同参画基本計画	2016	3	性的マイノリティへの理解と正しい認識の促進
奈良県香芝市	第4次香芝市総合計画 後期基本計画	2016	3	[現状と課題]また、セクシュアル・マイノリティについては、十分な理解が進んでいない状況です。
和歌山県御坊市	御坊市人権施策基本方針	2016	3	第4章分野別人権施策の推進 9. その他の人権 ○様々な性的指向の人 性同一性障害、同性愛、性分化疾患などの性的少数者(セクシャル・マイノリティ)は、社会的に十分に認識・理解されていないため、雇用面における差別、性の区分を前提とした社会生活上の制約などの問題があり、一般社会の中で自分らしく生活することが大変困難な状況にあります。また、同性愛者に対する偏見も社会に根強く残っており、その解消に努めていきます。
島根県浜田市	浜田市人権教育・啓発推進基本計画(第3次)	2016	3	性同一性障がい者の人権
岡山県	第4次おかやまウィズプラン	2016	3	「重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」(該当部分抜粋)また、性的指向(注4)や性同一性障害(注5)を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、外国人であること、同和問題などに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合などについて、人権尊重と男女共同参画の観点からの啓発活動の促進や配慮が必要です。(注4)性的指向 人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。(注5)性同一性障害 生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が合致せず、そのことに苦悩している状態をいいます。平成16(2004)年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害であって一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更ができるようになりました。さらに、平成20(2008)年には、家庭裁判所による性別変更要件を緩和する同法の一部改正法が施行されました。
広島県広島市	第2次広島市男女共同参画基本計画	2016	3	現実には、女性や子ども、高齢者などに対する暴力や虐待、学校におけるいじめ、障害者、外国人市民、性同一性障害を有する人等に対する偏見や差別など、様々な人権問題が存在しています。//とりわけ、高齢者、障害者、外国人市民であること、同和問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人や、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人については、対等な協関係であ

				るパートナーシップに基づいて、誰もが互いに認め合い、多様性を受容し尊重する人権教育や啓発を推進します。特に、学校現場においては、性同一性障害などの児童生徒へ適切な対応を行う必要があることから、教職員等に対する情報提供や啓発に努めます。
香川県東かがわ市	第2次東かがわ市人権教育・啓発に関する基本計画	2016	3	性同一性障害者等性的少数者 生物学的な性（身体の性）と性の自己認識（心の性）が一致せず、社会生活に支障がある性同一性障害者や人の性愛の向き方である性的志向などに関して、市民の正しい理解が求められています。性の自己認識や性的志向等における性的少数者は、日常生活の様々な場面において、周囲の心ない好奇の目にさらされるなど精神的な苦痛を受けるとともに、不利益や不当な差別を受けている場合があります。性同一性障害者等に悩んでいる人の相談先の情報もまだ十分ではありません。このような人々の精神的苦痛等に関する相談対応が必要です。
香川県東かがわ市	第2次東かがわ市男女共同参画基本計画	2016	3	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の確立 性的マイノリティに関する正しい知識の普及啓発の推進 *性的マイノリティに関する正しい情報提供、知識の普及啓発を推進します。性的マイノリティへの相談体制の充実 *性的マイノリティに関する悩みについて気軽に相談できる体制を充実するため、相談窓口の整備や各関係機関との連携強化に努めます。
愛媛県	第2次愛媛県男女共同参画計画（中間改定）	2016	3	重点目標「貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等への支援」の中で、性的指向や性同一性障害等について触れている。
福岡県	第4次福岡県男女共同参画計画	2016	3	最近では、性的少数者の人権問題が顕在化しつつあり、性同一性障害や性的指向を理由に困難な状況に置かれられないようその理解の促進など新たな取組が求められています。言及部分性同一性障害や性的指向などを理由として困難な状況に置かれることのないよう、人権教育・啓発を推進していきます。文書名 第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2) 施行年月 (2016 [平成28])年 (3)月言及部分 性的少数者は一般の相談窓口には相談しにくい可能性が高いなどの問題があることから、男性及び性的少数者向けには専用の相談窓口を設置する必要があります。言及部分 性的少数者に対する理解を進めるため、職務関係者への研修内容を充実させます。言及部分 外国人、障害者、高齢者、性的少数者である被害者の保護について、被害者の状況等に配慮した対応が必要です。言及部分 男性被害者や性的少数者の保護の必要が生じた場合にも対応できる体制を構築します。
福岡県久留米市	第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画	2016	3	男女共同参画教育やセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の視点を踏まえた指導の充実を図る。※セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）・・・レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害者など心と身体の性が一致しない人）の頭文字をとった LGBT など性的少数者のこと。//性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々の人権問題が顕在化しつつあり、その理解の促進が求められています。※性的指向・・・人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。//【具体的事業】セクシュアル・マイノリティ（性的

				少数者)に関する啓発の推進【事業内容】セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)を正しく理解し、偏見や差別を解消するための啓発を推進する。
福岡県太宰府市	太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針	2016	3	様々な人権問題 人権問題はこれまで述べてきた問題以外にも、アイヌ民族、ホームレス、刑を終えて出所してきた人、犯罪被害者とその家族をめぐる問題、性同一性障害、新たに生起する疾患や難病を理由とする人権侵害など、法務省では17項目(資料編参照)の人権啓発活動年間強調事項を定めており、早急に解決しなければならない様々な人権問題があります。
大分県豊後大野市	第2次豊後大野市男女共同参画基本計画	2016	3	基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり 重点目標3 様々な困難をかかえる市民への支援 ③性的少数者等に対する理解の推進
沖縄県糸満市	第2次糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～中間見直しに向けた答申	2016	3	第3章第3節 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 また新しい課題として性の多様性に関する「LGBT」等の人々の生きにくさがあります。LGBTとは、L=レズビアン、G=ゲイ、B=バイセクシュアル、T=トランスジェンダー。順番に、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、生まれたときに法律的/社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人のことを言います。LGBTは、広く性的少数者の人たちを指す表現として用いられることも多い言葉です。また調査によると、日本の人口の7.6%にあたる人たちがLGBTであるという調査結果が出ています。13人に1人というこの数字は、学校や職場の仲間として、あるいは家族として、当たり前存在していることを示しています。そのため那覇市では平成27年度に「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言(レインボーなは宣言)を行い、性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる都市をめざしています。よってこのように、これまでの社会的概念を変化させ、支援が必要な方々への「社会支援の充実」を図る事が必要です。そのため本市においては、6.社会的に支援の必要な方々へ全庁的な「配慮や姿勢」を定め、少数派であるがゆえに、不利益や不快感を是正するよう努める。
宮城県仙台市	男女共同参画せんだいプラン2016	2016	4	性的指向や性同一性障害等、多様な性のあり方を理由とした社会的偏見や差別をなくすため、理解の促進に取り組むとともに、性的少数者への支援のあり方についても、市民団体等との協働により検討を進めます。
秋田県由利本荘市	第3次由利本荘市男女共同参画計画	2016	4	計画中の「男女」という用語について・この「男女」は、性的少数者(同性愛者、両性愛者、性分化疾患、トランスジェンダー)を含むものであり、表記上の二性に限定するものではありません。性の多様性を否定することなく、偏見や差別を解消し、ジェンダーの平等を目指し、計画を推進していきます。・これまで意見が届きにくかったLGBTなど性的少数者の視点も重要であり、これらの人々の意見も取り入れながら、多様な視点による企画立案、運営を進めていく必要があります。・性的少数者にも配慮した制度の実施に努める。・教育現場において性的少数者の児童生徒への配慮を行う。※各用語説明も脚注に記載
埼玉県越谷市	第3次越谷市男女共同参画計画第三期実施計画	2016	4	性の多様性の理解促進に関する講座の開催

埼玉県越谷市	第2次越谷市人権施策推進指針後期実施計画	2016	4	13 その他の人権問題(1)性同一性障がい 性同一性障がいは、生物学的な性(からだの性)と性の自己認識(こころの性)が一致しないため、自己の性に対する強い違和感や嫌悪感を持ち、社会生活に支障がある状態です。平成16(2004)年7月には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(平成15年法律第111号)が施行され、性同一性障がいであって、一定の条件を満たす場合には、性別の変更が認められるようになりました。しかしながら、周囲の理解が進んでいないため、社会生活の中での差別や偏見に苦しんでいる人がいます。このような中で、性同一性障がい者や障がいに対し、正しい理解を深めることが必要です。(2)性的指向 性的指向とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念をいいます。性愛の対象が同性に向かう同性愛者や男女両方に向かう両性愛者は、少数であることから、社会から正常ではないと思われ、周囲から偏見の目で見られたり、不当な差別を受けることがあります。性的指向を理由とする偏見や差別をなくすため、一人ひとりの違いを認識し、多様性を認める心を育むことが必要です。(2017.3.14 釜野 HP 確認)
神奈川県横浜市	第4次横浜市男女共同参画行動計画	2016	4	Ⅱ-7「性別に関わる解決に向けた相談・支援等」中、「⑤性的少数者の方々への理解の促進」「コラム8 性の多様性」⑤性的少数者の方々への理解の促進【市民局】・性的少数者の方々への理解促進のために、市民や企業等への啓発を行います。あわせて、性的少数者であることを理由に困難な状況に置かれているの方々に対し、個別専門相談や交流スペースの提供等の支援を行います。コラム8 性の多様性「世の中は男と女だけで、異性を好きになることが普通」とされている社会において、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)と呼ばれる方々は、様々な「生きづらさ」を抱えています。同性愛について、WHOは「いかなる意味においても治療の対象とはならない」とし、疾患ではないとの見解を発表しました(平成4年)。しかし、偏見や理解の不十分さから、からかひの対象になることも多いため、好きになる性(性的指向)を隠さざるをえない現状があります。また、からだの性と心の性(性自認)が異なるトランスジェンダーは「性別取扱いの特例法(平成15年)」により認知されるようになりましたが、外見と公的書類の性別が異なるため、採用、昇進の際に不利に扱われることもあります。同性を好きになったり、自分の心の性とからだの性が一致しなかったり、セクシュアリティは、みなそれぞれです。誰もが社会の中でいきいきと暮らせるようになることが大切です。
青森県青森市	青森市男女共同参画プラン2020	2016	4	<男女平等と人権の尊重>・現状と課題「性的マイノリティについての理解が十分でないため、性的マイノリティの方々に対し、人権尊重と多様性の観点から配慮する必要があります。」<男女平等と人権の尊重>・主な取組性的マイノリティへの配慮「性的マイノリティについて相談に応じるとともに、人権の尊重と多様性について市民の理解を促進します。」
山形県	山形県男女共同参画計画	2016	4	性的マイノリティ(性同一性障がい等)に関する調査研究の実施(p57)//あらゆる世代における男女共同参画に関する教育・学習の推進の主な取組み(p16)
山形県山形市	第3次「いきいき山形男女共同参画プラン」	2016	4	性的マイノリティについて、人権尊重の立場から、理解の促進を図ります。
栃木県下野市	第二次下野市男女共同参画プラン	2016	4	施策の方向Ⅱ-3性同一性障がい者等など、様々な困難に置かれている男女が安心して暮らせる下野市をめざします。//施策の方向Ⅱ-3 施策№5 性同一性障がい者等が安心して暮らせる環境の整備性同一性障がい者等が地域で安心して暮らしていけ

				るよう、様々な機会を通じて啓発に努めるとともに、あらゆる場において配慮した対応を行います。
群馬県	第15次群馬県総合計画 はばたけ群馬プランII	2016	4	①あらゆる差別の解消を図るための人権啓発事業を推進します。 性的少数者に関する啓発 等
群馬県	群馬県男女共同参画基本計画（第4次）	2016	4	LGBT等の性的少数者には、偏見や固定観念等により困難な状況に置かれ、人権を侵害されている人々がいます。
埼玉県川越市	第五次川越市男女共同参画基本計画	2016	4	性的少数者への理解の促進
埼玉県草加市	草加市人権施策推進基本方針	2016	4	分野別人権施策①その他の人権問題（～性的指向、性同一性障害者…）◆正しい理解の普及◆偏見や差別意識払拭と基本的人権の尊重
滋賀県草津市	第3次草津市男女共同参画推進計画（後期計画）	2016	4	p2「LGBT に対する認知の広がりや踏まえ、性の多様性の尊重について、さらなる理解の促進を図ることとしました。」、【LGBT】女性同性愛者（レズビアン；Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ；Gay）、両性愛者（バイセクシュアル；Bisexual）、性自認（心の性）と身体的性が一致しない人（トランスジェンダー；Transgender）の人々を意味する頭字語。p7「平成27（2015）年4月、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知があったことから、学校教育の現場において、合理的配慮のもとで適切な対応を進めています。」、「【性同一性障害】トランスジェンダー〔性自認（心の性）と身体的性が一致しない人〕のうち、性自認に身体的性を適合させることを望む人。医学的な用語。】p8「家族の多様性についての認知と理解が進み、LGBT への制度的対応も始まっている婚姻・離婚や出産等の選択が個人の自由であることや、LGBT に対する認知が進み、単身世帯、未婚者・離婚者のひとり親世帯、子どものいる再婚世帯（ステップ・ファミリー）、同性同士の世帯など、多様な家族の構成があることへの理解も広まっています。とりわけLGBT に関しては、国際社会において制度的な対応も進展しており、世界の約20%の国・地域で、同性婚を認めている、または同性カップルの権利を保障する制度があります。わが国においても、LGBT への理解を進め、差別や偏見を無くすことや、共同生活をする同性カップルの保障についても検討していくことが必要です。」、「家族構成の多様性への理解を持ち、同性の配偶関係などに留意するすべての個人と様々な家族のあり方が尊重される社会づくりを進めます。同性の配偶関係については、従来、婚姻に伴う権利が保障できていないことから、本市でも、国の動きを注視しながら制度面などでの対応を検討していきます。」p15「性の多様性に関しては、LGBT に対する認知や制度的対応が世界的に進んでいますが、まだ多くの課題が積み残されています。LGBT の人が虐待やいじめの被害に遭う、自殺のリスクが大きいといったことにも留意と対応が必要です。」、「性教育の充実を図るとともに、性の多様性に応える社会をつくる地域社会の理解を得ながら、子どもに対して早い時期から性と生殖に関する健康と権利について正確な知識を伝え、性行為や妊娠に関して女性の意思を尊重する将来世代を育むとともに、広く、性の多様性についての啓発等を進めます。」p27「性の多様性を踏まえた行政事務の実施」p29「性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善（学校教育課）学校教育環境・内容を点検し、LGBT の人への配慮が必要な点、合理的理由がなく男女の別が残されている状況の改善を図ります。」p32「性の多様性を踏まえた行政事務の実施（男女共同参画室）LGBT 当事者への相談対応を進めます。LGBT に対

				する差別や偏見をなくすよう意識啓発を進めます。行政事務において、性の多様性への配慮が必要な点について精査し、対応について検討します。」
埼玉県八潮市	第4次八潮市男女共同参画プラン	2016	4	基本目標3・高齢者、障がい者、外国人、LGBT等すべての人の人権が尊重され、差別を受けることがあってはならないという意識を醸成するため、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場で人権尊重意識の高揚をめざします。//DV防止等基本計画部分・(前略)高齢者、障がい者、外国人、LGBT等であることなどに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれることへの配慮を含め、きめ細かい支援に努めます。・(前略)また近年、精神的DV、LGBT等が社会的に認知されつつあり、男性が悩みを抱えることも多くなりました。(中略)男性からの相談に対応できるよう支援します。
埼玉県三芳町	第3次三芳町男女共同参画基本計画・三芳町DV防止基本企画	2016	4	(事業名)男女平等の視点に立った教育の推進(事業内容) ●LGBTに対する理解など、様々な人権に関する人権教育の充実 ●LGBTの児童生徒に対する配慮の充実
千葉県千葉市	ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン	2016	4	「基本目標V 生涯にわたる心身の健康と性・LGBTに関する理解への支援」内の「施策の方向性2 LGBT(性的少数者)への理解促進と支援」(本計画における「重点的に実施する施策」として設定)
京都府福知山市	第3次福知山市男女共同参画計画 はばたきプラン 2011 後期計画	2016	4	LGBTなど「多様な性」を認め合い、自分らしく生きられる社会の構築が必要です。
千葉県柏市	第三次柏市男女共同参画推進計画	2016	4	施策1 心の健康支援の充実 ②性や性別(※7)に関わる悩みを持つ人への支援 性や性別に関する悩みを軽減できるよう、情報の収集と提供に努めます。76 相談窓口等の情報発信担当課:男女共同参画室 保健予防課 関係部署 77 性や性別の悩みに関する情報の収集 担当課:男女共同参画室 関係部署 ※7 性や性別 性別には、生物学的な性別と心の性別(性自認)があり、この2つが必ずしも一致しないということが広く知られるようになってきました。また、性的指向も含めたLGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー)という表し方もメディアで取り上げられるようになりましたが、研究者や当事者からはLGBTだけで括ることはできないという指摘もあるため、本計画では、あえて「性や性別」という表現を用いることとしました。
千葉県白井市	白井市男女平等推進行動計画	2016	4	1章 5-近年の社会情勢 (2)男女平等推進に関する近年の社会的潮流について(11頁)「同性愛者や両性愛者、性同一性障がい者などの性的少数者については、民間の調査によりますと、平成27年度には国内の性的少数者層は7.6%であるという結果が出ており、20人に1人以上は性的少数者層であると考えられます。なお、平成24年度の同種調査では5.2%という結果が出ており、この増加については、人々の意識が変化していることが理由として推測されます。別の民間調査では、同性への恋愛感情を「おかしくない」と考えている人が、アンケート調査で回答者の半数を超えたという調査結果も出ています。ただ、同時に友人が同性愛者と分かった場合の抵抗感は強いという結果も出ており、性的少数者への認識は進んでいるものの、抵抗感もあるという状況が推測されます。」//1章 10-基本的な考え方 (1)主な課題(32頁)「【性的少数者の権利擁護】●新たな課題としての性的少数者の権利の擁護(11頁)」//2章 4-男女平等の達成のために市が取り組むこと (1)推進体制の整備 ア-内部推進体制(54頁)「また、各種様式やアンケート等

				の性別記載欄について、性的少数者の人権への配慮を進めます。」
東京都大田区	男女共同参画推進プラン	2016	4	課題 1 人権尊重と男女平等の意識の向上 【現状と課題】…あわせて性同一性障害や性的指向の異なる人たちの偏見や差別などの人権問題の解消に向け、より一層の啓発の拡充が求められています。
長野県下諏訪町	第5次下諏訪町男女共同参画計画	2016	4	上記計画26ページ ⑤正しい知識の普及 性的志向や性同一性障害に対する偏見や差別を解消するために、広報・啓発を行います。
岐阜県恵那市	第2次恵那市男女共同参画プラン	2016	4	③性的マイノリティに対する知識の育成と理解の促進広報紙などのマスメディアを活用し、同性愛者、両性愛者、性同一性障害者などの性的少数者に関する知識の情報提供を行い、差別のない社会を目指します。
静岡県	静岡県人権施策推進計画（第2次改定版）	2016	4	（抜粋） 第4章分野別施策の推進 10 その他の人権問題「また、体の性と心の性が一致しない性同一性障害を有する人々のほか、同性愛（レズビアン、ゲイ）や両性愛（バイセクシュアル）など、性的指向が異なることを理由として、周囲の偏見や差別、生活の不便さなどにより、精神的苦痛や不利益を受けている性的マイノリティ（性的少数者）の人々がいます。平成16年（2004年）7月に、一定の条件を満たせば裁判所の審判により戸籍上の性の変更を認める「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）の施行や、文部科学省から心と体の性が一致しない児童や生徒への対応について、教育相談の徹底や、医療機関との連携を求める通知（平成27年（2015年）4月：性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について）が発せられるなど、様々な動きもあります。」
静岡県富士市	第3次富士市男女共同参画プラン後期実施計画	2016	4	施策の方向2「人権の尊重とパートナー間での暴力などの根絶」施策（1）人権に関する啓発の推進 事業No.13・・・性的少数者（LGBT）への理解など、様々な人権問題に取り組む団体を支援します。
愛知県東浦町	第2次東浦町男女共同参画プラン中間見直し版	2016	4	別紙のとおり（重点施策 1-2 人権尊重意識の促進 《課題》男女共同参画社会の形成は、すべての人が個人としての尊厳を重んぜられること、性別や性的指向（*1）、性自認、さらに国籍による差別的な取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることなど人権が尊重されることが基本です。また、性的少数者（LGBT）（*2）を含めた多様な「性と生」の在り方について理解を深め、多様性の享受を促進する等、互いを認め合うことができるよう人権に関する相談、啓発、学習講座の充実を図り、あらゆる場面を活用して啓発活動に努めることが必要です。（後略）（施策の方向）地域への人権啓発（施策の内容）・性別、性的志向、国籍などの多様な生き方を認め合い、個性を尊重できるよう学校、家庭、社会などあらゆる場を通じて、人権に対して啓発活動を推進します。（担当課）学校教育課（*1 性的指向とは、いずれの性別を恋愛や性愛の対象にするかという概念を指します。また、性自認とは、生物学的性にかかわらず、自分の性をどう感じているかという自己の性別に関する認識のことを言います。（*2 同性愛や両性愛、トランス・ジェンダーの人のことで、人口の約7%をしめると言われています（平成27年現在）。レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランス・ジェンダー（Transgender）の頭文字をとってLGBTとも呼ばれています。

三重県鈴鹿市	第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画	2016	4	LGBT に関する情報提供や理解を深めるための学習機会の充実など
三重県伊賀市	伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	2016	4	第2条-この要綱において「同性カップル」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した同性の2人の者をいう。
滋賀県	パートナーしがプラン 2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～	2016	4	誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりに向け、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者、犯罪被害者、性同一性障害者・同性愛者等、インターネットによる人権侵害等、様々な人権をめぐる問題への正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発等の取組を進めます。
京都府	KYŌのあけぼのプラン(第3次) 後期施策 一京都府男女共同参画計画一	2016	4	同和問題や障害のある人、外国人、性同一性障害、性的指向等のさまざまな人権に関する教育・啓発を推進するとともに、障害者の自立支援、在住外国人・留学生の生活支援・相談等により女性に対する複合的な差別を防止します。
京都府福知山市	第3次福知山市人権施策推進計画 いのち輝きゆめプラン	2016	4	(3) 性的マイノリティ(性的少数者) 自分の身体の性と心の性が一致しないため持続的な違和感を持つ状態(性同一性障害)にある人、恋愛や性愛の対象(性的指向)が同性または両性である人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人など性のあり方は多様です。これらの性的マイノリティは「目に見えない」存在として、長い間隠されてきました。社会的な偏見が強く、本人が周囲に公表しにくいことがその背景となっています。2012(平成24)年の民間の調査によると、性的マイノリティの割合は、国や人種に関係なく人口比の約5%、わが国でも5.2%(20人に1人)の割合だと言われています。近年、社会的関心が高まりつつあり、性的マイノリティの人が働きやすい職場づくりをめざすところも出てきています。性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れる社会づくりが必要です。
大阪府藤井寺市	第3期男女共同参画のための藤井寺市行動計画	2016	4	第2章行動計画の基本的な考え方 II 施策推進の視点 1 あらゆる人々の人権擁護 「現代社会には、障害があること、外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題など、さまざまな人権問題が存在しています。それらが、女性の人権問題と複合的に絡み、男女共同参画社会の実現をさらに阻んでいます。また、男女の性別にとどまらず、性自認や性的指向などの理由から、悩みや困難を抱える人々もいます。これらのことを意識し、一人ひとりの人権に対する十分な配慮を行います。」第3章行動計画の内容 基本目標 I 男女共同参画に対する正しい理解の促進「……。さらには、男女の性別にとどまらず、多様な性のあり方への理解を深める啓発活動についても取り組む必要があります。」
大阪府守口市	第3次守口市男女共同参画推進計画	2016	4	性的マイノリティ、LGBT
兵庫県	ひょうご男女いきいきプラン2020(第3次兵庫県男女共同参画計画)	2016	4	性同一性障害等、性別に起因する困難な状況に置かれた人々について、人権侵害等が生じないよう啓発活動を行うなど、社会における理解促進に努めます。
兵庫県小野市	第三次小野市男女共同参画推進計画	2016	4	基本目標 I 男女平等意識をもった心豊かなひとづくり基本課題1 男女平等や多様な生き方を認めあう心を育む教育・啓発 さらにセクシャルマイノリティの子どもや大人への対応の遅れが言われており、具体的な対応が必要です。
岡山県倉敷市	第三次倉敷市男女共同参画基本計画	2016	4	性的指向と性別違和に関する理解の促進

香川県坂出市	坂出市人権教育・啓発に関する基本指針	2016	4	IV人権教育・啓発の推進方策2各人権課題に対する取組(12)その他以上の類型に該当しない人権問題,例えば,アイヌの人びとやホームレス(路上生活者)に対する人権問題,性的指向・性同一性障がいを理由とする差別問題,職場におけるパワーハラメントなど多様な人権に関する課題が存在しており,2011年(平成23年)3月に発生した福島第1原子力発電所事故に伴う福島県からの避難者に対する事実に基づかない偏見や差別,誹謗中傷といった新たな人権問題も起こっている。
高知県高知市	高知市男女共同参画推進プラン2016	2016	4	施策2 人権の尊重とDV等暴力の根絶〈現状と課題〉一人ひとりの人権が尊重され,尊厳を持って生きることは,男女共同参画社会実現の前提であり,大切な要件です。高齢者,障がい者,子ども,外国人,性的少数者等,さまざまな立場にある人々の人権が守られ,十分な理解や配慮がなされた多様性に富んだ社会を築くためには,職場,学校,地域,家庭等あらゆる場において,人権尊重の意識を高めるための啓発活動を継続して実施していく必要があります。
福岡県春日市	第3次春日市男女共同参画プラン	2016	4	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)を理由として困難な状況に置かれている人については,男女共同参画の視点に立つて必要な取組を進める。
長崎県	第3次長崎県男女共同参画基本計画	2016	4	政策目標8-④ 性的指向や性同一性障害等への理解促進
京都府京田辺市	第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画	2016	6	(9 様々な人権問題>○性同一性障がい,性的指向)性同一性障がいのある人や,同性愛者,両性愛者等に対する社会の理解は未だ十分とはいえず,社会生活の様々な場面で,偏見や差別を受けることがあることから,多様な性に対する市民の理解を深め,性同一性障がいや性的指向等にかかわらず,誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための教育・啓発を推進します。(※文言は修正の可能性があります)
神奈川県大和市	大和市人権指針(改訂版)	2016	6	性的マイノリティの人権課題
大阪府茨木市	(仮称)第2次茨木市人権施策推進計画	2016	8	取り組むべき主要課題と施策の方向性の1つとして(セクシュアル・マイノリティ)

資料③ 自治体のパートナーシップ認定手続き

● 渋谷区

渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例

日本国憲法に定める個人の尊重及び法の下での平等の理念に基づき、性別、人種、年齢や障害の有無などにより差別されることなく、人が人として尊重され、誰もが自分の能力を活かしていきいきと生きることができる差別のない社会を実現することは、私たち区民共通の願いである。

本区では、これまで、男女平等社会の実現を目指して、男女共同参画行動計画を策定し、推進することにより、男女の人権の尊重に積極的に取り組んできた。

しかし、男女に関わる問題においては、今なお、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度や慣行が存在すること、一部の性的指向のある者及び性同一性障害者等の性的少数者に対する理解が足りないことなど、多くの課題が残されている。

日本には、他者を思いやり、尊重し、互いに助け合って生活する伝統と多様な文化を受け入れ発展してきた歴史があり、とりわけ渋谷のまちは、様々な個性を受け入れてきた寛容性の高いまちである。一方、現代のグローバル社会では、一人ひとりの違いが新たな価値の創造と活力を生むことが期待されている。このため、本区では、いかなる差別もあってはならないという人権尊重の理念と人々の多様性への理解を、区民全体で共有できるよう積極的に広めていかなければならない。

これから本区が人権尊重のまちとして発展していくためには、渋谷のまちに係る全ての人が、性別等にとらわれず一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮し、社会的責任を分かち合い、ともにあらゆる分野に参画できる社会を実現しなければならない。

よって、ここに、区、区民及び事業者が、それぞれの責務を果たし、協働して、男女の別を超えて多様な個人を尊重し合う社会の実現を図り、もって豊かで安心して生活できる成熟した地域社会をつくることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条

この条例は、男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関して、基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって多様な個人を尊重し合う社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等と多様性を尊重する社会 性別等にとらわれず、多様な個人が尊重され、全ての人がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合う社会をいう。
- (2) 区民 区内に住所を有する者、区内の事業所又は事務所に勤務する者及び区内の学校に在学する者をいう。
- (3) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及びストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第2項に規定するストーカー行為をいう。
- (5) ハラスメント 他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- (6) 性的指向 人の恋愛や性愛がどのような対象に向かうかを示す指向(異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛及び男女両方に向かう両性愛並びにいかなる他者も恋愛や性愛の対象としない無性愛)をいう。
- (7) 性的少数者 同性愛者、両性愛者及び無性愛者である者並びに性同一性障害を含め性別違和がある者をいう。
- (8) パートナーシップ 男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係をいう。

(男女の人権の尊重)

第3条

区は、次に掲げる事項が実現し、かつ、維持されるように、男女の人権を尊重する社会を推進する。

- (1) 性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス等が根絶され、男女が個人として平等に尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 学校教育、生涯学習その他の教育の場において、男女平等意識の形成に向けた取組が行われること。

(5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活、職場及び地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。

(6) 男女が、妊娠、出産等に関して互いに理解を深め、尊重し合い、ともに生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

(7) 国際社会及び国内における男女平等参画に係る取組を積極的に理解し、推進すること。

(性的少数者の人権の尊重)

第4条

区は、次に掲げる事項が実現し、かつ、維持されるように、性的少数者の人権を尊重する社会を推進する。

(1) 性的少数者に対する社会的な偏見及び差別をなくし、性的少数者が、個人として尊重されること。

(2) 性的少数者が、社会的偏見及び差別意識にとられることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。

(3) 学校教育、生涯学習その他の教育の場において、性的少数者に対する理解を深め、当事者に対する具体的な対応を行うなどの取組がされること。

(4) 国際社会及び国内における性的少数者に対する理解を深めるための取組を積極的に理解し、推進すること。

(区及び公共的団体等の責務)

第5条

区は、前二条に規定する理念に基づき、男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 区は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係団体と協働するものとする。

3 国、他の地方公共団体、法令により公務に従事する職員とみなされる当該職員の属する団体、その他公共的団体(以下「公共的団体等」という。)の渋谷区内における事業所及び事務所は、区と協働し、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するものとする。

(区民の責務)

第6条

区民は、男女平等と多様性を尊重する社会について理解を深め、社会のあらゆる分野の活動において、これを実現するよう努めるものとする。

2 区民は、区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条

事業者は、男女平等と多様性を尊重する社会について理解を深めるとともに、区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するため、採用、待遇、昇進、賃金等における就業条件の整備において、この条例の趣旨を遵守しなければならない。

3 事業者は、男女の別による、又は性的少数者であることによる一切の差別を行ってはならない。

4 事業者は、全ての人が家庭生活、職場及び地域における活動の調和のとれた生活が営まれるよう、職場環境の整備、長時間労働の解消等に努めるものとする。

(禁止事項)

第8条

何人も、区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策を不当に妨げる行為をしてはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス等及びハラスメントをしてはならない。

3 区、区民及び事業者は、性別による固定的な役割分担の意識を助長し、若しくはこれを是認させる行為又は性的少数者を差別する行為をしてはならない。

第2章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する施策

(男女平等・多様性社会推進行動計画)

第9条

区は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策を総合的かつ計画的に推進するための男女平等・多様性社会推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、これを公表するものとする。

2 区は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ第14条第1項に規定する渋谷区男女平等・多様性社会推進会議の意見を聴くものとする。

3 区は、毎年1回、行動計画に基づく男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策の実施状況を公表するものとする。

(区が行うパートナーシップ証明)

第10条

区長は、第4条に規定する理念に基づき、公序良俗に反しない限りにおいて、パートナーシップに関する証明(以下「パートナーシップ証明」という。)をすることができる。

2 区長は、前項のパートナーシップ証明を行う場合は、次の各号に掲げる事項を確認するものとする。ただし、区長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 当事者双方が、相互に相手方当事者を任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号)第2条第3号に規定する任意後見受任者の一人とする任意後見契約に係る公正証書を作成し、かつ、登記を行っていること。

(2) 共同生活を営むに当たり、当事者間において、区規則で定める事項についての合意契約が公正証書により交わされていること。

3 前項に定めるもののほか、パートナーシップ証明の申請手続その他必要な事項は、区規則で定める。

第11条

区民及び事業者は、その社会活動の中で、区が行うパートナーシップ証明を最大限配慮しなければならない。

2 区内の公共的団体等の事業所及び事務所は、業務の遂行に当たっては、区が行うパートナーシップ証明を十分に尊重し、公平かつ適切な対応をしなければならない。

(拠点施設)

第12条

区は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するため、渋谷男女平等・ダイバーシティセンター条例(平成3年渋谷区条例第28号)第1条に規定する渋谷男女平等・ダイバーシティセンターをその拠点施設とする。

2 区は、前項に規定する施設において、第15条に規定する相談又は苦情への対応のほか、条例の趣旨を推進する事業を行うものとする。

(顕彰)

第13条

区は、男女平等と多様性を尊重する社会の推進について、顕著な功績を上げた個人又は事業者を顕彰することができる。

第3章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する体制

(渋谷区男女平等・多様性社会推進会議)

第14条

男女平等と多様性を尊重する社会の推進について調査し、又は審議するため、区長の附属機関として、渋谷区男女平等・多様性社会推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

(1) 行動計画の策定及び評価に関する事項

(2) 男女平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成に関する事項

(3) 男女平等と多様性を尊重する社会に係る人権の尊重及び暴力の根絶に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 推進会議は、前項に定めるもののほか、男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関し、必要があると認めた事項について区長に意見を述べることができる。

4 前2項に定めるもののほか、推進会議の構成及び運営について必要な事項は、区規則で定める。

(相談及び苦情への対応)

第15条

区民及び事業者は、区長に対して、この条例及び区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に関して相談を行い、又は苦情の申立てを行うことができる。

2 区長は、前項の相談又は苦情の申立てがあった場合は、必要に応じて調査を行うとともに、相談者、苦情の申立人又は相談若しくは苦情の相手方、相手方事業者等(以下この条において「関係者」という。)に対して適切な助言又は指導を行い、当該相談事項又は苦情の解決を支援するものとする。

3 区長は、前項の指導を受けた関係者が当該指導に従わず、この条例の目的、趣旨に著しく反する行為を引き続き行っている場合は、推進会議の意見を聴いて、当該関係者に対して、当該行為の是正について勧告を行うことができる。

4 区長は、関係者が前項の勧告に従わないときは、関係者名その他の事項を公表することができる。

第4章 雑則

(他の区条例との関係)

第16条

渋谷区営住宅条例(平成9年渋谷区条例第40号)及び渋谷区区民住宅条例(平成8年渋谷区条例第27号)その他区条例の規定の適用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(委任)

第17条

この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第11条の規定は、この条例の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において区規則で定める日から施行する。

(渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和29年渋谷区条例第8号)の一部を次のように改正する。別表中第38号を第39号とし、第5号から第37号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

5 渋谷区男女平等・多様性社会推進会議 会長 18,000 円 委員 12,000 円

(渋谷女性センター・アイリス条例の一部改正)

3 渋谷女性センター・アイリス条例(平成3年渋谷区条例第28号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

渋谷男女平等・ダイバーシティセンター条例

第1条中「女性問題」を「男女又は性的少数者に関わる問題」に、「女性の地位向上及び男女共同参画推進」を「男女平等と多様性を尊重する社会(性別等にとらわれず、多様な個人が尊重される社会をいう。)の推進」に、「渋谷女性センター・アイリス」を「渋谷男女平等・ダイバーシティセンター」に改め、同条に次の1項を加える。

2 センターの通称は、「アイリス」とする。

第2条第1号中「女性問題及び男女共同参画推進」を「男女平等と多様性を尊重する社会の推進」に改め、同条第2号中「女性問題又は男女共同参画推進」を「男女平等と多様性を尊重する社会の推進」に改め、同条第3号中「女性問題」を「性別等に関わる諸問題」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する自主的な活動等の支援

(渋谷区文化総合センター大和田条例の一部改正)

4 渋谷区文化総合センター大和田条例(平成22年渋谷区条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「渋谷女性センター・アイリス」を「渋谷男女平等・ダイバーシティセンター」に改める。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 渋谷男女平等・ダイバーシティセンター

「第7章 こもれば大和田図書館、渋谷女性センター・アイリス」を「第7章 こもれば大和田図書館、渋谷男女平等・ダイバーシティセンター」に改める。

第48条中「渋谷女性センター・アイリスに」を「渋谷男女平等・ダイバーシティセンターに」に、「渋谷女性センター・アイリス条例」を「渋谷男女平等・ダイバーシティセンター条例」に改める。

●世田谷区

世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(平成27年9月25日 27世人男女第184号)

(趣旨)

第1条

この要綱は、世田谷区基本構想の理念に基づき、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざし、同性カップルがその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第2条

この要綱において「同性カップル」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性を同じくする2人の者をいいます。

2この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、同性カップルであることを区長に対して宣誓することをいいます。

(パートナーシップの宣誓)

第3条

パートナーシップの宣誓は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップル(次の要件を満たすものに限りま)が区職員の面前において住所、氏名及び日付を自ら記入したパートナーシップ宣誓書(様式1。以下「宣誓書」といいます。)を、当該区職員に提出することにより行うものとします。

(1) 双方が20歳以上であること。

(2) 双方が区内に住所を有すること、又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること。

2 宣誓書の受領は、区長が指定する場所において行うものとします。

3 第1項の区職員は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該同性カップルの双方の立会いの下で他の者に代書させることができます。

4 前3項の規定にかかわらず、区長は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルの共にする生活が公序良俗に反すると認めるときは、宣誓書の受領を行わないものとします。

(宣誓書の写し等の交付)

第4条

前条第1項の区職員は、パートナーシップの宣誓をした同性カップルに対し、收受印を表示した宣誓書の写しを交付するものとします。

2 前項の宣誓書の写しには、当該宣誓書に関するパートナーシップ宣誓書受領証(様式2)を添付するものとします。

(宣誓書の写し等の再交付)

第5条

区長は、前条第1項の同性カップルがパートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書(様式3)を提出することにより宣誓書の写し若しくはパートナーシップ宣誓書受領証又はその双方の再交付を希望する旨を申し出たときは、当該同性カップルに対し、宣誓書の写し若しくはパートナーシップ宣誓書受領証又はその双方を再交付するものとします。

(宣誓書の保存)

第6条

区長は、宣誓書を10年間保存するものとします。ただし、第4条第1項の同性カップルの双方が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄します。

(委任)

第7条

この要綱の施行について必要な事項は、生活文化部長が別に定めます。

附則

この要綱は、平成27年11月1日から施行します。

附則(平成28年4月1日28世人男女第23号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行します。

●宝塚市

宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針における人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりの人権が大切にされ、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し、同性カップルが行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

この要綱において「同性カップル」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性を同じくする2人の者をいう。

2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、同性カップルであることを市長に対して宣誓することをいう。

(パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルの要件)

第3条

パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が20歳以上であること。
- (2) 双方が市内に住所を有すること又は一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び当事者以外の者と同性カップルでないこと。

(宣誓の方法)

第4条

パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルは、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(様式第1号)(以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルは、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。

3 宣誓書は、人権男女共同参画課において受領するものとする。

4 同性カップルの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該同性カップルの双方の立会の下で他の者に代書させることができるものとする。

(本人確認等)

第5条

市長は、同性カップルが、本人であることを確認するため、当該同性カップルに対し次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 住民基本台帳カード(顔写真が貼付されたものに限る。)
 - (2) 個人番号カード
 - (3) 旅券
 - (4) 運転免許証
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- 2 市長は、同性カップルそれぞれに配偶者がいないことを確認するため、独身証明書の提出を求めるものとする。

(受領証の交付)

第6条

市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該同性カップルに対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)(以下「受領証」という。)を宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条

受領証の交付を受けた者は、当該受領証の紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、パートナーシップ受領証再交付申請書(様式第3号)により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第8条

受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第4号)に受領証を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 一方又は双方が宝塚市から転出したとき。
- (2) 一方又は双方が死亡したとき。
- (3) 当事者の意思により同性カップルが解消されたとき。

(補則)

第9条

この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

●伊賀市

伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、伊賀市総合計画に掲げる「あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重するまちづくり」をめざし、市民一人ひとりの人権が大切にされ、多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会をめざし、同性カップルがその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

この要綱において「同性カップル」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した同性の2人の者をいう。

2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、同性カップルであることを市長に対して宣誓することをいう。

(パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルの要件)

第3条

パートナーシップの宣誓(以下「宣誓」という。)をしようとする同性カップルは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)双方が20歳以上かつ独身であること。

(2)双方が市内に住所を有している、又は一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。

(宣誓の方法)

第4条

宣誓は、宣誓をしようとする同性カップルが、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、当該市職員に提出することにより行うものとする。

2 宣誓書には、同性カップルの住民票及び独身証明書を添付しなければならない。

3 宣誓しようとする同性カップルは、宣誓する日程等について事前に市と調整するものとする。

4 宣誓書の受領は、市長が指定する場所において行うものとする。

5 同性カップルの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該同性カップルの立会いのもとで、他の者に代書させることができるものとする。

(受領証等の交付)

第5条

市長は、受領した宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該同性カップルに対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(同性カップルの解消)

第6条

宣誓をした同性カップルの一方又は双方が市外に転出したとき、若しくは同性カップルが解消されたときは、当事者の一方又は双方は、パートナーシップ解消届(様式第3号)にパートナーシップ宣誓書受領証を添付し市長に提出しなければならない。

(委任)

第7条

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

●那覇市

那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、那覇市総合計画及び「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の理念に基づき、人がその多様な性を生きることは人権として尊重されるものであり、その中で築かれるパートナーシップもまた尊重されるべきものであることから、誰もが差別や偏見にさらされることなく、安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、パートナーシップ登録の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活をしている、又は継続的に共同生活することを約した、戸籍上の性別が同一である2人の者の社会生活関係をいう。

(2) パートナーシップ登録 パートナーシップ登録簿(第1号様式)への登録を希望する2人の者(以下「申請者」という。)の申請について、市長が第5条第1項の規定による登録を行うことをいう。

(3) 共同生活 日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に、相互に協力し合う2人の者の関係をいう。

(申請者の要件)

第3条

申請者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であることを要する。

(1) 双方が20歳以上であること。

(2) 住所につき、次のいずれかに該当すること。

ア 双方が市内に住所を有すること。

イ 一方が市内に住所を有し、他の一方が市内への転入を予定していること。

ウ 双方が市内への転入を予定していること。

(3) 次のいずれにも該当する、一対一の関係にあること。

ア 双方に現に配偶者がいないこと。

イ 双方に現に申請者以外の者とのパートナーシップの関係がないこと。

(申請の方法)

第4条

申請者は、那覇市パートナーシップ登録申請書(第2号様式。以下「登録申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、市長が指定する場所に申請者の双方が同時に来所して、市長に申請する。

(1) 住民票抄本(個人)

(2) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類は、申請者の一方又は双方が外国籍を有する等これを提出できない特別の事情があると認められる場合に限り、市長が認める別の書類をもって代えることができる。

3 申請者は、申請をする日時等について、事前に市と調整するものとする。

(パートナーシップ登録)

第5条

市長は、前条第1項の規定による申請について、申請者がパートナーシップの関係にあると認めるときは、当該関係についてパートナーシップ登録簿への登録を行うものとする。ただし、第3条第2号イ又はウに該当する場合の申請に係る登録については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 第3条第2号イに該当する場合の登録については、市長が認める期間内に、申請者の一方が市内への転入をしたことを証する住民票抄本(個人)の提出がないときに、パートナーシップ登録を削除する。

(2) 第3条第2号ウに該当する場合の登録については、市長が認める期間内に、申請者の双方が市内への転入をしたことを証する住民票抄本(個人)の提出があったときに、パートナーシップ登録を行う。

2 前項の規定にかかわらず、申請者のパートナーシップの関係が公序良俗に反すると認められるときは、市長は、パートナーシップ登録を行わない。

(登録証明書の交付等)

第6条

市長は、前条第1項の規定によりパートナーシップ登録を受けた2人の者(以下「登録者」という。)に対し、那覇市パートナーシップ登録証明書(第3号様式。以下「登録証明書」という。)を交付する。

2 登録者が、紛失、毀損等の事情により登録証明書の再交付を求めるときは、那覇市パートナーシップ登録証明書等交付申請書(第4号様式。以下「交付申請書」という。)により、市長に申請することができる。

(登録の事実に関する証明)

第7条

登録者が、パートナーシップ登録を受けた、又は削除された事実について証明を求めるときは、交付申請書により、那覇市パートナーシップ登録に関する事実証明書(第5号様式。以下「事実証明書」という。)の交付を受けることができる。

(届出及び返還)

第8条

登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、那覇市パートナーシップ登録の事実に関する届(第6号様式)により、市長が指定する場所に登録者の一方又は双方が来所して、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名その他申請時に提出した書類の記載事実に変更があったとき。
- (2) 登録者のパートナーシップが解消されたとき。
- (3) 登録者の一方又は双方が市外へ転出したとき。
- (4) 登録者の一方が死亡したとき。

2 前項第2号又は第3号に基づく届出を行う登録者は、交付された登録証明書及び事実証明書の全てを返還しなければならない。ただし、同項第3号に該当する場合であって、登録者の一方が、転勤、親族の看病その他のやむを得ない事情を理由として一時的に市外への転出をするときについては、この限りでない。

(登録の変更、削除等)

第9条

市長は、前条第1項第1号に基づく届出を受理したときは、パートナーシップ登録簿の記載内容を変更する。

2 市長は、前条第1項第2号から第4号までに基づく届出を受理したときは、パートナーシップ登録を削除する。ただし、前条第2項ただし書に規定する一時的転出に該当する場合は、この限りでない。

3 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、パートナーシップ登録を削除することができる。

- (1) 第2条第1号又は第3条各号(同条第1号及び第2号ウを除く。)に定める要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ登録を受けたとき。
- (3) 登録証明書又は事実証明書を不正に利用したとき。

4 前項の規定によりパートナーシップ登録を削除された者は、交付された登録証明書及び事実証明書の全てを直ちに市長に返還しなければならない。

(通称名の使用)

第10条

性別違和等市長が特に必要があると認める場合は、パートナーシップ登録における氏名について通称名を用いることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ登録の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

●札幌市

札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(平成29年3月31日 市長決裁)

(趣旨)

第1条

この要綱は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

この要綱において、「性的マイノリティ」とは、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人をいう。

2 この要綱において、「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。

3 この要綱において、「宣誓」とは、2人が互いのパートナーであることを市長に対して宣誓することをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条

パートナーシップの宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 双方が20歳以上であること。

(2) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 双方が市内に住所を有していること。

イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。

ウ 双方が市内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

(宣誓の方法)

第4条

パートナーシップの宣誓をしようとする両者は、揃って市職員の面前においてパートナーシップの宣誓書(様式第1号)に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓書には、宣誓をしようとする両者の住民票及び独身を証明する書類を添付しなければならない。

3 パートナーシップの宣誓をしようとする両者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。

4 宣誓書は、市民文化局男女共同参画室において受領するものとする。

5 当該パートナーの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、両者の立会いの下で他の者に代書させることができるものとする。

(本人確認)

第5条

市長は、宣誓をしようとする両者が、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であつて、本人の顔写真が貼付されたもの。

(受領証の交付)

第6条

市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該宣誓をした両者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)を宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条

受領証の交付を受けた者は、当該受領証の紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、第10条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ受領証再交付申請書(様式第3号)により申請することができる。

2 前項の申請があつたときは、市長は受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第8条

受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第4号)に受領書を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 一方又は双方が市外に転出したとき。

(通称名の使用)

第9条

性別違和等市長が特に必要があると認める場合は、パートナーシップの宣誓における氏名について通称名を用いることができる。

(宣誓書の保存)

第10条

市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。ただし、第8条の規定に基づき受領証の返還を受けた場合のほか、パートナーシップの宣誓をした両者が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄するものとする。

(補則)

第11条

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。